弘前市地域防災計画

－風水害等災害対策編－

（平成２７年修正）

弘前市防災会議

目　　次

第１章　総　　則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の構成 1
第４節　各機関の実施責任 2
第５節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 3
第６節　市の自然的・社会的条件 7
第７節　災害の記録 11
第８節　災害の想定 17
第２章　防　災　組　織 18
第１節　弘前市防災会議 18
第２節　弘前市災害対策本部 19
第３節　動員計画 36
第３章　災害予防計画 39
第１節　調査研究 39
第２節　防災業務施設・設備等の整備 40
第３節　防災情報ネットワーク 45
第４節　防災事業 46
第５節　自主防災組織等の確立 49
第６節　防災教育及び防災思想の普及 51
第７節　企業防災の促進 53
第８節　防災訓練 54
第９節　避難対策 56
第10節　要配慮者等安全確保対策 58
第11節　防災ボランティア活動対策 60
第12節　文教対策 61
第13節　文化財災害予防対策 63
第14節　警備対策 64
第15節　交通施設対策 65
第16節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 66
第17節　水害予防対策 69
第18節　風害予防対策 71
第19節　土砂災害予防対策 72
第20節　火災予防対策 75
第21節　防災拠点の整備 76-1
第４章　災害応急対策計画 77
第１節　気象予報・警報等の収集及び伝達 77
第２節　情報収集及び被害等報告 95
第３節　通信連絡 104
第４節　災害広報・情報提供 107
第５節　避難 109
第６節　消防 114
第７節　水防 115
第８節　救出 116
第９節　食料供給 117
第10節　給水 120
第11節　応急住宅供給 122

第12節　死体の捜索、処理、埋火葬 124
第13節　障害物除去 126
第14節　被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与 127
第15節　医療、助産及び保健 129
第16節　被災動物対策 131
第17節　輸送対策 132
第18節　労務供給 134
第19節　防災ボランティア受入・支援対策 137
第20節　防疫 138
第21節　廃棄物等処理及び環境汚染防止 140
第22節　金融機関対策 142
第23節　文教対策 143
第24節　警備対策 145
第25節　交通対策 146
第26節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 147
第27節　石油燃料供給対策 151
第28節　相互応援協定等に基づく広域応援 152
第29節　自衛隊災害派遣要請 155
第30節　県防災ヘリコプター運航要請 157
第５章　雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画 158
第１節　雪害対策 158
第２節　火山災害対策 167
第３節　航空災害対策 169
第４節　鉄道災害対策 173
第５節　道路災害対策 176
第６節　危険物等災害対策 179
第７節　大規模な火事災害対策 185
第８節　大規模な林野火災対策 188
第６章　災害復旧対策計画 193
第１節　公共災害復旧事業 193
第２節　民生安定のための金融対策 195
第３節　被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 195

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第２節　計画の性格

この計画は、風水害等災害に係る市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。
なお、地震防災計画は別編とする。

１　県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。

２　災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、弘前市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、弘前市災害対策本部の各部及び防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。

３　風水害等に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。

４　市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素、自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施またはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第３節　計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

１　総則（第１章）
弘前市地域防災計画（風水害等災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。

２　防災組織（第２章）
防災対策の実施に万全を期するため、弘前市防災会議及び弘前市災害対策本部の組織、所掌事務等について定めるものである。

３　災害予防計画（第３章）
風水害等の災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。

４　災害応急対策計画（第４章）
風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

５　雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画（第５章）
雪害、火山災害、事故災害に係る市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

６　災害復旧対策計画（第６章）
被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、市及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。

第４節　各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

１　市

市は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域を超え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第５節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務または業務の大綱
弘前市	弘前市	1　防災会議に関すること。 2　防災に関する組織の整備に関すること。 3　防災に関する調査、研究に関すること。 4　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 5　防災に関する物資等の備蓄に関すること。 6　防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること。 7　要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の安全確保に関すること。 8　災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 9　水防活動、消防活動に関すること。 10　災害に関する広報に関すること。 11　避難の勧告・指示に関すること。 12　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助及びそれに準ずる救助に関すること。 13　公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること。 14　農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること。 15　災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関すること。 16　その他災害対策に必要な措置に関すること。
	弘前市教育委員会	1　防災教育に関すること。 2　文教施設の保全に関すること。 3　災害時における応急の教育に関すること。 4　その他災害対策に必要な措置に関すること。
消防機関	弘前地区消防事務組合 消防本部 弘前消防署 東消防署 弘前市消防団	1　風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　人命の救助及び救急活動に関すること。 3　住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4　防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること。 5　危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること。
青森県	弘前警察署	1　災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2　災害時の警備に関すること。 3　災害広報に関すること。 4　被災者の救助、救出に関すること。 5　災害時の死体の検視に関すること。 6　災害時の交通規制に関すること。 7　災害時の犯罪の予防、取締りに関すること。 8　避難の勧告・指示に関すること。 9　その他災害対策に必要な措置に関すること。
	中南地域県民局 地域健康福祉部	1　災害救助に関すること。 2　医療機関との連絡調整に関すること。 3　災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。 4　防疫に関すること。

機　　関　　名		処理すべき事務または業務の大綱
青森県	中南地域県民局 地域整備部	1　公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2　水防活動に関すること。
	中南地域県民局 地域農林水産部	1　農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2　農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3　水産業(内水面)に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること。
	中南教育事務所	1　文教関係の災害情報の収集に関すること。 2　災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。
指定地方行政機関	東北森林管理局 津軽森林管理署	1　森林、治山による災害防止に関すること。 2　保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。 3　山火事防止対策等に関すること。 4　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
	東北農政局 青森地域センター	1　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 2　農地・農業用施設の防災対策並びに指導に関すること。 3　農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 4　災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること。 5　土地改良機械の緊急貸付に関すること。 6　農地・農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること。 7　被災農林業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	青森地方気象台	1　気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2　気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。 3　気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること。 4　市が行う避難勧告等の判断･伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること。 5　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 6　県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	1　公共土木施設（直轄）の整備に関すること。 2　直轄河川の水防警報及び洪水予報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること。 3　一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること。 4　その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること。 5　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
	東北総合通信局	1　非常通信協議会の育成、指導に関すること。 2　非常通信訓練に関すること。 3　防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること。 4　災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。

機　　関　　名		処理すべき事務または業務の大綱
指定地方行政機関	弘前労働基準監督署 弘前公共職業安定所	1　被災者に対する職業のあっせんに関すること。 2　事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること。 3　労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること。 4　被災労働者に対する救助・救急措置の協力及び災害補償に関すること。 5　災害時における労務供給に関すること。
	東京航空局 （三沢空港事務所 青森空港出張所）	1　航空事故防止のための教育・訓練に関すること。 2　災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること。 3　災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること。 4　遭難航空機の捜索に関すること。 5　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。 6　飛行場における事故の消火及び救助等に関すること。 7　飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること。 8　航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること。
陸上自衛隊		1　災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること。 2　災害時における応急復旧の支援に関すること。
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道(株) 秋田支社津軽地区センター 日本貨物鉄道（株）	1　鉄道事業の整備及び管理に関すること。 2　災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること。 3　その他災害対策に関すること。
	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株）ＮＴＴドコモ青森支店	1　気象特別警報・警報の市への伝達に関すること。 2　「災害時優先電話の利用」または「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること。 3　災害対策機器等による通信の確保に関すること。 4　電気通信設備の早期復旧に関すること。 5　災害時における特設公衆電話の設置に関すること。
	ＫＤＤＩ㈱ ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾃﾚｺﾑ㈱ ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾓﾊﾞｲﾙ㈱	1　電気通信設備の早期復旧に関すること。 2　災害時における緊急通話の確保に関すること。
	日本郵便（株） 弘前郵便局	1　災害時における郵便局業務の確保及び災害特別事務取扱に関すること。
	日本赤十字社 青森県支部	1　災害時の医療救護に関すること。 2　災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3　義援金品の募集及び配分に関すること。
	東北電力(株) 弘前営業所	1　電力施設の整備及び管理に関すること。 2　災害時における電力供給に関すること。
	日本放送協会青森放送局 青森放送(株）弘前支社 (株）青森テレビ弘前支社 青森朝日放送(株）弘前支社 (株）エフエム青森	1　放送施設の整備及び管理に関すること。 2　気象予報・警報・特別警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること。
	弘前ガス(株) (一社）青森県エルピーガス協会津軽支部	1　ガス供給施設の整備及び管理に関すること。 2　災害時におけるガス供給の安全確保に関すること。
	（一社）弘前市医師会	1　災害時における医療救護に関すること。

機　　関　　名		処理すべき事務または業務の大綱
指定公共機関及び指定地方公共機関	青森県トラック協会弘前支部 弘南バス(株) 弘南鉄道(株) 日本通運(株) 弘前支店	1　輸送施設の整備及び管理に関すること。 2　災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること。
	日本銀行（青森支店）	1　災害時における通貨及び金融対策に関すること。
	東日本高速道路(株) （東北支社、青森管理事務所）	1　東北自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること。
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	弘前商工会議所及び岩木山商工会等商工業関係団体	1　会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ､あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力等に関すること。 3　災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1　農林水産業に係る被害調査に関すること。 2　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3　被災組合員に対する融資またはあっせんに関すること。
	観光関係団体	1　災害時の観光客の安全対策に関すること。
	運輸業関係団体	1　災害時における輸送等の協力に関すること。
	建設業関係団体	1　災害時における応急復旧への協力に関すること。
	自主防災組織 青年団 女性団体 町内会等	1　災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。 2　災害応急対策に対する協力に関すること。
	アップルウェーブ(株)	1　放送施設の整備及び管理に関すること。 2　気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること。
	病院等経営者	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2　従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3　災害時における病人等の収容、保護に関すること。 4　災害時における負傷者の医療・助産救助に関すること。
	社会福祉施設経営者	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2　従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3　災害時における入所者の保護に関すること。
	金融機関	1　被災事業者に対する資金の融資に関すること。
	学校法人	1　防災教育に関すること。 2　避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること。 3　災害時における応急の教育に関すること。
	危険物関係施設の管理者	1　災害時における危険物の保安に関すること。
	多数の者が出入りする事業所等(デパート・工場等)	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2　従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。

第６節　市の自然的・社会的条件

１　位置

当市は、青森県の西南部、津軽平野のほぼ南端に位置し、北は北津軽郡に、東は南津軽郡に、西は西津軽郡に、南の一部は秋田県に接している。

これを経緯度でみると、東経１４０度０９分（大字常盤野字中村山国有林）から３６分（大字薬師堂字南熊沢）まで、北緯は４０度２８分（大字相馬字萱菴国有林）から４５分（大字十腰内字野中）の区域にあり、経度は、ほぼ東京と同じである。

広さは東西約３７．０㎞、南北約３２．０㎞で、面積は５２４．１２㎢である。標高は市役所で４４．４ｍとなっている。

２　地勢

(1) 地形及び地質

ア　地形

当市の地形は、山地、丘陵地、低地の３つに区分され海岸を有しない。西部には標高１，６２５ｍの青森県最高峰の岩木山を有し、鳥海火山帯に属する岩木山火山地の東北麓及びこれに連なる山田屋台地があり、南部には久渡寺山や毛無山、寒汐山などがある大鰐山地及びこれに連なる丘陵地が東西に分布している。この２つの山地の間を東に流れた後に市域の中央部で北東から北に向きを変える岩木川と、市域の東部境界を北に流れる平川の流域には、これらによって形成された沖積平野があり、囲まれるようにして、主に市街地として発展してきた洪積台地の弘前台地がある。

イ　地質

岩木山地には火山噴出物のいわゆる火山泥流が分布し、低地（平野）には岩木川及び平川によって運ばれた沖積堆積物がかなり厚く発達しており、これら両地質は人工による形質変更が容易であるという特質をもっている。また、南部丘陵地帯はシルト岩からなり砂岩・酸性軽石凝灰岩・礫岩を挟む東目屋層と呼ばれる特徴的な固形堆積物によって覆われている。弘前台地を形成する第四系洪積統の地層は氷河時代の堆積物で、未固結の礫、砂及び粘土からなっている。

(2) 河川、湖沼及び山岳

当市の主な河川、湖沼及び山岳は次のとおりである。

ア　河川

当市は、鰺ヶ沢町に接する一部の地域を除いて、西から北へ流れる一級河川の岩木川の流域に包含されている。岩木山を源とする後長根川、大鰐山地から流れる相馬川、土淵川、大和沢川、東部を南北へ流れる平川など、当市を貫流し、あるいは隣接自治体との境界部を流れる主な河川は次のとおりである。

資料編　〔表〕１－６－１

イ　湖沼

当市と鶴田町との境界部に面積１．９１㎢の廻堰大ため池があるが、その大半は鶴田町に含まれている。また、南部には洪水調節と農業用水の確保を目的とした相馬ダムがあるほか、市域には１３４の農業用ため池があり、満水位面積が１ha以上のため池は次のとおりである。

資料編　〔表〕１－６－２

ウ　山岳

当市西部に山麓が所在する岩木山（標高１，６２５ｍ）は、活火山であり、最近では西暦１８６３年に噴火している。

(3) 道路及び鉄道

当市の交通体系は、次のとおりである。

ア　道路

東北自動車道が当市石川地区を縦断しており、大鰐弘前インターチェンジを介して市街地に接続している。

市内主要道路としては、国土交通省直轄の国道である７号と県管理の国道１０２号の２つの一般国道のほか、主要地方道９路線、一般県道１６路線などがあり、幹線道路としてのネットワークを形成している。

（参考）市道の状況　　資料編　〔表〕１－６－３

イ　鉄道

東日本旅客鉄道株式会社の奥羽本線が市の東部を縦貫しており、弘前駅のほか、撫牛子駅、石川駅が設けられている。

弘南鉄道株式会社の路線は２本あり、弘南線は奥羽本線弘前駅と黒石市を、大鰐線は市中心部と大鰐町をそれぞれ結んでいる。

３　気象

津軽地方は日本海側の気象特性を示し、冬は北西の季節風が強く、また降雪の日が多く積雪量も多い。しかし、日本海を北上する対馬海流は海岸地帯に暖気をもたらし、太平洋側より暖かい。夏は冷涼な北東風（やませ）の影響が少なく、梅雨の傾向も著しくなく、比較的乾燥した暑い夏型を示す。

弘前市の気象もこの天気特性に大局的には支配されているが、盆地的地形の中にあるため、夏と冬の気温差が大きいなど多少内陸型の様相を呈している。

なお、当市で記録した気象の極値は次のとおりである。

【弘前地域気象観測所（アメダス）による観測値】

気 象 項 目	観　測　値	起　　日	統計開始年月
日 最 高 気 温*1	３７．０℃	昭和５３年　８月　３日	昭和５１年　３月
日 最 低 気 温*2	－１６．２℃	昭和５３年　２月１７日	昭和５１年　３月
日 最 大 降 水 量*3	２４３㎜	昭和５２年　８月　５日	昭和５１年　１月
最大１時間降水量*4	６３㎜	昭和５２年　８月　５日	昭和５１年　１月
日最大風速・風向*5	南南西１４m/s	平成　３年　９月２８日	昭和５１年　３月
月 最 深 積 雪*6	１５３㎝	平成２５年　２月２５日	昭和５７年１１月

*1　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最高値
*2　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最低値
*3　0時～24時の合計値
*4　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最大値
*5　24回の毎正時(1時～24時）の値（10分間平均）の中の最大値（最大瞬間風速とは異なる。）
*6　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最大値

４　人口及び世帯

平成２２年国勢調査による本市の人口は１８３，４７３人で、平成１７年に比べ５，５７０人（３．２０％）の減少となった。男女別では男８４，０６４人、女９９，４０９人で、平成１７年に比べ男が２，５５８人、女が３，０１２人減少している。なお、女１００人に対して男８４．６人となっている。

また、世帯数は７０，１４２世帯で、平成１７年に比べ８９１世帯（１．３％）の増加となっており、１～２人世帯が増加していることから１世帯当たり人員は２．６２人で、平成１７年の２．６６人と比較すると、０．０４人の減少となっている。

人口を年齢別にみると、０～１４歳の年少人口が２１，８２９人で、平成１７年に比べ３，２２２人（１２．９％）の減少、１５歳～６４歳の生産年齢人口が１１３，１８３人で７，５４９人（６．３％）の減少といずれも減少しているのに対し、６５歳以上の老年齢人口は４６，４０１人で、３，２０２人（７．４％）の増加となっている。

(1) 総人口、世帯数の推移

（行政経営課　単位：人、％）

区　分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	世 帯 数	１世帯当たり人員
昭和60年	192,989	90,829	102,160	88.9	58,921	3.20
平成2年	191,217	88,581	102,636	86.3	61,807	3.03
平成7年	194,197	89,273	104,924	85.1	66,003	2.88
平成12年	193,217	88,972	104,245	85.3	68,296	2.77
平成17年	189,043	86,622	102,421	84.6	69,251	2.66
平成22年	183,473	84,064	99,409	84.6	70,142	2.62

備考　１世帯当たり人員は、施設等の世帯を除いた一般世帯分で算出

(2) 年齢別人口及び構成の推移

【人　口】　（行政経営課　単位：人）

区　分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総　計	191,217	194,197	193,217	189,043	183,473
0　～14歳	34,703	31,465	28,251	25,051	21,829
15歳～64歳	130,750	130,944	126,925	120,732	113,183
65歳以上	25,591	31,451	37,954	43,199	46,401

備考　総数には、年齢不詳を含む。

【構成比】　（行政経営課　単位：%）

区　分	平成2年	平成7 年	平成12年	平成17年	平成22年
0　～14歳	18.1	16.2	14.6	13.3	11.9
15歳～64歳	68.4	67.4	65.7	63.9	61.7
65歳以上	13.4	16.2	19.6	22.9	25.3

備考　上記の人口については、各年の国勢調査における旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の数を合計したものを使用

5　土地利用状況

当市は、大きく４つの地域から成り立っている。

市中央地域は、弘前城跡を中心に南部台地及び東部低地に拡大した市街地と、それを取り囲む昭和３０年に合併した旧村地区の一部からなる。市街地を取り囲む旧村地区には、水田、りんご園を中心とした都市近郊型優良農地が広がっているが、その一部では市街地の拡大に伴い農地が減少している。

岩木地区と高杉、船沢、新和、裾野の各地区及び藤代地区北部からなる北西部地域は、岩木川左岸の平坦地と岩木山麓の台地及び丘陵地からなり、良好な水田地帯及びりんご園地帯を形成している。

相馬地区と清水、千年、堀越、石川からなる市南部地域は、市域南部の台地及び丘陵地を中心に平川左岸の平坦地の一部と秋田県境の山岳部を含み、生産性の高いりんご園地帯と水田地帯を形成している。また、市の西部から南部にわたって森林地域で比較的林野率が高く、一部は水源かん養保安林の指定を受けて、木材生産機能だけでなく、市域の保全、自然環境の保全等の公益的機能を発揮している。市全域の土地の利用形態別構成は次のとおりである。

資料編　〔表〕１－６－４

６　産業及び産業構造の変化

当市の15歳以上の総就業人口は平成２２年国勢調査で86,330人で、その産業別就業者数は、第３次産業が55,357人で全体の64.1％（分類不能の産業を除く）を占めており、次いで第１次産業12,670人（14.7％（同））、第２次産業13,609人（15.8％（同））となっている。

産業大分類別に就業者数をみると、「卸売・小売業」が13,914人で最も多く、次いで「農業」12,590人、「医療、福祉」11,717人、「サービス業（他に分類されないもの）」8,832人となっている。

過去の調査から、総就業者数に占める各産業就業者数の構成比の変化をみると、第１次産業就業者の割合が減少し、第３次産業就業者の割合が増加するという傾向が続いている。

【産業別就業者数と構成比】　（行政経営課　単位：人，％）

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	96,343		95,578		92,053		86,330	
第１次産業	19,526	20.3	17,211	18.0	15,853	17.2	12,670	14.7
農業	19,408	20.1	17,140	17.9	15,784	17.1	12,590	14.6
林業	111	0.1	66	0.1	66	0.1	77	0.1
水産業	7	0.0	5	0.0	3	0.0	3	0.0
第２次産業	18,591	19.3	19,137	20.0	15,330	16.7	13,609	15.8
鉱業	62	0.1	87	0.1	20	0.0	12	0.0
建設業	8,179	8.5	8,778	9.2	7,007	7.6	5,420	6.3
製造業	10,350	10.7	10,272	10.7	8,303	9.0	8,177	9.5
第３次産業	58,036	60.2	59,016	61.7	58,644	63.7	55,357	64.1
電気・ガス・熱供給・水道業					382	0.4	373	0.4
情報通信業					652	0.7	552	0.6
運輸業					3,258	3.5	3,283	3.8
卸売・小売業					15,731	17.1	13,914	16.1
金融・保険業					1,897	2.1	1,747	2.0
不動産業					706	0.8	914	1.1
飲食店、宿泊業					4,526	4.9	4,757	5.5
医療、福祉					10,759	11.7	11,717	13.6
教育、学習支援業					5,284	5.7	5,088	5.9
複合サービス事業					1,148	1.2	662	0.8
ｻｰﾋﾞｽ(他に分類されないもの)					10,728	11.7	8,832	10.2
公務(他に分類されないもの)					3,573	3.9	3,518	4.1
分類不能の産業	190	0.2	214	0.2	2,226	2.4	4,694	5.4

備考　１　上記の就業者数については、各年の国勢調査における旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の数値を合計したものを使用

２　第３次産業の分類は、平成１７年の国勢調査から変更となったため、平成１７年以降の数値のみを記載

第７節　災害の記録

１　季節からみた災害の状況

(1) 春（３月中旬～６月上旬）

２月下旬からシベリア高気圧の勢力が弱まり、３月に入って中国大陸から移動性高気圧が進んでくるようになる。この頃から気温の上昇率も大きくなるが、ときどき冬型の気圧配置に戻り、季節風が吹き降雪の日もあり、３月でも月平均気温は１℃前後と低い。この頃低気圧は、日本海で急速に発達して北日本を通過し大火、風害を起こすことがある。また、豪雪の年は、融雪による河川や用水路の溢水により水害が起きやすくなる。

４月に入ると、冬の季節風は吹き止み、平地部分の雪は消え、日平均気温も５℃以上と高くなり、４月下旬には日平均気温が１０℃に達し桜の開花が始まる。４月下旬から６月上旬までは移動性高気圧と低気圧が周期的に通過し、このため天気も周期的に変化する。移動性高気圧の中は風が弱く、雲も少なく水蒸気量も少ない。このため、この時期には全般的に降水量が少なく空気が乾燥する。また、北偏した移動性高気圧の中で放射冷却し、朝方霜がおりて被害を受けることが多い。青森県における晩霜は、ほぼ５月上旬までであるが、６月上旬でも霜が発生することがある。

５月中旬頃から天気の周期性がはっきりしなくなる。高気圧が帯状になって日本付近に停滞し、晴天が続くようになる。

ア　強風

強風は、寒冷前線や低気圧の通過によって吹く場合が多く、家屋の損傷、倒木などをもたらす。春の強風は、西ないし南西の風向が多く、一般に風速が１８ｍ／ｓ以上になると被害が急増する。低気圧が青森県の北方を通過すると、気温の急上昇と空気の乾燥によって、火災や、雪解け水による、いわゆる融雪洪水が発生しやすい。

イ　火災

４月、５月は大陸からの乾燥した移動性高気圧に覆われ、１年間で最も空気が乾燥する時期であり、林野火災が発生する。最小湿度が４０％以下、実効湿度が６５％以下になると火災が多くなっている。

ウ　融雪洪水

融雪洪水は、多雪地帯で気温が急上昇する場合に発生する。また、低気圧の接近、またはその影響を受け、降雨が加わると広範囲な洪水となるほか、平均気温が５℃以上の日が２～３日継続するとその発生する割合が大きい。

なお、日平均気温１℃による融雪量は、雨量に換算すると４．５ｍｍ／日に相当する。

エ　晩霜

春の夜間よく晴れて、風のないときに霜が降りやすい。このような気象状態は、移動性高気圧が大陸から東進して、当地方を通る場合に多い。また、大陸方面やオホーツク方面から、高気圧がゆるやかに張り出している場合にも起こるおそれがある。

通常、気温が２℃以下になると霜が降り、－１℃以下では強い霜となって被害が拡大する。

(2) 夏（６月中旬～９月上旬）

平年の梅雨期間は６月中旬前半から７月下旬後半であるが、八甲田山系によりオホーツク海から吹走するヤマセがさえぎられ太平洋側のような農作物への悪影響が弱められる。ただし、梅雨末期には集中豪雨で災害をもたらすことが多い。７月中旬になると日平均気温が２０℃を超えて夏らしくなり、例年８月に最高気温を記録する。盛夏になると太平洋高気圧に覆われ、暑い晴天が続くが、ときには、上空に寒気が流入して発雷し、落雷やひょうによる被害を被る。

しかし、盛夏になっても太平洋高気圧が弱く、オホーツク海高気圧の支配下にあることがある。このような年には冷害となる。８月下旬になると、北方から前線が南下し、天気がぐずつき、暑さも和らぐ。９月に入るとさらに前線が南下し、台風の影響を受けて降水量が多くなることがある。

ア　低温

低温による冷害は、オホーツク海高気圧が長期間にわたって停滞し、ヤマセによる低温と日照不足によるもの及びシベリア大陸からの寒冷気塊の流入によるものとがある。前者を第１種型冷夏、後者を第２種型冷夏と呼んでいる。

第１種型冷夏の場合は、津軽半島北部から下北、三八、上北地方にかけて影響が大きく、当市を含む津軽地方内陸との差が顕著である。オホーツク海高気圧の勢力が強いほど、また長引くほど冷夏が著しくなる。

第２種型冷夏の場合は、シベリア大陸から寒冷気塊が繰り返し流入するものであり、県内全般に低温となる。

イ　大雨

前線や低気圧による日雨量１００㎜以上の降雨は、８月が最も多い。前線の通過により大気の状態が不安定な場合、津軽地方の山沿い等では雷を伴った大雨となり、河川が増水し洪水となることがあ

る。

ウ　雷・降ひょう

雷には熱雷と界雷とがある。盛夏では、内陸部で熱雷が発生する。太平洋高気圧から送られる高温・多湿の潜在不安定な空気が、内陸の下層から熱せられて上昇気流により積乱雲が生じ、これから雷雨が発生する。

界雷は前線によって発生するが、集中的な大雨は熱雷と界雷が重なって降る事例が多い。雷に伴う降ひょうは、６月が最多で、９月にも多く発生し、農作物に被害を与える。

(3) 秋（９月中旬～11月中旬）

９月下旬になると気温も下がり、台風の影響を受けることがある。秋の台風経路は、季節が進むにつれて次第に東にかたよりはじめ、１０月の台風の多くは直接日本に上陸することはなく、日本の東方洋上を北東進する。統計によると、台風は毎年平均約２６個発生し、日本に上陸するのは平均約３個である。台風による被害は複雑多岐にわたる。

秋の天気の移り変わりは春の逆と考えてよく、秋の初期には高気圧が帯状となって停滞しやすく、日本各地は晴天日が多くなり、霜も観測されるようになる。後半は、日本海で発達した低気圧が通過したのち寒気が流入して岩木山などに冠雪し、１１月上旬になると平地でも初雪がみられる。

ア　台風

夏から秋にかけての風水害は台風の通過による場合が多く、特に９月が多い。夏の台風は進路が複雑で進行速度も遅いことが多い。秋の台風は北上するにつれて加速し、時速１００㎞に達することもある。台風が太平洋側沿岸に接近しながら北上する場合の風向きは、反時計回りに変わり、東よりの風が強くなる。台風の中心が関東の南海上にある頃から本県では雨が降り始め、北上するにしたがって風が強くなり、太平洋側では雨量が多くなる。

台風が日本海側を北上する場合は、風向きは時計回りに変わり、台風接近時の南風と、台風が通過した後の西風の強いことが特徴である。台風が西部沿岸を通る場合は、津軽の山沿いに強い雨を降らせるが、日本海中部以北を通る場合は強風が主で、県内全般に高温となり、津軽西部ではフェーン現象が起こる。また、台風が県内を縦断する場合は、暴風雨となる。

秋の台風は、中心が通過した後吹き返しの強い西風が長引く。

イ　初霜

県内の初霜は１０月中旬から下旬にかけて観測される。

(4) 冬（11月下旬～３月上旬）

春が徐々にやってくるのにくらべ、秋は急速に深まり、北日本ではいち早く冬に入る。１２月に入ると北西の季節風の吹き出しの回数も増し、本格的な冬を迎え、雪の降る日が多くなり、中旬以降根雪になることもある。１２月後半になると強い寒気が流入して、風雪や大雪の日が数日続くようになる。厳冬期の１月、２月は、内陸型の気候の影響により、青森市などと比べて降雪量がやや多く、気温もやや低いため、水道や路面の凍結するところが多い。また、地吹雪等で視程が悪くなるので交通機関は特に注意が必要であり、更に、なだれにも注意を要する。

２月末頃から大陸の高気圧が後退し始め、南または東よりの風が吹くようになって晴れる日が多くなってくる。

ア　大雪・風雪

低気圧がオホーツク海方面で停滞し、発達する場合に冬型の気圧配置が強まって、津軽地方を中心に風雪の日が続く。上空５，０００ｍに－４０℃程度の寒気団が居座るようになると日本海側の降雪は多くなる。

イ　着雪

気温が０℃前後の場合に、低気圧の影響で湿った大雪が降ると電線や樹木に着雪し、断線や倒木等の被害が発生する。着雪被害の程度は、気温を基準にすると、概ね２℃から－２℃の場合が顕著で、－３℃以下になると軽微になってくる。

ウ　なだれ

専門的にはかなり細かく分類されているが、一般に表層なだれと全層なだれに大別される。なだれが最もよく起きる斜面の傾斜は、３５～４５度で、５５度以上の斜面は、雪が少し積もるとすぐ落ちるので、「なだれ」にはならない。また、２５度以下の緩やかな斜面も「なだれ」は少ない。

(5) その他

ア　火山

市内の活火山は、岩木山があり、噴火の記録がある。岩木山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定され、仙台管区気象台において常時観測を行っている。

イ　家屋火災

火災は、低温で火気を使用する機会の多い空気が乾燥した冬季から春季にかけて多発しており、居

住建物の火災が、高い比率を占めている。
火災による死者は主に居住建物で多く発生しており、高齢者、乳幼児が大半を占めている。

２　災害の記録

(1) 水害

当市は過去に数度の水害にみまわれた。その主なものは次のとおりである。

ア　昭和３３年８月１１日～１２日（集中豪雨）

８月１０日夜半から降り始めた雨は一昼夜にして総雨量２２０㎜を記録、１２日午前６時に至って岩木川の堤防が決壊し、下町を中心とした流域一帯が被災した。

被害の概要は、死者３名、重軽傷者９２名、住家が被害にあった世帯は全壊・流失の５４世帯を含めて約３，０００世帯に及んだ。また、橋梁流失１５カ所、決壊した堤防護岸１８カ所、冠水あるいは埋没・流失した農地は１，６００ｈａを超え、総額１４億円に近い被害額に達した。

イ　昭和３３年９月１７日～１８日（台風２１号）

９月１７日来襲した台風２１号は当地方に豪雨をもたらし、平川・大和沢川・岩木川・土淵川が随所で氾濫した。被害は土淵川流域の上町一帯を中心に発生し、２，４１２世帯､１２，２２５人が被災し、重軽傷者１１名、住家の全壊１９戸、流失２１戸、半壊１０戸、浸水２，１１２戸にのぼり、被害総額は約４億円に及んだ。

ウ　昭和４７年７月８日～９日（集中豪雨）

７月７日から岩木川源流部の山間地を中心に雨が降り続け、目屋ダムに流入する水量が多量になった。このためダムは８日正午より放水量を増やし始め、最大時毎秒９１０トンに及んだ。そして９日早朝、岩木川の堤防が一部崩れ、水害となった。被災地域は、東目屋、藤代、新和、栄町など岩木川流域の各地区のほか、平川沿いの石川地区にも及び、住家の床上・床下浸水１２０戸、橋梁の流失など土木施設被害１７カ所、農業用施設被害１９カ所、農地の被害１９ｈａ、農作物被害４６０ｈａを数え、被害総額は約３億円にのぼった。

エ　昭和５０年８月５日～６日（集中豪雨）

８月５日夜半から６日未明にかけて津軽地方を襲った集中豪雨は、当市をはじめ各地に甚大な被害を発生させた。なかでも百沢地区では、蔵助沢で発生した土石流が人家を巻き込み、死者２２名、重軽傷者４５名という大惨事を引き起こした。東目屋、船沢、高杉などの各地区においても中小河川が氾濫し、住家全半壊３７棟、住家の床上浸水１４４世帯、床下浸水７０３世帯、土木施設１３３カ所、農業用施設１４８カ所、農地７０カ所、農作物８８０ｈａ、道路７２カ所などの被害が発生した。また、電力施設などにも被害が及び、被害総額は約６２億円にのぼった。

オ　昭和５０年８月１９日～２０日（台風５号くずれの低気圧）

８月１８日日本海にぬけた台風５号は熱帯低気圧にかわったが、１９日夜半から２０日早朝にかけて津軽南部の山岳地帯に大雨を降らせた。このため、南部山岳地帯を源とする土淵川・大和沢川・後長根川・相馬川・平川等の河川をはじめ、各地の溜池、用排水堰が随所で決壊氾濫した。

なかでも、弘前市街地の中心部を貫流する土淵川の氾濫により、上流部の小沢地区から平川合流点までの全長１４．８㎞に及ぶ流域一帯では、橋梁の流失・損壊、住家の流失のほか、鉄道交通機関、上下水道施設、通信施設などに甚大な被害をもたらした。

市域全体でみると、住家被害３，６７０棟を数え、農業用施設被害約２５０カ所、農地被害約１３０カ所ほか、土木施設、林道、農作物、さらに家畜、商工・観光施設、文教施設、社会福祉施設、下水道施設、運輸・通信施設、電気・ガス・水道施設などの被害を合わせると、総額約９５億円に及ぶものとなった。

カ　昭和５２年８月５日（集中豪雨）

８月５日未明から降り出した雨は、同日午後８時までに弘前気象通報所（和田町）で２４３㎜を記録した。特に最も強く降った午後４時から午後７時まででは１１７㎜となっており、３時間雨量としては例を見ない量であった。早朝からの雨で河川は増水し、３００棟ほどの家屋が浸水被害を受けていたが、昼頃この洪水はいったん収まった。しかし夕刻の強い雨で再び水位が上がり、市内全域にわたって中小河川が溢水氾濫した。特に寺沢川は、上流に点在する溜池が次々と決壊したため急激に増水した。午後７時すぎから洪水がピークとなり、家屋の浸水被害も拡大していった。

危険な地域にいて避難できなかった市民については、人命を最優先して官民一体となって救助活動を展開したが、増水状況が著しかった寺沢川流域で８名、また土淵川流域で１名の合計９名が激流にのまれ、死亡した。

この集中豪雨による被害は、死者９名のほか、重軽傷者２０名、住家のうち全壊・流失したもの１２棟、半壊が７８棟、床上浸水２，０５１棟、床下浸水３，１７８棟に及んだ。施設関係では土木関係約１２０カ所、農業用施設約５００カ所、農地関係１４０カ所、林道６４カ所、文教関係１

２カ所のほか、下水道、運輸・通信関係、電気・ガス・水道関係などにも発生し、被害総額は約１１０億円に及ぶものとなった。

キ　平成２５年９月１６日（台風第１８号）

９月１３日に小笠原近海で発生した台風第１８号は１６日朝、愛知県豊橋市付近に上陸し、日本列島を縦断した。台風の北側から日本海にのびる前線が青森県付近に停滞した影響で、青森県では台風の接近に先行して１５日明け方から夕方にかけて、及び１６日未明から夜にかけて雨が降った。台風の接近により、雨は１６日昼前から強まり、１５日午前５時から１６日午後８時までのアメダス速報値による総雨量は弘前市和田町で２０２．５ｍｍを、１時間雨量では午後１時に４０ｍｍを記録した。

この大雨により、岩木川では、はん濫危険水位を超える増水となり、岩木川の無堤部からの浸水により大川・三世寺地区と上中畑（三和）地区で住家８６棟、非住宅１１３棟の浸水被害が発生したほか、市内各所でも中小河川からの浸水により被害等が発生をした。人的被害はなかったものの、市全域では、住家被害は半壊３棟、一部損壊１棟、床上浸水５７棟、床下浸水１２７棟（計１８８棟）、非住家被害は全壊２棟、半壊１棟、床上浸水２９１棟、床下浸水４棟（計２９８棟）にも及んだ。また、農地・農業用施設・林道の被害が１，０００箇所を超えたほか、公共土木施設で約１２０箇所、りんご園地３４７．４ｈａ、水田・普通畑１６７．４ｈａ、市有施設等１７箇所に被害が発生し、被害総額は概算で約３６億円に及ぶものとなった。

市は、９月１６日午後４時に災害対策本部を設置し、１０月２２日午前９時をもって同本部を廃止するまでの間、全庁をあげて対応にあたった。

岩木川が短時間で急激に増水・浸水したことから、市は、９月１６日午後５時２０分に上大川・下大川町会、午後６時２０分に三和町会、午後９時００分に青女子・種市・小友（一部）町会の合わせて６町会の住民に対して避難指示を発令した。また、大雨に伴う崖崩れ等により、９月２２日午前１０時３０分に西茂森地区の一部に避難指示を、９月２４日午後７時に乳井地区の一部に避難指示及び避難勧告を発令した。

(2) 風害

当市の主な風害発生年は、昭和４０年、昭和５３年、昭和５４年、昭和５６年、昭和６２年であり、主として農業被害、特にりんごの落果被害や折損倒伏等樹体被害であった。

平成３年９月２８日午前、本県西方海上を通過した台風第１９号は、当市をはじめ全国各地で甚大な被害をもたらした。９月２７日日中、九州の西海上を北上した台風第１９号は、午後４時過ぎ長崎県佐世保市の南に上陸したあと日本海に抜け、中心気圧９４５hpa、中心付近の最大風速４５ｍ/sという強い勢力を保ったまま、２５ｍ/s以上の暴風域の範囲を南東側に更に広げ、速度を上げながら日本海を北東に進んだ。

青森地方気象台では、９月２７日午前６時３０分、県内全域に強風注意報を発表。また、午後９時には暴風警報を発表し、急速な風の強まりと日中いっぱいは大荒れになることを警告。

弘前地区消防事務組合消防本部の観測によると、弘前市においては９月２８日午前３時直前から風が強まり、午前３時５分頃、瞬間風速１５ｍ/sを記録するが、３時３０分過ぎに一旦弱まり、４時頃ほぼ無風の状態となった。５時直前から風が再び強まりはじめ、５時１５分頃から８時近くまで瞬間風速は３０ｍ/sを頻繁に超え、平均風速も１５ｍ/s以上となった。この間、５時２９分とその後３回、瞬間風速が風速計の計測限界である３５ｍ/sを超え、当市の最大瞬間風速は不明である。

また、５時３０分頃から６時３０分頃まで平均風速がしばしば２０ｍ/sに達し、最大風速を記録。午前８時以降、時折瞬間風速で２０ｍ/sを記録したが、風は次第に弱まり午前１１時以後は平均風速１０ｍ/s以下、午後１時以降は５ｍ/s以下となり、早朝から吹き荒れていた強風も収まった。

本台風の被害では、５名の尊い人命が失われた。自然災害で死亡者が出たのは、昭和５２年８月５日の集中豪雨による災害以来のことである。負傷者は１５名で、内訳は重傷２名、軽傷１３名であった。家屋被害は、５，７２０棟に及び、そのうち全壊が３０棟、半壊は３３１棟であった。

市の被害は、学校施設の２７２，０３４千円、文化財関係が３８６，６７８千円、環境保健関係が１６，０２１千円、生活福祉施設関係が２４，５５３千円などで総額４０，２８１，９７６千円を数えた。

最も被害額が大きかったのは農林被害であり、りんごの被害が大半を占め、総額３３，２４１，２４１千円に及んだ。商工業関係の被害は、商業部門６９０，１６０千円、工業部門３６９，１２０千円で、合計２，０８４，４４０千円の被害となった。

本台風による被害総額は約６１０億円に及ぶものとなった。

１０月２日に被害状況が判明し、旧弘前市は災害救助法の適用を、旧岩木町は県単独事業の災害救助法適用以外の災害援護の適用が決定した。

このほか、公共的な機関にも甚大な被害が発生。東北電力弘前営業所管内で電柱が損壊するなど

して、管内の約８５％に当たる６７，４００戸が停電。県内外からの応援を受け復旧に努力した結果、１０月１日午後１１時４８分高圧系が完了し、ほぼ全面復旧した。電信電話施設では、日本電信電話弘前支店の調査によると、本市、中郡、南郡で3，１２１件の故障・不通が発生し、１０月４日に全面復旧した。交通機関では、ＪＲ線、弘南鉄道、弘南バスの公共交通機関がいずれも９月２８日は始発から全面運休。ＪＲ奥羽本線、弘南バスは２９日には平常運行に戻ったが、弘南鉄道が全線復旧したのは、大鰐線が１０月１日、弘南線が１０月６日であった。

また、平成２４年７月５日午後５時過ぎ、弘前市大字鬼沢字菖蒲沢付近から楢木字牧野付近にかけて突風が発生し、約１ｋｍの範囲に被害が及んだ。青森地方気象台によると津軽地方では上空に寒気が入り込み、夕方には弘前市周辺で活発な雷雲が発生するなど大気が不安定で、竜巻が発生しやすい状態にあった。７月６日の青森気象台による現地調査等の結果、この突風は「竜巻」と認められ、その強さはＦ１（藤田スケール基準で弱い方から２番目の強さ）と推定されたことから、当市では初めての竜巻による被害となった。

この竜巻による被害は、人的被害が軽傷者１名、建物等被害９９棟（住家半壊９棟、住家一部破損４６棟、非住家被害４３棟）、車両被害７台、りんご等樹体損傷１６８本のほか、停電が最大４８６戸に及んだ。

(3) 雪害

当市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）により豪雪地帯に指定され、旧相馬村地区においては特別豪雪地帯に指定されている。

雪による災害は、雪降ろし等に係わる人的被害、積雪荷重による建物並びに果樹被害、あるいは交通機関や電気・通信施設の被害などの形で発生する。

過去の豪雪の主な発生年度は、昭和４８年度冬期（死者１名、重症者１名、軽症者３名）、昭和５１年度冬期（死者３名）、昭和５８年度冬期（重症者１名）、昭和６０年度冬期（死者１名、重症者１名、軽症者４名）、平成１６年度冬期（死者３名）、平成１７年度冬期（死者２名）、平成２３年度冬期（死者３名、負傷者５７名）、平成２４年度冬期（死者４名、負傷者等３１名）である。

平成１６年度冬期は、３月２日に弘前市和田町の観測施設において１５０㎝という観測史上最高の積雪深を記録し、死者３名、負傷者２６名のほか住家の損壊やりんご樹体損傷などに被害が発生した。平成１７年度も豪雪により死者２名、負傷者３８名のほか住家損壊等の被害が発生し、２年連続で豪雪に見舞われた。

平成２３年度冬期は、豪雪により、死者３名、負傷者５７名（重症２１名、中等症２３名、軽症１３名）のほか、住家被害１８４棟（一部破損１８０棟、床上浸水１棟、床下浸水３棟）、非住家被害３２棟、市有施設被害８件、文化財等被害５件、農業用ハウス損壊３９棟、りんご樹体損傷の被害などが発生した。

また、平成２４年度冬期も２年連続の記録的な豪雪に見舞われ、平成２５年２月２４日、市で初めての「弘前市豪雪災害対策本部」を設置し、災害対応にあたった。

平成２５年２月２５日には、弘前市和田町の観測施設において、平成１７年３月２日に記録した１５０ｃｍを上回る観測史上最高の１５３ｃｍという積雪深を記録し、死者５名、負傷者３１名（重症４名、中等症１４名、軽症等１３名）のほか、住家被害やりんご樹体損傷など多くの被害をもたらした。

(4) 火災

当市において大火と呼ばれるものは、６１０戸を焼失した昭和３年のいわゆる富田の大火以来無い。

一方、林野火災としては、昭和５４年８月２１日と昭和６０年６月２９日に一野渡鷲ノ巣国有林で発生したものが近年では大きい。

昭和５４年８月２１日の火災では、焼失面積１１．１ha、被害額は６００万円を超え、消防職・団員合わせて１，６８９名が消火活動にあたった。

また、昭和６０年６月２９日の火災では、焼失面積６．２ha、被害額は７００万円を超え、消防職・団員合わせて７１４名が消火活動にあたった。

なお、いずれの火災とも、消火にあたって知事を通じて自衛隊の出動を要請し、地上消火に出動したほか、ヘリコプターによる空中消火も実施された。

明治以降の主な火災

明治13年5月15日	元寺町柾木座より出火し、本町、元大工町、元長町、親方町、元寺町、元寺町小路、上鞘師町、鉄砲町、一番町、百石町、下土手町、鍛冶町、新鍛冶町、北川端町、桶屋町にかけて、1,064戸焼損。死者3名
明治18年9月12日	中郡公立中学校より出火し、同校及び私立学校１校全焼
10月21日	和徳町より出火、代官町、茶畑町に延焼し、100戸焼損
明治22年10月25日	私立学校１校より出火し、2棟400坪全焼
明治23年3月4日	第一大成小学校全焼
明治25年6月20日	市役所、警察署、県尋常中学校焼損
明治34年5月1日	楮町より出火、松森町に延焼し、61戸焼損
明治36年5月8日	元寺町旅館より出火し、55戸焼損
明治39年4月21日	弘前城北の郭の櫓、花火により焼損
5月25日	輜重隊より出火し、大隊本部、1・2中隊舎7棟、332坪焼損
8月23日	弘前城西の郭の櫓（埋御門内側）焼損
9月28日	土手町蓬莱橋際より出火し、38戸焼損
明治42年5月2日	鞘師町より出火、百石町に延焼し、43戸焼損、死者3名
明治43年12月7日	土手町旅館より出火し、44戸焼損、死者1名
大正2年12月4日	弘前裁判所全焼、4棟113坪焼損
大正6年5月18日	清水村富田より出火、土手町、品川町、新品川町、松森町、楮町、新楮町、豊田村小比内、外崎一円が焼損。全焼533戸、半焼8戸、死者1名、郡役所、清水村役場、第二大成小学校焼損
昭和2年5月29日	北横町遊郭より出火し、和徳町、南横町、萱町、植田町、代官町、茶畑町、和徳町の一部を焼損、全焼538戸の外、和徳小学校焼損
昭和3年4月18日	富田町より出火、富田大通、偕行社通、住吉町、中土手町、上土手町、松森町、品川町、新品川町、楮町、代官町、上瓦ヶ町、和徳町、停車場通、豊田村の一部に及び全焼610戸、半焼19戸、死者1名、第一大成小学校、第二大成小学校焼損
昭和3年11月8日	富田小学校焼損
昭和5年6月15日	時敏小学校焼損
昭和9年5月18日	市立弘前病院焼損、4棟400坪
昭和22年2月5日	紺屋町秩父宮殿下元御仮邸（菊池別邸）全焼、3棟1,386㎡焼損
昭和24年4月14日	病院１戸全焼、8棟5,221㎡焼損、死者5名
4月18日	弘前税務署（元師団経理部）全焼、3棟1,274㎡焼損
10月12日	時敏小学校焼損
10月23日	朝陽小学校全焼、塩分町、15戸焼損
12月31日	弘前裁判所全焼
昭和27年5月4日	土手町繁華街（蓬莱橋東側）16戸焼損
12月20日	上白銀町　藤田別邸焼損（1,079㎡）
昭和31年5月21日	弘前市小比内地区、全焼（住家10戸、非住家17棟）、半焼（住家１戸、非住家１棟）
昭和31年7月21日	第一中学校一部焼損（832㎡）
昭和35年5月13日	北瓦ヶ町学園１戸全焼、10戸焼損（6,280㎡）
昭和37年1月27日	下白銀町１、弘前大学教育学部西校舎焼損（3,098㎡）
昭和39年4月6日	土手町　デパート１戸焼損（1,377㎡）
昭和42年4月17日	印刷会社屋全焼（1,075㎡）
昭和44年1月31日	弘前高等学校焼損（1,130㎡）
1月31日	病院全焼（4,125㎡）
昭和45年6月8日	常盤野小中学校焼損(956㎡)
昭和47年1月22日	本町・鍛冶町地区、全焼10棟、半焼１棟、部分焼１棟、焼損(3,529㎡)
昭和47年7月20日	私立高校１戸全焼（2,460㎡）
昭和54年8月21日	一野渡鷲ノ巣国有林11.1ha焼損
昭和60年6月29日	一野渡鷲ノ巣国有林　6.2ha焼損
昭和61年2月8日	社会福祉法人施設焼損（145㎡）、死者２名、負傷者６名
昭和61年3月28日	加工業工場焼損（1,524㎡）、損害額1億9,682万円
平成13年5月8日	田町雑居ビル焼損（85㎡）、死者５名、負傷者４名
平成16年1月26日	国吉温泉旅館全焼(1,077㎡)、損害額1億1,059万円

第８節　災害の想定

この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

(1) 台風による災害
(2) 集中豪雨等異常降雨による災害
(3) 豪雪による災害
(4) 火山噴火による災害
(5) 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
(6) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第２章　防　災　組　織

第１節　弘前市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の地域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。なお、防災会議の組織及び所掌事務は弘前市防災会議条例（平成１８年弘前市条例第２１５号）で定める。

１　組織

弘前市防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる委員をもって組織する。（弘前市防災会議条例第３条第５項）

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 弘前地区消防事務組合消防長
(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
(6) 弘前市教育委員会教育長
(7) 消防団長
(8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(10) その他市長が必要と認めた者

（参考）弘前市防災会議条例　　資料編　〔定〕２－１－１
　　弘前市防災会議委員名簿　　資料編　〔表〕２－１－１

【弘前市防災会議組織図】

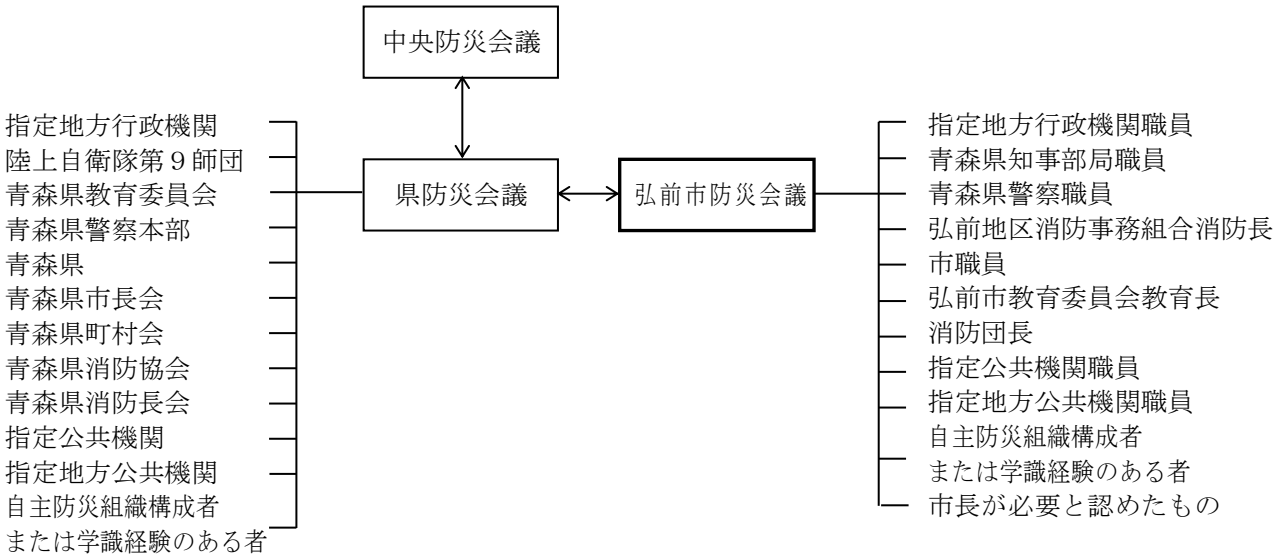

２　事務局

防災会議の事務を処理するため、事務局を経営戦略部防災安全課に置く。

３　所掌事務

弘前市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

(1) 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
(4) 前２号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第２節　弘前市災害対策本部

市の地域内に災害が発生し、または発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

１　設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置または廃止する。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長が全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

ア　災害が市内に広域にわたり発生し、または発生するおそれがあるとき。

イ　市内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

予想された災害の危険が解消したと認めるとき、または災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア　災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝　達　方　法（電話番号）	担当班
防災会議委員	電話（弘前市防災会議委員名簿）	対策調整班
副本部長及び本部員	電話、口頭（弘前市災害対策本部員等名簿）	〃
庁内の各部、各班	庁内放送、電話	〃
総合支所	電話（電話不通時は防災無線）	〃
支部	電話（電話不通時は防災無線）	市民班
庁外の各班	電話、防災無線	対策調整班
青森県知事 （防災消防課）	電話（代表　０１７－７２２－１１１１） （直通　０１７－７３４－９０８８） 防災情報ネットワーク （８－８０１－１－５８１２～５８２０）	〃
県災害対策本部中南地方支部 ＊１	電話 （代表　３２－１１３１：中南地域県民局地域連携部） （直通３２－２４０１）	〃
弘前警察署	電話、口頭（代表　３２－０１１１）	〃
陸上自衛隊第39普通科連隊	電話（８７－２１１１　内線２３６）	〃
弘前地区消防事務組合	電話、防災無線、消防無線、衛星無線	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関＊２	電話	〃
ＮＨＫ青森放送局＊３	電話（０１７－７７４－７７５８）	〃
ＲＡＢ弘前支社＊３	電話（３２－６１３１）	〃
ＡＴＶ弘前支社＊３	電話（３４－４１０１）	〃
ＡＢＡ弘前支社＊３	電話（３５－８２１１）	〃
エフエム青森　　＊３	電話（３８－１０２２）	〃
アップルウェーブ＊３	電話（３８－０７８８）	〃
市役所記者クラブ	口頭、文書	対策調整班 広聴広報班
市民　　＊４	報道機関、防災広報車、防災無線、ホームページ等	〃
総務省消防庁（県報告不能時）＊５	地域衛星通信ネットワーク （８－０４８－５００－９０４９０３０）	消　防　班

＊１　青森県災害対策本部が設置された場合のみ通知する。

＊２　各機関のうち防災会議委員が所属する機関以外については、災害の内容に応じて通知するかどう

かを決定する。各機関の連絡先は下表のとおりである。

＊３支局長、支社長または社長等がいずれも防災会議委員となっているので、委員への通知で代えるものとする。

＊４　報道機関への報道依頼及び広報車による広報は、本部長が必要と認めた場合に実施する。

＊５　総務省消防庁への報告は、県への報告ができない場合のみ一時的に消防庁へ変更するものであり、火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日消防応第２６７号）により行う消防庁への報告により一体的に行う。

【指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡先】

名　　称	電　話　番　号	備　　考
青森地方気象台	０１７－７４１－７４１３	防災会議委員、青森市
東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	 ０１７－７３４－４５６０ ７５－３３１４ ２８－１３１５	 防災会議委員、青森市 藤崎町
東北農政局青森地域センター	０１７－７７７－３５１２	防災会議委員
東北森林管理局津軽森林管理署	２７－２８００	防災会議委員
東北総合通信局	０２２－２２１－０６８２	仙台市
青森労働局弘前労働基準監督署	３３－６４１１	
青森労働局弘前公共職業安定所	３８－８６０９	
東日本旅客鉄道㈱弘前駅	３２－０１７４	防災会議委員
東日本電信電話㈱青森支店	０１７－７７４－９５５０	防災会議委員、青森市
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	０５７０－０３－９９０９	
株式会社ＮＴＴドコモ東北支社 青森支店	０１７－７７４－８００２	青森市
ＫＤＤＩ株式会社東北総支社	０２２－２６２－０６９８	仙台市
日本郵便株式会社弘前郵便局	３２－４１０１	
日本赤十字社青森県支部	０１７－７２２－２０１１	青森市
東北電力株式会社弘前営業所	３２－０２３８	防災会議委員
日本通運株式会社弘前支店	２６－２２６０	
弘前ガス株式会社	２７－９１００	防災会議委員
青森県エルピーガス協会津軽支部	３２－２２８８	
弘南バス株式会社	３２－２２４１	
弘南鉄道株式会社	４４－３１３６	平川市
青森県ﾄﾗｯｸ協会弘前支部	２７－４２２９	防災会議委員
(一社)弘前市医師会	３２－２３７１	防災会議委員

イ　災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

２　組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、弘前市災害対策本部条例（平成18年弘前市条例第216号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア　災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のウの本部員をもって組織する。

イ　災害対策本部長は市長、災害対策副本部長は副市長とするが、参集が困難な場合の対応として、代替職員を定めておく（第一順位：経営戦略部長、第二順位：財務部長）。

ウ　本部員は、次の「災害対策本部組織機構図」に示す部長、部長相当職及び弘前地区消防事務組合消防長とする。

エ　災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

オ　本部員会議は、本部長、副本部長、教育長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

カ　本部長の事務を分掌させるため、災害対策本部に「災害対策本部組織機構図」に示す部を置き、本部員をそれぞれ部長として充てる。

キ　災害対策本部に「災害対策本部組織機構図」に示す特別班を置き、括弧内書きで掲げる部長または課長相当職をその班長として充てる。

ク　災害対策本部の部に班を置き、各部の課長をその班長として充て、事務を処理する。

ケ　災害対策本部の部に、出張所の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるための支部を置き、出張所長をその支部長として充てる。

コ　災害対策本部の部に「災害情報連絡員」をそれぞれ原則として２名以上置き、災害対策本部員である部長（相当職）が、それぞれの部からあらかじめ指定した者をもってこれに充てる。

サ　災害が局地的である場合等には、必要に応じて現地災害対策本部を置き、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。

シ　河川の溢水等による災害が起こりうる場合は、河川等特別対策部を置き、本部長が部長を指定する。

【災害対策本部組織機構図】

弘前市防災会議

【災害対策本部】

●本部長
市長

●副本部長
副市長

●本部員
経営戦略部長
財務部長
市民文化ｽﾎﾟｰﾂ部長
健康福祉部長
健康福祉部理事
農林部長
商工振興部長
観光振興部長
建設部長
都市環境部長
岩木総合支所長
相馬総合支所長
上下水道部長
教育部長
市立病院事務局長
消防事務組合消防長
農業委員会事務局長

●本部連絡員
・国土交通省東北地方整備局（青森河川国道事務所）
・青森県警察（弘前警察署）
・自衛隊（陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊）
・東北電力等指定公共（地方公共）機関
※災害規模等により異なる

特　別　班
会計特別班（会計管理者）
議会特別班（議会事務局長）
選管事務局特別班（選挙管理委員会事務局長）
監査事務局特別班（監査委員事務局長）

本部員会議
本部長、副本部長、教育長、本部員

事務局（防災安全課）

各部の災害情報連絡員

対策連絡部（経営戦略部長）	班名	班長	班員
	対策調整班	防災安全課長	防災安全課職員
	政策推進班	政策推進課長	政策推進課職員
	行政経営班	行政経営課長	行政経営課職員
	人材育成班	人材育成課長	人材育成課職員
	法務契約班	法務契約課長	法務契約課職員
	広聴広報班	広聴広報課長	広聴広報課職員
	消防班	消防団長	消防団員

財務部（財務部長）	班名	班長	班員
	財務政策班	財務政策課長	財務政策課職員
	財産管理班	財産管理課長	財産管理課職員
	情報システム班	情報システム課長	情報システム課職員
	市民税班	市民税課長	市民税課職員
	資産税班	資産税課長	資産税課職員
	収納班	収納課長	収納課職員

市民文化スポーツ部（市民文化ｽﾎﾟｰﾂ部長）	班名	班長	班員
	市民協働班	市民協働政策課長	市民協働政策課職員
	市民班	市民課長	市民課職員
	支部	各出張所長	各出張所職員
	文化スポーツ班	文化ｽﾎﾟｰﾂ振興課長	文化ｽﾎﾟｰﾂ振興課職員

健康福祉部（健康福祉部長）（健康福祉部理事）	班名	班長	班員
	福祉政策班	福祉政策課長	福祉政策課職員
	子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課職員
	生活福祉班	生活福祉課長	生活福祉課職員
	介護福祉班	介護福祉課長	介護福祉課職員
	国民年金班	国民年金課長	国民年金課職員
	健康づくり推進班	健康づくり推進課長	健康づくり推進課職員

農林部（農林部長）	班名	班長	班員
	農業政策班	農業政策課長	農業政策課職員
	りんご班	りんご課長	りんご課職員
	農村整備班	農村整備課長	農村整備課職員

商工振興部 （商工振興部長）	班名	班長	班員
	商工政策班	商工政策課長	商工政策課職員
	産業育成班	産業育成課長	産業育成課職員

観光振興部 （観光振興部長）	班名	班長	班員
	観光政策班	観光政策課長	観光政策課職員
	国際広域観光班	国際広域観光課長	国際広域観光課職員

建設部 （建設部長）	班名	班長	班員
	建設政策班	建設政策課長	建設政策課職員
	道路維持班	道路維持課長	道路維持課職員
	建築指導班	建築指導課長	建築指導課職員

都市環境部 （都市環境部長）	班名	班長	班員
	都市政策班	都市政策課長	都市政策課職員
	区画整理班	区画整理課長	区画整理課職員
	公園緑地班	公園緑地課長	公園緑地課職員
	環境管理班	環境管理課長	環境管理課職員
	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進班	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進室長	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進室職員

岩木連絡部 （岩木総合支所長）	班名	班長	班員
	岩木総務班	総務課長	総務課職員
	岩木民生班	民生課長	民生課職員

相馬連絡部 （相馬総合支所長）	班名	班長	班員
	相馬総務班	総務課長	総務課職員
	相馬民生班	民生課長	民生課職員

上下水道部 （上下水道部長）	班名	班長	班員
	上下水道班	総務課長	総務課職員
		営業課長	営業課職員
		工務課長	工務課職員
		上水道施設課長	上水道施設課職員
		下水道施設課長	下水道施設課職員

教育部 （教育部長）	班名	班長	班員
	教育政策班	教育政策課長	教育政策課職員
	学校教育改革班	学校教育改革室長	学校教育改革室職員
	学校企画班	学校企画課長	学校企画課職員
	学務健康班	学務健康課長	学務健康課職員
	給食班	学務健康課長	学務健康課職員
		東部学校給食センター所長	東部学校給食ｾﾝﾀｰ所職員
		西部学校給食センター所長	西部学校給食ｾﾝﾀｰ所職員
	学校指導班	学校指導課長	学校指導課職員
	教育センター班	教育センター所長	教育センター職員
	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課職員
		各社会教育施設等館長	各社会教育施設等職員
	文化財班	文化財課長	文化財課職員

病院部（市立病院事務局長）	班名	班長	班員
	病院班	総務課長	市立病院職員

消防部（消防長）	班名	班長	班員
	消防班	警防課長 消防団長	弘前地区消防事務組合職員 消防団員

農委連絡部（農業委員会事務局長）	班名	班長	班員
	農委連絡班	事務局次長	農業委員会事務局職員

河川等特別対策部（本部長が指定する部長）	班名	班長	班員
	第１班	部長が指定する建設部課長	当該課職員
	第２班	部長が指定する農林部課長	当該課職員

(2) 運営

災害対策本部の運営は、次のとおりとする。

ア　本部員会議

本部員は、市の災害対策を推進するため必要と認める都度、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的方針を決定する。

イ　部

部は、災害対策本部における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針等に基づき、災害対策業務を実施する。

ウ　特別班

特別班は、本部員会議の決定した方針等に基づき、災害対策業務を実施または応援する。

エ　班

班は、部の災害対策業務を迅速かつ的確に実施する。なお、各部課等の分室は、所属する部・班の災害対策業務を実施する。また、各班ごとにあらかじめ対応マニュアルを定め、必要に応じて見直すこととする。

オ　災害情報連絡員

災害情報連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。

カ　支部

支部は、出張所地区における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて（対策連絡部経由）所管区域の災害対策業務を実施する。

キ　現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現地において災害対策業務を効果的に実施する。

（参考）弘前市災害対策本部条例　　資料編　〔定〕２－２－１

(3) 各部・各班の所掌事務

ア　弘前市災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
対策連絡部	経営戦略部長	対策調整班	防災安全課長	1　災害対策本部の運営及び統括に関すること 2　緊急に実施すべき災害予防対策及び災害応急対策の立案に関すること 3　防災会議に関すること 4　各部、各班及び県その他関係機関との連絡調整に関すること 5　災害調書の作成及び報告の総括に関すること 6　知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 7　自衛隊との連絡調整に関すること 8　知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 9　知事への応援要請に関すること（給水を除く。） 10　他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること（給水等を除く。） 11　災害関係の陳情に関すること 12　り災証明の発行に関すること 13　本部長の特命事項に関すること 14　所管不明の事務について、分担する班若しくは部を決定すること 15　水防に関すること（道路維持班の業務を除く。） 16　気象情報及び河川水位、ダム放流等の情報の収集整理、発表等の総括に関すること 17　被害状況の把握及び報告に関すること 18　災害情報全般の総括に関すること 19　県及び市の防災行政無線の運用に関すること 20　通信(電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関すること 21　避難準備情報、避難勧告及び指示に関すること	防災安全課職員
		政策推進班	政策推進課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　本部長及び副本部長の秘書に関すること 3　被災地の調査及び視察のため来弘した国会議員及び政府、県関係者等の応接に関すること 4　見舞者の応接及び礼状等の発送に関すること	政策推進課職員
		行政経営班	行政経営課長	1　部内各班の応援に関すること	行政経営課職員
		人材育成班	人材育成課長	1　職員の動員、勤務に関すること 2　職員の派遣要請及びあっ旋の手続きに関すること（他班の派遣・応援要請等に係るものを除く。） 3　臨時事務所等の設置に関すること 4　災害対策本部要員及び消防団員、自衛隊員等の応援者に対する給食に関すること 5　労務者の雇用及び配分の総括に関すること	人材育成課職員
		法務契約班	法務契約課長	1　災害対策本部の設置及び廃止の告示並びに関係機関に対する伝達に関すること 2　市議会との連絡調整に関すること 3　災害対策用物品、資機材の調達に関すること 4　応急復旧工事の請負契約に関すること 5　対策調整班の応援に関すること 6　被害調書及び陳情書の浄書に関すること	法務契約課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		広聴広報班	広聴広報課長	1　写真撮影のほか、災害の取材に関すること 2　災害の広報に関すること 3　広聴活動に関すること 4　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	広聴広報課職員
		消防班	消防団長	1　消防及び水防活動に関すること 2　地域の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　被災者の救出、救護及び捜索に関すること 4　市長の避難勧告、指示に基づく避難誘導に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　排水門の開閉に関すること	消防団員
財務部	財務部長	財務政策班	財務政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　災害応急対策費の予算措置に関すること 3　部内各班の応援に関すること	財務政策課職員
		財産管理班	財産管理課長	1　庁舎内の避難者の整理誘導に関すること 2　職員参集に伴う受入態勢の確立に関すること 3　自動車の管理、運営及び自動車の借上げに関すること 4　電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 5　被災者救援物資の輸送に関すること 6　市有財産の応急利用に関すること 7　庁舎及び他の所管に属さない市有財産の被害状況の調査及び応急対策に関すること 8　水難救護法（明治32年法律第95号）に規定する漂流物及び沈没品に関すること 9　市営住宅の災害情報の収集、被害調査及び応急修理に関すること 10　市の公共建築物の応急対策に係る関係機関との連絡調整及び技術支援に関すること 11　電気通信関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること 12　応急仮設住宅の建築及び既設公営住宅への特定入居、並びに被災した住宅の応急修理に関すること 13　応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 14　応急対策用建築資材の確保に関すること 15　部内各班の応援に関すること 16　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	財産管理課職員
		情報システム班	情報システム課長	1　コンピュータシステムの管理運営等に関すること 2　部内各班の応援に関すること	情報システム課職員
		市民税班	市民税課長	1　災害に伴う市民税の減免措置に関すること 2　資産税班の実施事項の応援に関すること 3　健康福祉部が実施する災害救助活動の応援に関すること	市民税課職員
		資産税班	資産税課長	1　人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2　被災者名簿の作成に関すること 3　災害に伴う固定資産税の減免措置に関すること 4　健康福祉部が実施する災害救助活動の応援に関すること	資産税課職員
		収納班	収納課長	1　災害に伴う市税の徴収猶予措置に関すること 2　資産税班の実施事項の応援に関すること 3　支部の応援に関すること	収納課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
市民文化スポーツ部	市民文化スポーツ部長	市民協働班	市民協働政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　交流センター等所管施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　町会その他市民組織に対する災害情報の提供及び連絡、協力要請に関すること 4　死体の収容、安置及び埋葬の応援に関すること 5　住民相談所の開設に関すること 6　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること	市民協働政策課職員
		市民班	市民課長	1　死体の収容、安置及び埋葬に関すること 2　埋火葬許可証の交付に関すること 3　部内各班の応援に関すること 4　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること	市民課職員
		支　部	各出張所長	1　出張所区域における災害情報の収集及び報告に関すること 2　出張所区域における応急救助及び援護措置に関すること 3　市民班の指示事項の処理に関すること 4　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること	各出張所職員
		文化スポーツ班	文化スポーツ振興課長	1　社会体育施設及び文化施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　社会体育関係団体及び文化関係団体の協力要請に関すること 3　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること 4　食料及び物資の集積場所としての施設の提供及びその運営協力に関すること	文化スポーツ振興課職員
健康福祉部	健康福祉部長	福祉政策班	福祉政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　社会福祉施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　要配慮者（障害者）の安全確保対策に関すること 4　防災ボランティアの受入、活動対策に関すること 5　災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること 6　義援金の受付及び配分に関すること 7　赤十字奉仕団等の受入、配置及び連絡調整に関すること 8　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	福祉政策課職員
		子育て支援班	子育て支援課長	1　社会福祉施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　要配慮者（乳幼児）の安全確保対策に関すること 3　救援物資の供給計画及び受入、保管並びに配給に関すること 4　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること 5　被災者に対する応急給食の応援に関すること 6　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること 7　被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関すること	子育て支援課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		生活福祉班	生活福祉課長	1　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること 2　避難の誘導と避難に必要な輸送力の把握に関すること 3　避難所の開設及び収容、管理に関すること 4　避難者の把握（立退先等）に関すること 5　生活保護及び法外援護に関すること 6　被災者生活再建支援金の支給に関すること 7　部内各班の応援に関すること	生活福祉課職員
		介護福祉班	介護福祉課長	1　介護保険関連施設の災害情報の収集、被害調査に関すること 2　被災者に対する応急給食に関すること 3　要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること 4　介護保険関連施設に係る利用者の安全確保に関すること 5　被災に係る介護保険料の減免に関すること 6　被災に係る介護保険給付本人負担分の軽減に関すること 7　部内各班の応援に関すること 8　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	介護福祉課職員
		国保年金班	国保年金課長	1　被災者に対する国民健康保険料等の減免に関すること 2　被災者に対する国民年金の保険料の免除に関すること 3　防災ボランティアの受入、活動対策の応援に関すること 4　救援物資の供給計画及び受入、保管並びに配給の応援に関すること 5　部内各班の応援に関すること	国保年金課職員
		健康づくり推進班	健康づくり推進課長	1　医療救護活動の実施に関すること 2　負傷者の応急処置に関すること 3　救護所の開設に関すること 4　弘前市医師会及び医療機関の協力に関すること 5　臨時予防接種に関すること 6　被災者の保健指導に関すること 7　医療施設の災害情報の収集、被害調査に関すること 8　負傷者の把握に関すること 9　医療救援隊との連絡調整に関すること 10　医薬品、衛生材料の調達に関すること 11　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること 12　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	健康づくり推進課職員
農林部	農林部長	農業政策班	農業政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　農林部分担事務に係る災害情報の収集及び被害調査の総括並びに対策調整班への報告に関すること 3　農産物（りんご班の所管を除く。）及び関連生産施設の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関すること 4　家畜及び畜産施設の災害情報の収集、被害調査並びに家畜の防疫及び応急対策に関すること 5　内水面漁業関係の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関すること 6　農林業関係被災者の救済対策に関すること 7　農林業関係被災者の融資のあっせんに関すること 8　農林業関係の被害証明に関すること	農業政策課職員
		りんご班	りんご課長	1　農産物（農業政策班の所管を除く。）及び関連生産施設の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関すること 2　部内各班の応援に関すること	りんご課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		農村整備班	農村整備課長	1　農地、農業用施設の災害情報の収集及び被害調査に関すること 2　農地及び農業用施設の応急対策及びこれらの応急対策に係わる関係機関との連絡調整に関すること 3　林産物、林業施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 4　岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	農村整備課職員
商工振興部	商工振興部長	商工政策班	商工政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　商工業関係の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　生活必需品の需給調整に関すること 4　商工業関係の被害証明及び商工業関係被災者への融資のあっ旋に関すること 5　地方卸売市場施設等に関する災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 6　燃料、雑貨等の確保に関すること 7　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	商工政策課職員
		産業育成班	産業育成課長	1　部内の応援に関すること 2　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	産業育成課職員
観光振興部	観光振興部長	観光政策班	観光政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　観光施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　観光客（外国人含む。）に対する緊急安全対策に関すること 4　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	観光政策課職員
		国際広域観光班	国際広域観光課長	1　部内の応援に関すること 2　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	国際広域観光課職員
建設部	建設部長	建設政策班	建設政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　道路、河川、橋梁等の災害情報の収集及び被害調査に関すること 3　道路、河川、橋梁等に対する応急対策及びこれらの応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること 4　道路、河川、橋梁等の応急復旧に関すること 5　宅地の応急危険度判定の応援に関すること 6　障害物の除去に関すること 7　岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	建設政策課職員
		道路維持班	道路維持課長	1　道路、河川、橋梁等の災害情報の収集及び被害調査に関すること 2　道路、河川、橋梁等に対する応急措置に関すること 3　道路、河川、橋梁等に対する応急措置に要する資機材の確保に関すること 4　応急対策用資機材の輸送に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　水防に関すること 7　岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	道路維持課職員
		建築指導班	建築指導課長	1　独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資のあっ旋に関すること 2　被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 3　被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定すること 4　宅地の応急危険度判定に関すること 5　部内各班の応援に関すること	建築指導課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
都市環境部	都市環境部長	都市政策班	都市政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　施行中の街路事業等所管事業の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること 4　建設部の応援に関すること 5　公共交通路線の確保に関すること 6　運輸関係（鉄道・バス）の被害調査に関すること	都市政策課職員
		区画整理班	区画整理課長	1　施行中の区画整理事業等所管事業の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること 3　部内及び建設部の応援に関すること	区画整理課職員
		公園緑地班	公園緑地課長	1　鷹揚公園等公園施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　部内及び建設部の応援に関すること	公園緑地課職員
		環境管理班	環境管理課長	1　防疫班の編成及び防疫活動の実施に関すること 2　防疫活動に必要な資機材の確保に関すること 3　井戸水等飲料水の消毒浄化に関すること 4　被災地における感染症予防措置に関すること 5　水質汚濁等公害防止に関すること 6　清掃班の編成、廃棄物の処理及び清掃活動の実施に関すること 7　ごみ埋立地の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 8　ごみ焼却施設、し尿処理施設の災害情報の収集、被害調査、応急対策の連絡及び促進に関すること 9　斎場、墓地公園の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 10　被災地及び避難所のごみ、し尿の収集処理に関すること 11　ごみ及びし尿収集車の確保と借上げに関すること	環境管理課職員
		スマートシティ推進班	スマートシティ推進室長	1　部内各班の応援に関すること	スマートシティ推進室職員
岩木連絡部	岩木総合支所長	岩木総務班	総務課長	1　岩木連絡部の連絡調整に関すること 2　岩木地区の災害情報の収集及び被害調査並びに情報収集等の総括に関すること 3　災害情報等に係る対策調整班及び岩木地区災害時の関係班への連絡に関すること 4　管内関係団体との連絡に関すること 5　岩木庁舎内の避難等に関すること 6　岩木地区のり災証明の発行に関すること 7　対策連絡部が実施する災害対策活動の応援に関すること 8　岩木地区における応急措置等及び各部の応援に関すること 9　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	総務課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		岩木民生班	民生課長	1　岩木地区の人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2　岩木地区の被災者名簿の作成に関すること 3　岩木地区の被災者の生活相談及び住民相談所に関すること 4　岩木地区の社会福祉施設の被害調査に関すること 5　岩木地区の要配慮者の安全確保対策に関すること 6　岩木地区の避難所の開設及び収容、管理に関すること 7　岩木地区の避難者の把握（立退先等）に関すること 8　経営戦略部及び健康福祉部が実施する災害対策活動の応援に関すること	民生課職員
相馬連絡部	相馬総合支所長	相馬総務班	総務課長	1　相馬連絡部の連絡調整に関すること 2　相馬地区の災害情報の収集及び被害調査並びに情報収集等の総括に関すること 3　災害情報等に係る対策調整班及び相馬地区災害時における関係班への連絡に関すること 4　管内関係団体との連絡に関すること 5　相馬庁舎内の避難等に関すること 6　相馬地区のり災証明の発行に関すること 7　対策連絡部が実施する災害対策活動の応援に関すること 8　相馬地区における応急措置等及び各部の応急対策等の応援に関すること 9　避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	総務課職員
		相馬民生班	民生課長	1　相馬地区の人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2　相馬地区の被災者名簿の作成に関すること 3　相馬地区の被災者の生活相談及び住民相談所に関すること 4　相馬地区の社会福祉施設の被害調査に関すること 5　相馬地区の要配慮者の安全確保対策に関すること 6　相馬地区の避難所の開設及び収容、管理に関すること 7　相馬地区の避難者の把握（立退先等）に関すること 8　経営戦略部及び健康福祉部が実施する災害対策活動の応援に関すること	民生課職員
上下水道部	上下水道部長	上下水道班	総務課長 営業課長 工務課長 上水道施設課長 下水道施設課長	1　上下水道関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急修理に関すること 2　飲料水の供給に関すること 3　断水並びに給水車等による給水活動の広報に関すること 4　公設水道施設以外の飲料水供給施設の応急修理に対する技術指導に関すること 5　災害復旧資機材の確保調達に関すること 6　協定に基づく県等への応援要請及び連絡に関すること 7　給水等に関する津軽広域水道企業団との連絡調整に関すること	総務課職員 営業課職員 工務課職員 上水道施設課職員 下水道施設課職員
教育部	教育部長	教育政策班	教育政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　職員の非常招集及び配置に関すること 3　文教関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策の総括並びに対策調整班への連絡に関すること 4　応急対策費等教育部の災害関係予算に係る財務政策班との連絡調整に関すること 5　教育部内の他の班の所管に属しない事項に関すること	教育政策課職員
		学校教育改革班	学校教育改革室長	1　学校教育関係各班の応援に関すること 2　応急の教育に関すること	学校教育改革室職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		学校企画班	学校企画課長	1　学校関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　市立学校施設以外・学校施設の被害情報の収集（弘前大学、県教育庁等からの情報収集を中心に行う。）に関すること 3　避難所、救護所への市立学校施設の提供及びその管理運営への協力に関すること	学校企画課職員
		学務健康班	学務健康課長	1　被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ。）の調査に関すること 2　学校等の保健、環境衛生の応急対策に関すること 3　教科書、学用品等の調達及び給与に関すること 4　校具、教具の調達に関すること 5　幼児、児童、生徒等の避難及び救出の指導に関すること 6　幼児、児童、生徒等の健康管理に関すること 7　市立幼稚園保育料の減免に関すること	学務健康課職員
		給食班	学務健康課長 東部・西部学校給食センター所長	1　学校給食施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　学校給食の応急対策に関すること 3　被災者に対する給食の提供に関すること	学務健康課職員 東部・西部学校給食センター職員
		学校指導班	学校指導課長	1　応急の教育の指導に関すること 2　学務健康班の応援に関すること	学校指導課職員
		教育センター班	教育センター所長	1　応急の教育の指導に関すること 2　教育に係る相談に関すること 3　学務健康班及び学校指導班の応援に関すること	教育センター職員
		生涯学習班	生涯学習課長 各社会教育施設等館長	1　社会教育施設等の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　社会教育関係団体等の協力要請に関すること 3　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること 4　食料及び物資の集積場所及び労務者の宿泊所としての施設の提供及びその運営への協力に関すること 5　防災ボランティア受入等の応援に関すること	生涯学習課職員 各社会教育施設等職員
		文化財班	文化財課長	1　文化財の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　部内各班の応援に関すること	文化財課職員
病院部	市立病院事務局長	病院班	総務課長	1　負傷者等に対する医療救護及び看護、助産に関すること 2　施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　医療薬剤及び資材の確保に関すること 4　入院患者の避難誘導に関すること 5　入院患者の給食の確保に関すること 6　健康づくり推進班の応援に関すること 7　救護班の編成に関すること	市立病院職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
農委連絡部	農業委員会事務局	農委連絡班	事務局次長	1　会議中の委員等の避難誘導に関すること 2　応急対策に関する委員との情報伝達窓口に関すること 3　農林部が実施する災害対策活動の応援に関すること	農業委員会事務局職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
河川等特別対策部	本部長が指定する部長	第１班	部長が指定する建設部課長	1　河川及び排水路の溢水防止及び水門管理者との連絡調整に関すること	当該課職員
		第２班	部長が指定する農林部課長	1　用水路の溢水防止及び水門管理者との連絡調整に関すること	当該課職員
		会計特別班	会計管理者	1　災害関係経費の経理に関すること 2　義援金の保管に関すること 3　災害対策本部の応援に関すること	会計課職員
		議会特別班	議会事務局長	1　議会開会中の議員及び傍聴人の避難誘導に関すること 2　応急対策に関する議員との情報伝達窓口に関すること 3　災害対策本部の応援に関すること	議会事務局職員
		選管事務局特別班	選挙管理委員会事務局長	1　選挙期間中の関係施設等の安全確保及び応急対策に関すること 2　災害対策本部の応援に関すること	選挙管理委員会事務局職員
		監査事務局特別班	監査委員事務局長	1　対策調整班の応援に関すること	監査委員事務局職員

イ　弘前地区消防事務組合警防本部任務分担

総括	班　名	班　長	任　　務　　分　　担	要　員
弘前地区消防事務組合消防長（＊弘前地区消防事務組合消防次長）	警防班	警防課長	1　本部の運営及び統括に関すること 2　消防活動の総合調整及び活動指針に関すること 3　職員及び消防団員の非常召集及び配置に関すること 4　火災防ぎょ、救助・救急活動その他災害対策に関すること 5　災害状況の分析・判断に関すること 6　消防に関する応援、受援に関すること 7　市災害対策本部との連絡調整に関すること 8　市消防団の情報収集に関すること	警防課員
	総務班	総務課長	1　消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　関係機関との連絡、調整に関すること 3　資機材の調達に関すること 4　燃料の確保に関すること 5　消防活動に係る予算措置に関すること 6　各班の応援に関すること	総務課員
	人材育成班	人材育成課長	1　職員の衛生管理等に関すること。 2　総務班の応援に関すること。	人材育成課員
	予防班	予防課長	1　出火防止に関すること 2　各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関すること 3　火災調査に関すること 4　り災証明（火災に限る。）の交付に関すること 5　危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関すること 6　広報及び広聴に関すること	予防課員
	通信班	通信指令課長	1　出動指令に関すること 2　通信施設等の保守等に関すること 3　通信の運用及び無線の統制に関すること 4　警報等の伝達に関すること 5　災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関すること	通信指令課員
	消防班	弘前消防署長 東消防署長	1　弘前地区消防事務組合警防規程代２条第５号に規定する消防隊等の編成に関すること 2　災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関すること 3　被災者の救助救出、救護及び捜索に関すること 4　避難勧告、指示の伝達及び避難誘導に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　災害現場における消防団の指揮に関すること 7　他機関との連携に関すること	

※　弘前地区消防事務組合消防次長は、弘前地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）を補佐し、消防長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理するものとする。

３　災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報の発表及び水防指令等の発令状況によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒対策本部またはその他の対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処するものとする。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害警戒対策本部の設置

ア　各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

イ　その他市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第３節　動員計画

市の地域内において災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、市は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

１　配備基準

配備基準は次のとおりとする。

(1) 風水害等の場合の配備基準

配備区分	配　備　時　期	実　施　内　容	配　　備　　要　　員
１号配備 （準備態勢） 予想される事態に対処するための態勢	１　次のいずれかの注意報が発表され危険な状態が予想されるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 竜巻注意情報 ２　市長が特にこの配備を指示したとき。	１　防災安全課は、気象情報を収集し、関係課に伝達する。 ２　関係課は、気象情報に注意し、それぞれの準備態勢を整える。	１　防災安全課職員及び関係部の災害情報連絡員並びに関係課職員若干名で対処する。 ２　休日等の勤務時間外は必要に応じて登庁し、対処する。
２号配備 （警戒態勢） １号配備を強化するとともに、災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	１　次のいずれかの警報または情報が発表され危険な状態が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 (6) 土砂災害警戒情報 ２　市長が特にこの配備を指示したとき。	１　防災安全課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している各部の災害情報連絡員に伝達する。 ２　各部は、各種情報収集に努め、防災安全課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	１　配備要員は、１号配備を強化する。 ２　休日等の勤務時間外は、防災安全課職員及び災害情報連絡員が登庁して対処する。
	１　各種警報が発表されている状況下で、台風が接近する公算が強く、危険な状態が予想されるとき。 ２　市長が特にこの配備を指示したとき。	１　各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 ２　災害警戒対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	１　防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員並びに各課職員２名以上で対処する。 ２　休日等の勤務時間外は防災安全課職員及び災害情報連絡員並びに関係課職員２名以上が登庁し対処する。なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
３号配備 （非常態勢） 全庁をあげて対処する態勢	１　各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 ２　市長が特にこの配備を指示したとき。	１　各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 ２　災害警戒対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	１　防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員並びに各課職員２名以上で対処する。 ２　休日等の勤務時間外は防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員並びに関係課職員２名以上が登庁し対処する。なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	１　次のいずれかの特別警報が発表され、市の地域内に重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 大雪特別警報 (4) 暴風雪特別警報 ２　次の場合で市長が必要と認めたとき。 (1) 災害が市内に広域にわたり発生したとき。 (2) 市に相当規模の災害が発生したとき。 ３　市長が特にこの配備を指示したとき。	１　各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 ２　災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	１　全職員で対処する。

(注) １　関係課とは、市長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
２　災害情報連絡員とは、災害対策本部員である部長（相当職）が、それぞれの部内から指名した職員をいう。
３　災害情報連絡員は、警戒対策及び応急対策に要する部内の職員配備の連絡調整を行うとともに、本部長の命令等を周知徹底する。

(2) 事故災害の場合の配備基準

ア　大規模な事故の通報等があった場合、市長が２号配備を決定し、防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員と関係課職員若干名で対処する（配備要員は、１号配備を強化する）。

休日等の勤務時間外は、防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員が登庁し、対処する。

イ　被害の発生状況を考慮し、全庁あげて応急対策を実施する必要があると認められる場合、市長が３号配備（災害対策本部設置）を決定し、防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員と関係課職員２名以上で対処する。

休日等の勤務時間外は、防災安全課職員及び関係課職員２名以上が登庁し、対処する。

なお、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機する。

ウ　その他、配備については別に定める初動対応マニュアル（的確な初動対応を実施するための配備基準や職員参集等を定めた計画）によるものとする。

２　職員の動員

市職員の動員は、市長（本部長）の指示に基づき、次の連絡手順により行う。

(1) 動員の方法

ア　各部課長は、初動対応マニュアルにより、あらかじめ所管する部、課の職員順序及び分担並びに勤務時間外における連絡方法等を確立しておく。

イ　職員の動員は、初動対応マニュアルに基づき、次の連絡系統により行う。

(ｱ) 本部設置前

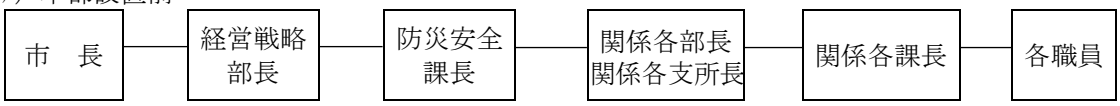

(ｲ) 本部設置時

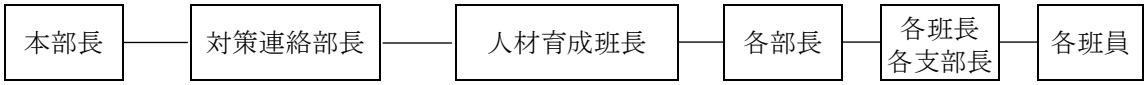

ウ　動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につき、初動対応マニュアル及び災害対応マニュアル（迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法等を定めた計画）に基づき、災害時の分掌事務を遂行する。

エ　各部長は、部内各班（課）の応急対策に必要な職員が部内各班（課）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人材育成班長（人材育成課長）に応援職員の配置を求めることができる。

オ　人材育成班長（人材育成課長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。

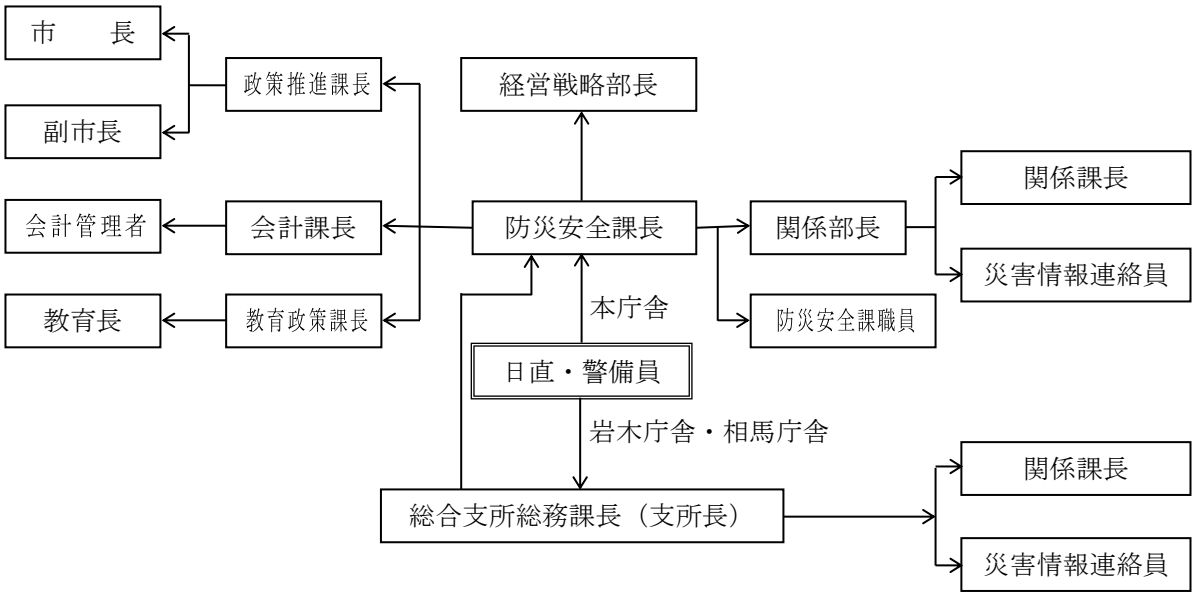

(3) 勤務時間外における職員の心得

ア　職員は、勤務時間外において、災害が発生し、または災害の発生が予想されるときは、初動対応マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ　職員は、出勤途上知り得た災害状況または災害情報を班長（所属課長）（または参集場所の指揮者）を経由して対策調整班（防災安全課）に報告する。

(4) 動員可能数　　資料編　〔表〕２－３－１

(5) 職員の連絡先

弘前市初動対応マニュアルによる。

(6) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

(7) 複合災害対策

複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練を実施することとする。

第３章　災害予防計画

風水害等の災害の発生、または災害の拡大を未然に防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第４章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組みである「防災公共」を推進する。

なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第５章で定めるところによる。

第１節　調査研究

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。そのなかで、風水害等の各種災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連係を図り、各種災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

１　各種災害に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた市の自然的・社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象、火山現象の情報収集を行うとともに、各種災害の履歴を調査分析する。

２　被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

３　防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

４　防災公共推進計画の策定

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、市は県と一体となって最適な避難経路、避難所を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路、避難所を確保するため、必要な対策やその優先度について検討を行い、防災公共推進計画を策定する。

第２節　防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

１　気象等観測施設・設備等［防災安全課］

(1) 市及び防災関係機関は、気象・水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、気象・水象等の観測体制の維持・強化を図る。

(2) 市は集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。

(3) 市内の雨量・水位等観測所は、次のとおりである。

ア　雨量等観測所

(ｱ) 気象庁観測所（青森地方気象台）

観測所名	所　在　地	設置場所	標　高	観測種目
弘　前	弘前市大字和田町6-2	弘前気象通報所跡地	30m	降水量、気温、風、日照時間、積雪
岳	弘前市大字常盤野字湯の沢48-1	常盤野小中学校	438m	降水量

(ｲ) 国土交通省観測所（青森河川国道事務所）

観測所名	所　在　地	設置場所	標　高	対象河川
弥　生	弘前市大字弥生字弥生平581		130m	大蜂川
深山沢	弘前市大字大和沢字上岸田165-234		210m	大和沢川
相　馬	弘前市大字紙漉沢字山越25		60m	相馬川

(ｳ) 青森県県土整備部所管観測所（県土整備部河川砂防課）

観測所名	所　在　地	設置場所	標　高	対象河川
弘前県土整備	弘前市大字蔵主町4	中南地域県民局地域整備部(合同庁舎)	28m	岩木川
土淵川上流	弘前市大字坂元字山下	河川敷	135m	土淵川
関ヶ平	弘前市大字藍内字富田94-7	河川敷	140m	相馬川
堰　口	弘前市大字番館字長田118-12	河川敷	100m	岩木川
高　杉	弘前市大字前坂字赤井96-1	河川敷	20m	大蜂川
石　川	弘前市大字石川字春仕内50-4	河川敷	45m	平川
大　石	弘前市大字大森字勝山1095-1	河川敷	175m	大石川
百　沢	弘前市大字百沢字岩木山3166	市有地	307m	蔵助沢川
岩木山	弘前市大字百沢字西岩木山国有林	国有林	1,212m	
相馬ダム	弘前市大字沢田字園村63-24	相馬ダム管理所	227m	作沢川
洪水森	弘前市大字相馬萱菟国有林388林班に小班	国有林	534m	作沢川

(ｴ) 青森県農林水産部観測所（県農林水産部農村整備課）

観測所名	所在地	設置場所	標　高	対象河川
相　馬	弘前市大字沢田字園村63-24	相馬ダム管理所	227m	作沢川（岩木川水系）
洪水森	弘前市大字相馬萱菟国有林388林班に小班	国有林	534m	作沢川（岩木川水系）

(ｵ) 市雨量観測所

観測所名	所在地	設置場所	標　高	対象河川
賀　田	弘前市大字賀田一丁目1-1	岩木庁舎	40m	

イ　水位観測所

(ｱ) 国土交通省観測所（青森河川国道事務所）

観測所名	対象河川	水　位（m）				既往最高水位		所　在　地 （　位　置　）
		待機	注意	避難	危険	水位	年月日	
上岩木橋	岩木川	40.4	41.6	42.1	43.1	43.71	H9.5.8	弘前市大字下湯口字青柳（十三湖より56.6km）
三世寺	岩木川	15.0	16.0	－	－	19.43	H25.9.16	弘前市大字三世寺字鳴瀬
百　田	平　川	1.2	2.3	4.1	5.1	5.25	S50.8.20	弘前市大字津賀野字宮崎（合流点より3.8km）
石　川	平　川	46.4	47.2	48.5	49.0	48.76	S41.8.13	弘前市大字石川字春仕内

(ｲ) 青森県県土整備部観測所（県土整備部河川砂防課）

観測所名	対象河川	水　位（m）				既往最高水位		所　在　地 （　位　置　）
		待機	注意	避難	危険	水位	年月日	
高　杉	大蜂川	2.2	2.5	－	3.6	3.57	H16.9.30	弘前市大字前坂字赤井96-1
独　狐	後長根川	2.0	2.3	2.9	3.6	2.47	H16.9.30	弘前市大字町田字沖田86-3
国　吉	岩木川	1.2	3.0	－	－	5.17	H9.5.8	弘前市大字国吉字目屋川20-1
堰　口	岩木川	1.4	2.2	－	－	2.16	H22.11.27	弘前市大字番館字長田118-12
平川合流点	加藤川	1.6	2.0	－	3.0	1.61	H16.9.30	弘前市大字津賀野字瀬ノ上143-28
土淵川分流	新土淵川	－	－	－	－	4.75	H16.9.30	弘前市大字桜ヶ丘
寺沢川合流	新土淵川	－	－	－	－	3.50	H16.9.30	弘前市大字樹木
土淵川開水路	新土淵川	－	－	－	－	1.67	H16.9.30	弘前市大字樋の口
大和沢	大和沢川	3.2	3.5	－	－	3.68	H16.9.30	弘前市大字小栗山字川合119-1515
旧大蜂川	旧大蜂川	1.3	1.6	－	4.6	2.95	H16.9.30	弘前市大字楢木字富岡1-2
舟　打	作沢川	－	－	－	－	－	－	弘前市大字相馬字萱菟30
藤　沢	作沢川	－	－	－	－	－	－	弘前市大字藤沢字野田64-6
腰　巻	腰巻川	1.7	2.0	2.5	3.0	1.30	H16.9.30	弘前市大字高田二丁目101-18

(ｳ) 青森県農林水産部観測所（県農林水産部農村整備課）

観測所名	対象河川	水　位（m）				既往最高水位		所　在　地 （　位　置　）
		待機	注意	避難	危険	水位	年月日	
舟　打	作沢川	－	－	－	－	－	－	弘前市大字相馬字萱菟30
藤　沢	作沢川	－	－	－	－	－	－	弘前市大字藤沢字野田64-6
相　馬	作沢川	－	－	－	－	－	－	弘前市大字沢田字園村63-24

ウ　流量観測所

(ｱ) 国土交通省観測所（青森河川国道事務所）

観測所名	対象河川	計画高水量	既往最大流入量		所在地（位置）
			流入量	年月日	
上岩木橋	岩木川	1,700㎥/ｓ	1,375ｍ³/Ｓ	H9.5.8	弘前市大字下湯口字青柳（十三湖より56.6km）
百田	平川	2,200㎥/ｓ	2,023ｍ³/Ｓ	S50.8.20	弘前市大字津賀野字宮崎（合流点より3.8km）

備考　上記観測所の情報は、市町村向け「川の防災情報」及び青森県総合防災情報システムにより、弘前市役所で情報入手可能（一部情報は、青森県防災ホームページより情報入手可能）

（参考）その他の気象観測施設　　資料編〔表〕３－２－２

(4) 雪害予防対策として、毎年１２月１日から翌年３月３１日まで、次のとおり雪量観測標を設置する。

設置地区	設　置　箇　所	設置担当課	観測担当課	観測開始
市街地	茜町二丁目５－１	道路維持課	道路維持課	
裾　野	大森字勝山８１－１	防災安全課	裾野出張所	
新　和	種市字熊谷５－１	〃	新和出張所	昭和５９年度
高　杉	前坂字赤井８４－２	〃	高杉出張所	〃
船　沢	折笠字宮川９５－５	〃	船沢出張所	〃
東目屋	中野字中豊田３７－２	〃	東目屋出張所	
石　川	石川字石川１１４－１	〃	石川出張所	昭和５９年度
豊　田	新里字中樋田２２－４	道路維持課	（委託）	〃
和　徳	清野袋字川田４８０－１	〃	〃	〃
千　年	一野渡字岡本１１－３	〃	〃	〃
相　馬	相馬字八反田１２－１	相馬総合支所総務課	〃	平成１９年度
五　所	五所字野沢４１－１	〃	相馬総合支所	昭和５９年度
賀　田	賀田一丁目１－１	岩木総合支所総務課	岩木総合支所	平成１８年度

備考　積雪深・降雪量の観測は、この他に青森地方気象台の観測地点（和田町）１箇所と県道路課の観測点（百沢・大石）２箇所があり、青森県総合防災情報システムから情報の入手が可能

２　消防施設・設備等［消防本部、防災安全課］

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、（耐震性）防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況　　資料編　〔表〕３－２－３

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針（平成１２年消防庁告示第１号）」及び「消防水利の基準（昭和３９年消防庁告示第７号）」に基づき、消防施設整備５カ年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。

ア　消防ポンプ自動車等整備計画

資料編　〔表〕３－２－４

イ　消防水利整備計画

資料編　〔表〕３－２－４

３　通信施設・設備等［防災安全課］

(1) 市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（ＩＰ電話・文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとととともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

市は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を整備（戸別受信機を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア　市防災行政無線（同報系）

資料編　〔表〕３－２－５

イ　市防災行政無線（移動系（ＭＬ））

資料編　〔表〕３－２－６

ウ　消防無線

資料編　〔表〕３－２－７

エ　水道無線

資料編　〔表〕３－２－８

【青森県防災情報ネットワーク回線構成図】（青森県地域防災計画より）

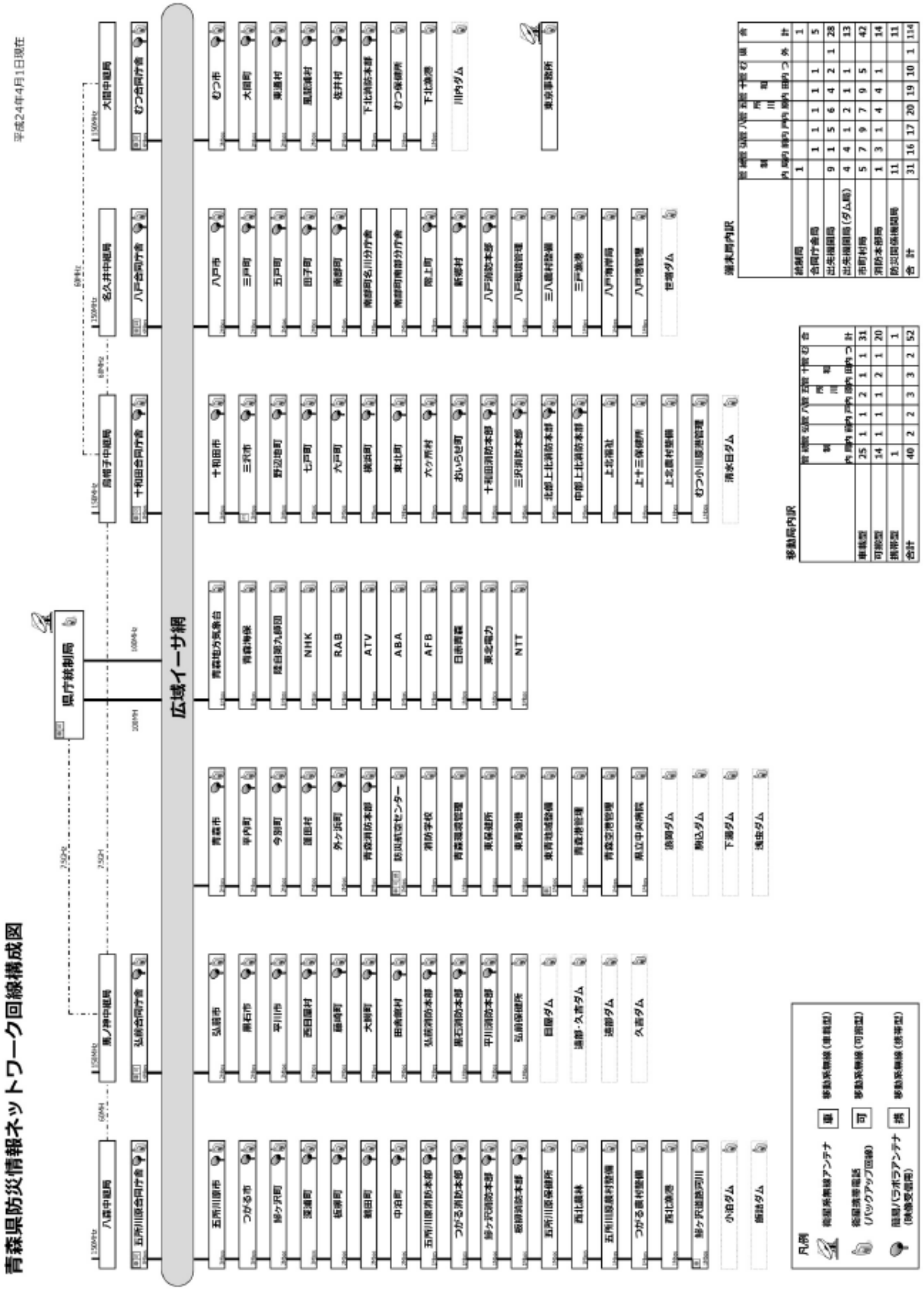

4　水防施設・設備［防災安全課］

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕３－２－９

(2) 整備計画

ア　水防資材センターを除く水防倉庫については、当該年度の「青森県水防計画書」が示す水防管理団体の「水防倉庫の資機材備蓄基準」により必要な資機材を備えておくものとする。

平成２５年度青森県水防計画書に定める基準は次のとおりである。

資料編　〔表〕３－２－１０

イ　水防資材センターの備蓄基準は、次のとおりである。

資料編　〔表〕３－２－１１

5　救助資機材等［消防本部］

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するために、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(1) 整備状況

資料編　〔表〕３－２－１２

(2) 整備計画

消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする。

6　河川等災害対策施設・設備等

大量流出油等の拡散防止及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備するものとする。なお、整備状況は次のとおりとする。

資料編　〔表〕３－２－１３

7　広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

8　弘前地区河川防災ステーション（防災安全課、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

河川の増水や堤防の決壊などから街を守る防災拠点として整備された「弘前地区河川防災ステーション」に備蓄されている資材や水防センター、情報管理センター等を有効に活用するとともに、災害予防などに関して国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所と積極的に連携を図るものとする。

【河川防災ステーション備蓄資材等】

根固ブロック	岩ずり	連結ブロック	水防作業スペース	建設機械活動スペース
９００個	約1,900㎥	1,100個	８８０㎡	５００㎡

9　その他施設・設備等

(1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備、点検する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるとともに、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所を定期的に点検する。

(2) 整備状況

資料編　〔表〕３－２－１４

第３節　防災情報ネットワーク

災害時における一般通信のふくそうに影響されない県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市（消防本部を含む。以下この節において同じ。）、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

１　防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

ア　端末局間のＩＰ電話

イ　自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

ア　端末局間の文書データ伝送

イ　総合防災情報システムによる防災情報の伝送

２　総合防災情報システムの活用

県は、市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、総合防災情報システムの円滑な運用を図るため、操作担当者を２名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたＧＩＳを活用する。防災ＧＩＳで管理する情報は次のとおりである。

ア　被害情報、措置情報

イ　避難所情報

ウ　防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県・市町村、防災関係機関で共有する。

ア　総合防災情報システム端末の設置

県防災消防課、関係課及び災害対策本部、市、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ　市民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページなどにより市民に提供する。

３　市の災害対策機能等の充実

市は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第４節　防災事業

地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

１　地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

農地防災事業については、治山、治水その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山対策事業［農村整備課］

市では、これまで山地治山事業、水土保全治山事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、保安林整備事業及び地すべり対策事業が県において実施され、また小規模治山事業については市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

ア　山地災害危険地区

(ｱ) 山腹崩壊危険地区　　資料編　〔表〕３－４－１
(ｲ) 崩壊土砂流出危険地区　　資料編　〔表〕３－４－２
(ｳ) 地すべり危険地区（治山関連）　資料編　〔表〕３－４－３

イ　小規模山地崩壊危険地　　資料編　〔表〕３－４－４

ウ　なだれ危険箇所（治山関連）　　資料編　〔表〕３－４－５

(2) 砂防対策事業［建設政策課、農村整備課］

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア　砂防事業［建設政策課］

市では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤、渓床の縦横浸食防止のための床固工並びに流路工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、市域には、次のとおり多くの土石流危険渓流を抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

土石流危険渓流　　資料編　〔表〕３－４－６
砂防指定地　　資料編　〔表〕３－４－７

イ　地すべり対策事業〔農村整備課〕

市には、次のとおり地すべり危険箇所等があり、これまで地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設工事が実施されてきたところであるが、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

地すべり危険地区　　資料編　〔表〕３－４－８
地すべり危険箇所　　資料編　〔表〕３－４－９
地すべり対策区域　　資料編　〔表〕３－４－１０
※地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による指定箇所

ウ　急傾斜地崩壊対策事業［建設政策課］

市では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を桜庭地区、乳井地区を重点的に整備するなど、急傾斜地崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、市域には、次のとおり急傾斜地崩壊危険箇所を抱えており、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域　　資料編　〔表〕３－４－１１

エ　なだれ対策事業［建設政策課］

市域には、次のとおりなだれ危険箇所があり、今後なだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きか

ける。

なだれ危険箇所（砂防関連）　　資料編　〔表〕３－４－１２

(3) 河川防災対策事業［建設政策課］

市内を流下する河川は、土淵川下流部や一級河川岩木川下流部等国の直轄河川を除き、平川、土淵川中上流部、後長根川等一級河川は、県の管理するところである。土淵川は、昭和４９年以来河川改修が実施され、その他の河川の一部では、甚大な被害をもたらした昭和５０年、５２年の豪雨を契機に河川改修及び局部改良が実施され、安全度は高まった。しかしながら、その他の河川にあっては原始河川に近い状況にあり、重要水防箇所が多数あるのが現状である。

また、市が管理する準用河川及び普通河川は、１５８ｋｍ余りあり、その現況は、堤防の維持、補修、護岸、堆積土砂の河川維持修繕、河積の拡大、河道の安定等の河川改修の必要があり、改修改良計画をたて、その実施に努める。

考）河川表　　資料編　〔表〕３－４－１３

(4) 農地防災対策事業［農村整備課］

ア　湛水防除

当市域のほ場整備施行地域の主要排水路は、整備が完了しているので、今後は維持管理に努める。

イ　ため池等整備事業

(ｱ) 市においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し、補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するように努める。

ため池分布状況　　資料編　〔表〕３－４－１４

(ｲ) 市における農業用用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するように努める。

(ｳ) 市における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施するよう国、県に働きかける。

ウ　地すべり対策事業

市の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するように努める。

地すべり対策区域　　資料編　〔表〕３－４－１０

２　都市防災対策事業

都市の無秩序な市街地や土地利用の混乱を防ぎ、都市防災をも十分加味した市街地の整備を図るため、自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し、土地区画整理、道路、公園・緑地、下水道の整備等、都市基盤整備事業、防災拠点施設整備事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、土地区画整理事業を推進する。

(1) 地域地区の設定［都市政策課］

ア　用途地域の指定

市街地における建築物の用途混在による環境上、防災上の支障となる土地利用を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ　防火地域、準防火地域の指定

密集市街地における延焼を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

(2) 都市基盤施設の整備［建設政策課、都市政策課、上下水道部工務課］

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

ア　街路の整備

都市における円滑な交通機能を確保するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ　公園緑地の整備

都市における自然的環境を確保するとともに、避難所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間を確保するため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。特に、交通結節点など不特定多数の人が往来する地域については、災害発生時における安全性や防災機能の確保に配慮する。

ウ　公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するために、ポンプ場、下水管きょ等の下水道施設の新設または改修事業を実施する。

エ　ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進する。

(3) 防災拠点施設整備事業［防災安全課、消防本部ほか］

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救護活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備［区画整理課、財産管理課］

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア　市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

イ　住環境整備事業

住環境の整備改善とともに都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

ウ　土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

(5) 建築物不燃化対策［財産管理課、建築指導課］

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア　公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ　耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保

劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。

3　その他の防災事業

その他の防災事業として道路等の点検、整備及び上下水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路［建設政策課、道路維持課］

市には、次のとおり道路注意箇所があり、市道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

道路注意箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）　　資料編　〔表〕３－４－１５

(2) 上下水道施設（農業集落排水施設含む）［上下水道部］

市における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図る。

(3) 危険地域からの移転対策促進事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア　防災集団移転促進事業［建設部］

災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ　がけ地近接等危険住宅移転事業［建築指導課］

がけくずれの危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第５節　自主防災組織等の確立

［防災安全課、消防本部］

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、市民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

１　自主防災組織の現況

自主防災組織は、平成２６年１月末現在で３５団体が組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧　　資料編　〔表〕３－５－１

２　自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、その要となるリーダーの育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 地域（町会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓発活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。

(2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に規定する者をいう。以下同じ。）の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。

(3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織の要となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。

(4) 災害時においては避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる消防屯所等の施設整備と、消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

３　事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を推進する。

なお、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条の２の５に基づく自衛消防組織、消防法第１４条の４に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

(1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物

(2) 第４類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

４　自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

ア　情報の収集伝達体制の確立
イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施
ウ　活動地域内の防災巡視の実施
エ　火気使用設備器具等の点検
オ　防災用資機材の備蓄及び管理
カ　要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

ア　初期消火の活動
イ　災害危険箇所等の巡視
ウ　地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・避難指示の伝達
エ　救出救護の実施及び協力
オ　集団避難の実施
カ　炊き出しや救援物資の配分に対する協力

５　事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

ア　情報の収集伝達体制の確立

イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ　火気使用設備器具等の点検

エ　防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

ア　初期消火の活動

イ　救出救護の実施及び協力

ウ　その他

第６節　防災教育及び防災思想の普及

［防災安全課、消防本部］

風水害等の災害による被害を最小限にくいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

１　防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

(1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
(2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
(3) 災害を体験した者との懇談会
(4) 災害記録の文献紹介とその検討会

２　住民に対する防災思想の普及

(1) 市は、人的被害を軽減する方策としては、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次のとおりとする。

ア　普及啓発方法

(ｱ) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
(ｲ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビまたは新聞で行う。
(ｳ) 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成、配布する。また、ホームページ等を活用する。
(ｴ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ　普及内容

(ｱ) 簡単な気象・水象に関すること。
(ｲ) 気象予報・警報等に関すること。
(ｳ) 災害時における心得
(ｴ) 災害予防に関すること。
(ｵ) 災害危険箇所に関すること。

(2) 市が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける様々な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) ハザードマップ等の作成

市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。

ア　浸水想定区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。

イ　土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配　　布する。

ウ　山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

エ　地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

４　災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第７節　企業防災の促進

［防災安全課、商工政策課、消防本部］

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組みに努める。

１　事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（ＢＣＰ）作成の取組みに資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組みを支援する。

２　防災意識の高揚

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

３　防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

４　防災協力事業所登録制度

市は、各事業所等が保有する資機材を重要な防災力の一つとして捉え、大規模、広域的な災害が発生した際に、被災者救援や応急対策のために各事業所等の地域貢献の一環として、その資機材を自発的に提供する「弘前市防災協力事業所登録制度」の周知及び登録を積極的に促し、事業所等とともに地域防災力の向上に努める。

第８節　防災訓練

［防災安全課、消防本部］

風水害等の災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

１　総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練、またはさらに大規模地震の想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関及び公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア　市水防計画に基づいて実施する。

イ　実施時期は、できるだけ出水期、または台風シーズン前とし、毎年１回以上実施するよう努める。

ウ　実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ　訓練内容はおおむね次のとおりとする。

(ｱ) 災害広報訓練
(ｲ) 通信訓練
(ｳ) 情報収集伝達訓練
(ｴ) 災害対策本部設置・運営訓練
(ｵ) 交通規制訓練
(ｶ) 避難・避難誘導訓練
(ｷ) 水防訓練
(ｸ) 土砂災害防御訓練
(ｹ) 救助・救出訓練
(ｺ) 救急・救護訓練
(ｻ) 応急復旧訓練
(ｼ) 給水・炊き出し訓練
(ｽ) 隣接市町村等との連携訓練
(ｾ) 避難所開設・運営訓練
(ｿ) 要配慮者の安全確保訓練
(ﾀ) ボランティアの受入・活動訓練
(ﾁ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

(2) 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

ア　実施時期

実施期間は、山火事防止運動強化期間（4月10日～6月10日）内とする。

イ　実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年１回以上実施するよう努める。

ウ　訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

(ｱ) 情報収集・伝達訓練
(ｲ) 現場指揮本部設置訓練
(ｳ) 航空偵察訓練
(ｴ) 空中消火訓練
(ｵ) 地上消火訓練
(ｶ) 避難・避難誘導訓練
(ｷ) その他災害想定に応じ必要と認められる訓練

２　個別防災訓練の実施

市は、災害時において処理すべき事務または業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

(1) 通信訓練
(2) 情報収集伝達訓練
(3) 非常招集訓練
(4) 災害対策本部設置・運営訓練
(5) 避難・避難誘導訓練
(6) 消火訓練
(7) 救助・救出訓練
(8) 救急・救護訓練
(9) 水防訓練
(10) 水門等の閉鎖訓練
(11) 避難所開設・運営訓練
(12) 給水・炊き出し訓練
(13) その他市独自の訓練

３　防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、市の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第９節　避難対策

［健康福祉部、消防本部、防災安全課］

風水害等の災害時における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、特に孤立集落をつくらないという視点に立ち、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な避難所及び避難路を地域ごとに検証し、防災公共推進計画を策定するなど、現状に即した最も効果的な避難所及び避難路を確保する。

１　避難所の選定

市は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難所を選定する。

(1) 避難所の選定

ア　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２㎡以上とする。

イ　要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

ウ　洪水流の遡上域よりも高所にあるところとする。

エ　大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところとする。

オ　土砂災害の危険箇所からはずれたところとする。

カ　地区分けをする場合においては、町会等単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

キ　社会福祉施設との協議等により要配慮者に配慮した避難所を確保するとともに、旅館等の借り上げによる多様な避難所を確保する。

ク　状況に応じて、他の避難所に移動が可能なところとする。

ケ　避難所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(2) 避難所等の事前指定等

ア　事前指定の避難所等は、次のとおりである。

資料編　〔表〕３－９－１

イ　避難所は、災害の状況及び規模により柔軟に設定する。また、上記の避難所のみでは足りない場合は、最寄りの市有施設、または民間施設等の使用措置を講ずる。

ウ　市域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請または県有施設や民間施設等の使用措置を講ずる。

エ　上記イ及びウに措置に際し、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

２　避難所の整備

避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

３　避難所標識の設置等

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、平素から地域住民に周知を図り、速やかな避難に資するよう努める。

４　避難路の選定

ア　危険区域、危険箇所を通過しない避難路とすること。

イ　避難のために必要な広さを有する避難路とすること。

５　避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

６　避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

地域住民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

ア　避難所の名称

イ　避難所の所在地
ウ　避難地区分け
エ　その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

ア　避難準備の知識
イ　避難時の心得
ウ　避難後の心得

7　避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

(1) 避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法
(2) 避難の勧告または指示の発令対象区域（町内会、同一の避難行動をとるべき避難単位）、避難所の名称、所在地及び対象人口及び避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。以下同じ。）の状況
(3) 避難所への経路及び誘導方法
(4) 要配慮者者の適切な避難誘導体制
(5) 避難所における要配慮者に配慮した施設・設備の整備
(6) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
(ｱ) 給水措置
(ｲ) 給食措置
(ｳ) 毛布、寝具等の支給措置
(ｴ) 被服、生活必需品の支給措置
(ｵ) 負傷者に対する応急救護措置
(ｶ) その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の必要な整備
(7) 避難所の管理に関する事項
(ｱ) 避難収容中の秩序保持
(ｲ) 避難者に対する災害情報の伝達
(ｳ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
(ｴ) 避難者に対する各種相談業務
(ｵ) その他必要な事項
(8) 災害時における広報

8　広域一時滞在に係る手順等の策定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第 10 節　要配慮者等安全確保対策

［健康福祉部、消防本部、防災安全課、財産管理課、観光政策課］

災害に備えて地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

１　要配慮者関連施設の安全性の確保

(1) 要配慮者関連施設の所有者または管理者（以下この節において「施設管理者等」という。）は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の国土保全事業を推進する。

２　要配慮者の支援体制の整備等

(1) 市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(2) 市は、要配慮者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。

(3) 市及び施設管理者等は、防災関係機関、福祉関係者、自主防災組織、ボランティア団体、近隣住民等との連携を密にし、平常時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努め、災害時の支援体制を整備しておく。

(4) 市等防災関係機関は、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。

(5) 市等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

３　避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備等

(1) 避難行動要支援者名簿

ア　避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を次により作成する。

(ｱ) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、次の要件に該当する者とする。

①６５歳以上のひとり暮らしの高齢者
②身体障害者手帳１級・２級・３級を所持する者
③愛護手帳（療育手帳）Ａを所持する者
④精神保健福祉手帳１級・２級を所持する者
⑤要介護３～５の認定を受けている者
⑥その他、避難行動に支援が必要と認められる者

(ｲ)　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿は、次に掲げる事項を記載または記録する。

ａ　氏名
ｂ　生年月日
ｃ　性別
ｄ　住所または居所
ｅ　電話番号その他連絡先
ｆ　避難支援等を必要とする事由
ｇ　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ　避難行動要支援者の把握

市は、訪問調査等により地域に居住する避難行動要支援者の把握に努めるほか、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために市内部で利用することができるものとする。

また、必要があると認めるときは、知事その他の関係機関等に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿を更新する仕組み等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保

つものとする。

エ　避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、弘前市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携る関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、本人の同意を得て名簿情報を提供するものとする。

また、名簿情報に変化が生じたときは、市及び避難支援等関係者間で共有するよう努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、要配慮者が避難勧告等による避難のための立退きの勧告または指示を受けた場合に、避難行動要支援者名簿を活用するなど、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう情報伝達に特に配慮する。

(3) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づき避難支援を行うものとする。

なお、市は、避難支援等の災害応急対策に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

ア　名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務

名簿の提供を受けた者若しくはその職員その他当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携る者またはこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ　避難行動要支援者の安否確認

避難支援等関係者は、名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行う。

ウ　避難所以降の避難行動要支援者への対応

避難所等においては、避難行動要支援者及び名簿情報を避難支援等関係者から避難所等の責任者に適切に引継ぎ、その後の生活支援に活用する。

4　応急仮設住宅供給における配慮

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

5　連絡体制等の整備

施設管理者等は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳及び文字放送、テレビ・ラジオ放送における外国語放送及びやさしい日本語等の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

6　防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第 11 節　防災ボランティア活動対策

［健康福祉部、教育委員会］

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

１　関係機関の連携・協力

市は、県及び弘前市社会福祉協議会などの関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力に努める。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

２　防災ボランティアの育成

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部弘前市地区、弘前市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

３　防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、弘前市社会福祉協議会などの関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

４　防災訓練等への参加

県及び市は、県教育委員会及び市教育委員会と協力して、弘前市社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部弘前市地区へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、弘前市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部弘前市地区は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

５　ボランティア団体間のネットワークの推進

弘前市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部弘前市地区は、平常時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

６　防災ボランティアの受入体制の整備

県、市等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等、平常時から受入体制の整備を図る。

第 12 節　文教対策

［教育委員会］

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

１　防災組織体制の整備

災害発生時において、迅速かつ適切に対応するため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等の組織体制を整備しておく。災害発生時には、危機管理責任者（校長等）を中心に、遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

２　防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として、様々な災害の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事における安全指導を中心に、児童生徒等の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合学習の時間において自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催、災害時のボランティア経験者の講話及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導にあたる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

３　防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じ計画を修正する。

４　登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア　通学路については、建設部、弘前警察署、中南地域県民局地域整備部、消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ　平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ　異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ　児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

ア　異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5　文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

6　文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7　危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱いまたは保管する学校等にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8　文化財の災害予防

第３章第13節「文化財災害予防対策」参照

第 13 節　文化財災害予防対策

［文化財課］

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

特に、建造物や美術工芸品には可燃物が多いので、防火対策を最重点に掲げるとともに、風水害等による文化財の被害を防止または軽減するため、予防対策を講ずる。

１　文化財災害予防の主体

(1) 国、県または市の文化財として指定された個別の物件については、所有者または管理責任者若しくは管理団体（以下「所有者等」という。）が良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たり、国指定のものにあっては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定または委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあっては県教育委員会の指示に従い、その保存管理に当たる。

(2) 史跡指定区域や伝統的建造物群保存地区等の広範囲にわたる文化財に係る防災計画は、市教育委員会がこれを定め、地区住民の協力を得ながらその具体化を図る。

２　情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、災害時に迅速な応急対策が展開できる体制の整備を図る。

３　防災思想の普及

市教育委員会は、文化財保護思想の普及を図るとともに、文化財の所有者等に対し現地指導・助言を行うなど防災思想の普及徹底を図る。

４　防災上必要な計画の策定及び訓練の実施

(1) かけがえのない貴重な文化財を後世に保存・継承するために、現況を正確に把握し予想される災害に対し独自の防災計画を策定し、その実現を図る。

(2) 各文化財ごとに設定した防災基準をもとに、文化財パトロールと年２回の設備保守点検及び消防訓練を実施する。

５　防災対策

火災予防等文化財の防災対策については、市教育委員会が各関係機関の指導、助言、協力を得ながら、文化財の所有者等とともに推進していく。

(1) 防災巡視の徹底

災害を未然に防止するために、不審者等の侵入を防ぐパトロールを強化し、定時巡視の徹底を図る。

(2) 防災施設の整備と保守点検

各文化財の特性に調和した防災施設を整備するとともに、整備した施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 火気使用制限区域内での喫煙等の禁止

消防長が指定する火気使用制限区域内での、喫煙・焚火等の禁止の徹底を図る。

(4) 広域指定文化財の防災施設

史跡津軽氏城跡や弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、指定区域が広域にわたることから、国の防災施設基準に本市の特性を加味し、文化庁の指導を得ながら計画を策定し、その実現を図る。

(5) 重要文化財指定建造物防災施設等整備

市内所在の重要文化財指定建造物の防災設備等は、文化庁の指導、協力を得ながら整備、拡充を図る。

重要文化財指定建造物防災施設等整備状況　　資料編　〔表〕３－１３－１

第 14 節　警備対策

［防災安全課、市民協働政策課、弘前警察署］

弘前警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

１　実施機関

住民の生命、身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、市及び関係機関と協力しながら弘前警察署長が行う。

２　実施内容

弘前警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難所、避難誘導経路、避難所の収容能力等の把握に努める。

(2) 災害警備訓練の実施

職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練及び研修に参加するなど職員の実務能力の向上に努める。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制の確立に努める。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。

(6) 自主防災組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防災組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防ぐ。

第 15 節　交通施設対策

［建設政策課、道路維持課］

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。また、陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう考慮する。

1　道路・橋梁防災対策

道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

2　関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう考慮する。

第 16 節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講ずるものとする。

１　電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア　水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ　送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

ウ　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。

エ　配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア　観測、予報施設及び設備

イ　通信連絡施設及び設備

ウ　水防、消防に関する施設及び設備

エ　その他災害復旧用施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア　資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ　資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ　資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ　資機材等の仮置場

市は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力する。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア　公衆感電事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ　ＰＲの方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付する。

ウ　停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

２　ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講ずる。

ア　定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ　緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・ＬＰＧ流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ　ＬＰＧ容器の転倒防止措置

ＬＰＧ容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア　ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ　消防機関、警察機関等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ　応急復旧動員体制の整備

エ　応急復旧用資機材の整備

オ　応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ　保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

ア　ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ　ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3　上水道施設［上下水道部］

水道事業者（市長）は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備充実を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4　下水道施設（農業集落排水施設含む）［上下水道部］

下水道事業者（市長）は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

5　電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア　豪雨、洪水、高潮のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ　豪雨または豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ル

ート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ　常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ　災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6　放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の２台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第 17 節　水害予防対策

［建設政策課、防災安全課］

水害を防止し、または拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象及び地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備、水防体制の整備等を図るものとする。

1　河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第３章第４節「防災事業」による。

(1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

(2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2　気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川の状況把握に努めるほか、関係機関からの情報を総合的に活用することにより観測体制の充実を図るとともに、必要に応じて気象、水象等の観測施設を整備する。

3　情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

4　住民への情報伝達体制の整備

災害に関係する気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、市防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。また、住民から市等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

5　水防資機材の整備

第３章第２節「防災業務施設・設備等の整備」による。

6　水防計画の作成

次の事項に留意し、水防計画を作成する。

(1) 水防活動組織の確立
(2) 河川施設の管理
(3) 水防施設及び水防資機材の整備
(4) 気象、水象の観測及び通報等の活用
(5) 重要水防箇所等
(6) その他水害を予防するための措置

7　浸水想定区域等

(1) 市は、国土交通大臣または県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(2) 市は、浸水想定区域に地下街等、主として要配慮者が利用する施設または大規模な工場等（施設管理者から申し出があった場合に限る。）があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

(3) 市は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザ ードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ア　浸水想定区域

岩木川、平川、後長根川及び腰巻川における浸水想定区域は次のとおりである。

(ｱ) 岩木川水系岩木川浸水想定区域図

資料編　〔図〕３－１７－１

(ｲ) 岩木川水系平川下流浸水想定区域図

資料編　〔図〕３－１７－２

(ｳ) 岩木川水系平川上流浸水想定区域図

資料編　〔図〕３－１７－３

(ｴ) 岩木川水系後長根川浸水想定区域図

資料編　〔図〕３－１７－４

(ｵ) 岩木川水系腰巻川浸水想定区域図

資料編　〔図〕３－１７－５

イ　主として要配慮者が利用する施設

岩木川、平川及び腰巻川浸水想定区域内における、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。なお、後長根川の浸水想定区域においては、対象となる施設はない。

資料編　〔表〕３－１７－１

ウ　洪水予報等の伝達方法

岩木川、平川、腰巻川及び後長根川浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。

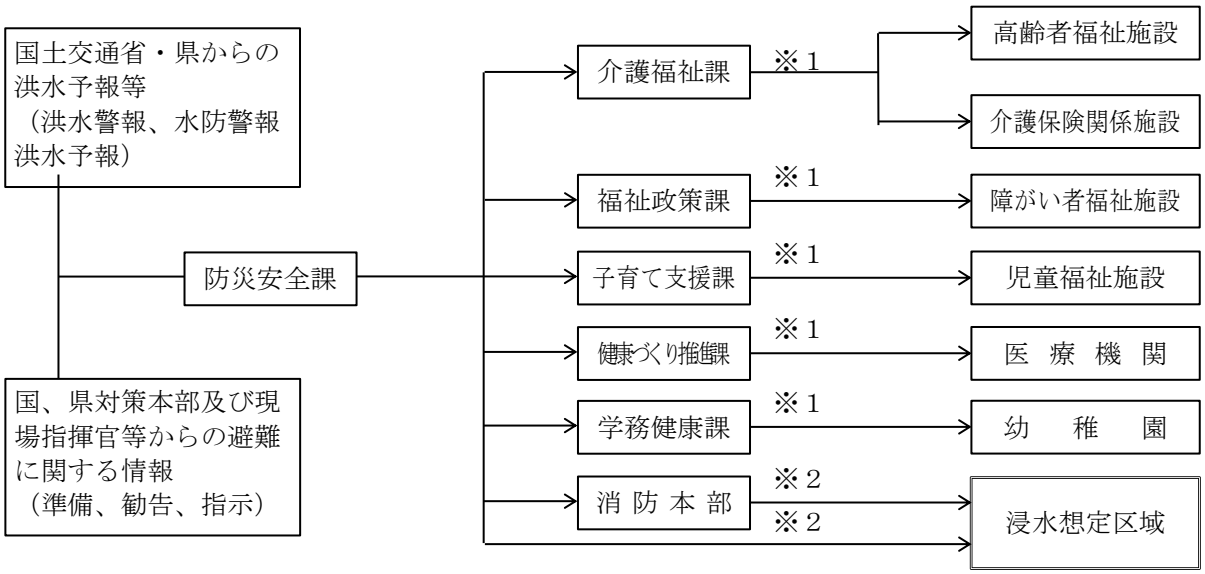

※１　ＦＡＸ等による伝達

※２　同報無線、広報車やコミュニティＦＭ等による広報

エ　避難所

岩木川、平川、後長根川及び腰巻川浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び地下街等または主として要配慮者が利用する施設の利用者を第３章第９節に定める避難所に避難させる。

オ　住民に対する周知

市長は、上記で定められた浸水想定区域内の地下街等または主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地、洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

８　水防訓練

市は毎年、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第 18 節　風害予防対策

［防災安全課、りんご課、農村整備課、建設政策課、道路維持課、建築指導課］

風害を防止し、または被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

１　住民への情報伝達体制の整備

(1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報・特別警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。

(2) 市は、停電または通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接または報道機関を通じて住民に適切に提供できる体制の強化に努める。

２　防災知識の普及

市等防災関係機関は、第３章第６節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

(1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること

(2) 農作物等の防風対策に関すること

(3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること

(4) 竜巻注意情報に関すること

３　道路交通の安全確保

道路管理者及び弘前警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

４　建造物等災害予防

(1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。

(2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。

(3) 強風による落下物の防止対策を図る。

(4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組みを促進する。

第 19 節　土砂災害予防対策

［防災安全課、建設政策課、道路維持課、建築指導課、都市政策課］

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制の整備及び避難体制の整備等を図るものとする。

1　土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての啓発を図る。

(1) 国土交通省、県主催の例年６月の「土砂災害防止月間」に県で配付するパンフレット等を各世帯に配付する。

(2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する映画会・講習会を開催する。

(3) 教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした土砂災害防止教育を推進する。

(4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。

2　土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

県と青森地方気象台は、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

市は、土砂災害警戒情報の発表を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、地域住民等への周知に努める。

市長は、大雨特別警報、大雨警報及び土砂災害警戒情報が発表された場合または台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合においては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを念頭におきながら、県が提供する補足情報を参考とし、渓流・斜面の状況、気象状況及び次の基準等を含めて総合的に判断した上で、余裕のある避難行動に配慮して速やかに避難勧告等を発令する。

種　別	基　　準
避難準備情報	２時間後に土砂災害発生危険基準線を超過することが予測されるとき
避難勧告	１時間後に土砂災害発生危険基準線を超過することが予測されるとき
避難指示	現在、土砂災害発生危険基準線を超過しているとき

3　土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流または河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

4　防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

5　住民への情報伝達体制等の整備

災害に関係する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、市防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6　危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう中南地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

(1) 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
(2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設または工作物の設置・改造
(3) のり切、切土、掘削または盛土
(4) 立木の伐採、損傷
(5) 木材の滑下または地引による搬出
(6) 土石の採取または集積、樹根の採掘
(7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7　避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第３章第９節の「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

(1) 土石流（山津波）危険渓流
ア　立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
イ　渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある。）
エ　降雨量が減少しているにもかかわらず渓流の水位が低下しないとき
オ　渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき

(2) 地すべり危険箇所
ア　池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
イ　土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

(3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
ア　斜面から急に水が湧き出したとき
イ　小石がパラパラ落ち始めたとき

(4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
ア　立木の倒れる音がするとき
イ　山腹に亀裂が生じたとき
ウ　山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
エ　沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき

8　土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

(1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
(2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
(3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
(4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1) から(3) までの法指定諸制度との整合性の確保
(5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底
(6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

9　土砂災害防止法による施策

土砂災害警戒区域における対策

(1) 市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報、土砂災害警戒情報等伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。なお、土砂災害に係る情報等の伝達方法は次のとおりである。

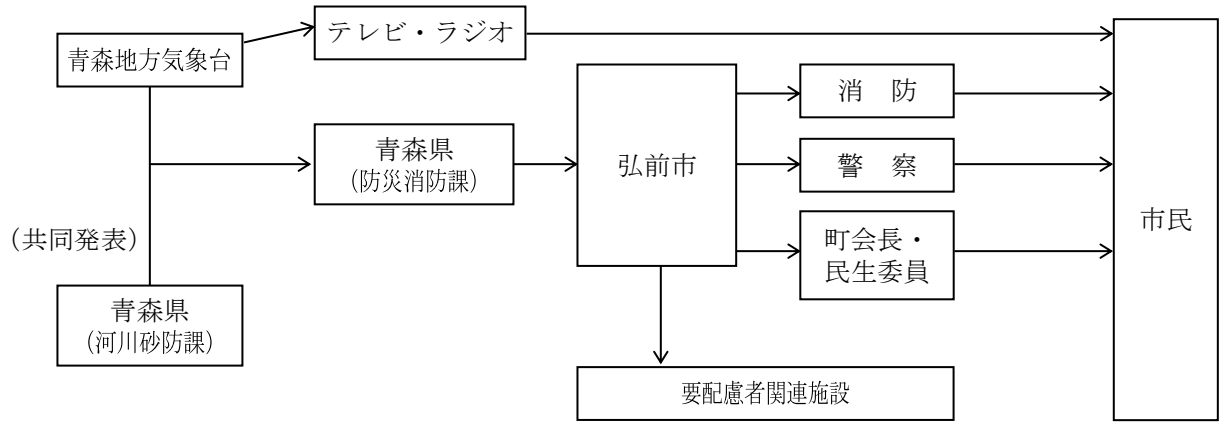

(2) 土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
(3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

１０　土砂災害警戒区域等一覧
資料編　〔表〕３－１９－１

第 20 節　火災予防対策

［消防本部、防災安全課、都市政策課、建築指導課］

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

１　建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、市は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防炎性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反している者に対しては改善の指導・勧告を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に弘前地区消防事務組合火災予防条例等の周知徹底を図る。

２　防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア　消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ　消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア　火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人防火クラブを育成指導する。

イ　児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ　幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

３　消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の指針」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多様化を図る。

また、地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

４　異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第４章第１節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底させる。

ア　山林、原野等において火入れ、喫煙をしないこと

イ　花火をしないこと

ウ　屋外において火遊びまたは焚き火をしないこと

エ　屋外においては、引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰または火粉を始末すること

カ　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

５　文化財に対する火災予防対策

第３章第13節　　文化財災害予防対策　　参照

第 21 節　防災拠点の整備

風水害等の災害における防災対策の推進にあたって、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する上で重要となる防災拠点を整備するものとする。

また、防災拠点として有効に機能するために必要となる資機材や物資等についても整備していくものとする。

１　中枢となる防災拠点（市庁舎増築棟）

大規模な風水害においても災害対応で重要となる機能を停滞することなく実施するため、市庁舎増築棟を中枢となる防災拠点として整備し、次に掲げる機能を集約する。

(1) 災害対策本部
(2) 避難者の一時収容
(3) 食事等の提供
(4) 重要な情報システムの保護とバックアップ

２　広域避難にも対応した地域防災拠点（弘前運動公園）

中枢となる防災拠点を補完し、より効果的な災害対応を可能とするため、弘前運動公園を防災関係機関の活動拠点機能や大規模な収容機能を備えた地域防災拠点として整備する。

災害時には、周辺住民、観光客、帰宅困難者のほか、周辺市町村やさらに広域からの避難にも対応できるものとし、地域防災拠点として次の機能を備えるものとする。

【災害時の機能】
(1) 災害対策本部の補完、現地対策本部
(2) 防災関係機関の活動拠点
(3) 災害医療救護所
(4) 避難者の収容
(5) 資機材・食料等の備蓄
(6) 救援物資等の集積・中継・分配
(7) 食事等の提供
(8) ヘリコプター離着陸

【平常時の機能】
(1) 訓練等の実施
(2) 研修等の防災啓発

第４章　災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害発生を防御し、または被害の拡大を防止するためにすべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第５章で定めるところによる。

第１節　気象予報・警報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

１　実施責任者

(1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

(2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員及び警察官に通報しなければならない。

２　実施内容

(1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア　気象予報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が発表される。

(ｱ) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

区　分	概　　要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を最大限の警戒を呼び掛けて行う予報。
警　　報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(ｲ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。また、具体的な発表基準は別表１及び２に示す。

種　　類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 過去の対象事例としては、「平成24年７月九州北部豪雨」や「平成23年台風第12号」が該当する。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。 過去の対象事例としては、「昭和34年伊勢湾台風」や「昭和９年室戸台風」が該当する。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。 過去の対象事例としては、「昭和56年豪雪」や「昭和38年１月豪雪」が該当する。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。

種　　類		概　　要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜、晩霜等により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

備考１　大雨及び洪水警報、注意報は、当市に関係する部分を記述してある。

２　注意報、警報はその種類に係わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまでに継続中の注意報、警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

【別表１】

特別警報発表基準（気象庁）

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

（注）　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

【別表２】
警報・注意報発表基準（青森地方気象台）

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署　青森地方気象台

弘前市	府県予報区		青森県	
	一次細分区域		津軽	
	市町村等をまとめた地域		中南津軽	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	平坦地：1時間雨量40mm 平坦地以外：1時間雨量45mm
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	95
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量40mm 平坦地以外：1時間雨量45mm
			流域雨量指数基準	土淵川流域=6，前菅川流域=9，後長根川流域=8，大和沢川流域=8
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	岩木川[上岩木橋・幡龍橋]，平川下流[百田]， 青森県岩木川水系　平川上流[大鰐・石川・豊平橋]
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ35cm 山沿い：12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量25mm
			土壌雨量指数基準	57
	洪水		雨量基準	1時間雨量25mm
			流域雨量指数基準	土淵川流域=4，前菅川流域=7，後長根川流域=6，大和沢川流域=6
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	岩木川[上岩木橋・幡龍橋]，平川下流[百田]， 青森県岩木川水系　平川上流[大鰐・石川・豊平橋]
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ15cm 山沿い：12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する	
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき （ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続）*1	
	霜		早霜、晩霜期におおむね　最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	90mm

*1 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

備考

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

平　坦　地：概ね傾斜が３０パーミル以下で、都市化率（ここでは国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が２５パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

山　沿　い：平地から山に移る地帯の概ね標高１５０メートル以上

暫定基準：警報・注意報等の発表基準は、地震等の災害の影響により基準を見直す必要があると考えられた場合に暫定基準を設定することがある。

(ｳ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 大雨警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 大雨注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

(ｴ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a　気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って警戒を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b　土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報を発表している中で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（１時間に 90㎜以上）を地上の雨量計により観測、または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析雨量）したときに、より一層の警戒を呼び掛けるために府県気象情報の一種として発表する。

d　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

イ　気象予報・警報等の伝達

(ｱ) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は警報に限る。

(ｲ) 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市及び消防本部に伝達する。

(ｳ) 東日本電信電話株式会社は、警報を各支店、関係市町村に伝達する。

(ｴ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(ｵ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(ｶ) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

(ｷ) 市は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

(2) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア　水防警報の発表

(ｱ) 水防警報の発表（国土交通省）

東北地方整備局青森河川国道事務所は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

【水防警報の種類】

種　類	内　　容	発　表　基　準
待　機	水防団員が出動できるよう待機	雨量・水位・流量・その他河川状況等により必要と認められるとき
準　備	水防管理者は、水防警報を受け、直ちに水防団に通知する。水防団は、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に随時報告する。（水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動に対するもの。）	水位が「水防団待機水位」に達し、気象及び河川状況等により必要と認められたとき
出　動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他河川状況等によりはん濫注意水位を超え、または超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき
解　除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情　報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法壊・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適　　宜

【水防警報を行う河川及びその区域】

河川名	左　右岸の別	区　　域
岩木川幹川	左　岸 右　岸	青森県弘前市大字鳥井野字川村 8 番地先 〃　大字下湯口字青柳（上岩木橋）177 番地先　から海まで
岩木川支川 旧大蜂川	左　岸 右　岸	青森県弘前市大字小友字宇田野 658 番地先　県道橋下流端から幹川合流点まで
岩木川支川 平川	左　岸 右　岸	青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先 〃　南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 65 番地先　JR 奥羽本線平川第一鉄橋から幹川合流点まで
岩木川支川 土淵川	左　岸 右　岸	青森県弘前市大字大久保字宮本 277 番地先　国道橋下流端から平川合流点まで

※昭和 38.10.16　建設省告示第 2624 号

（ｲ）水防警報の発表（県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

水防警報は、支部長（中南地域県民局地域整備部長）が発表する。

【水防警報の種類】

種　類	内　　容	発　表　基　準
（待機）※	水防団員が出動できるよう待機	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準　備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出　動	水防団員の出動を通知するもの	はん濫注意水位を超えまたは超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解　除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情　報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法壊・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適　　宜

※水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第１指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

【水防警報を行う河川及びその地域】

河川名	警報発表基準点	左　右岸の別	区　　域
平川上流	大　鰐 石　川	左　岸 右　岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉の下 56 番地地先の福島橋下流端から弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先の JR 平川第一橋梁上流端まで 南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田 68 番地 2 地先の福島橋下流端から南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳 21 番地 6 地先のＪＲ平川第一橋梁上流端まで
大和沢川		左　岸 右　岸	弘前市大字堀越字下川原 1 番 7 地先 弘前市大字川合字岡本 24 番 4 地先　} から平川への合流点まで
後長根川	独　狐	左　岸 右　岸	弘前市大字宮地字諏訪林 112 番地 10 地先の宮地橋下流端 弘前市大字宮地字諏訪林 162 番地 1 地先の宮地橋下流端　} から岩木川への合流点まで
腰巻川	腰　巻	左　岸 右　岸	弘前市大字南大町一丁目 8 番 15 地先 弘前市大字南大町一丁目 10 番 1 地先　} から平川への合流点まで

※平成 17.6.17　青森県告示第 523 号

イ　水防指令の発令

水防本部長（知事）または支部長（中南地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防指令を発令する。

配備の種類	水防指令	配　　備　　状　　況
待　機	第１指令	水防体制の少数（１班）の人員で主としての情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては､直ちに招集その他の活動ができる態勢とする｡この場合、自動車１台を待機させる。
準　備	第２指令	水防体制の約半数（２～３班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出　動	第３指令	水防組織の全員がこれに当たる。事態が長引くときは、水防長は適宜交代させる。
解　除	第４指令	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除する。

ウ　水防警報及び水防指令の伝達

（ｱ）水防警報伝達系統図（国土交通省）

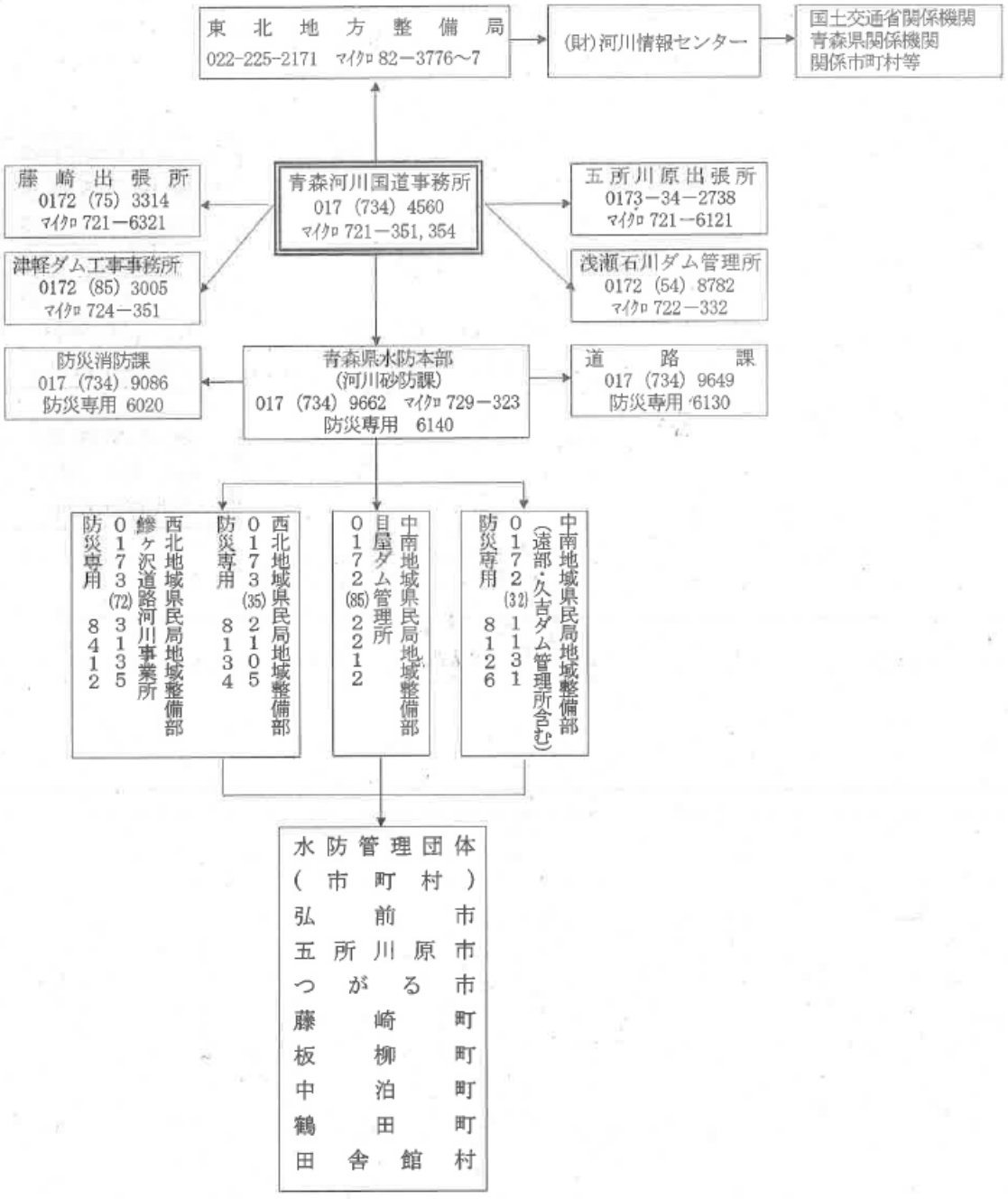

※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

（イ）水防警報伝達系統図（県）

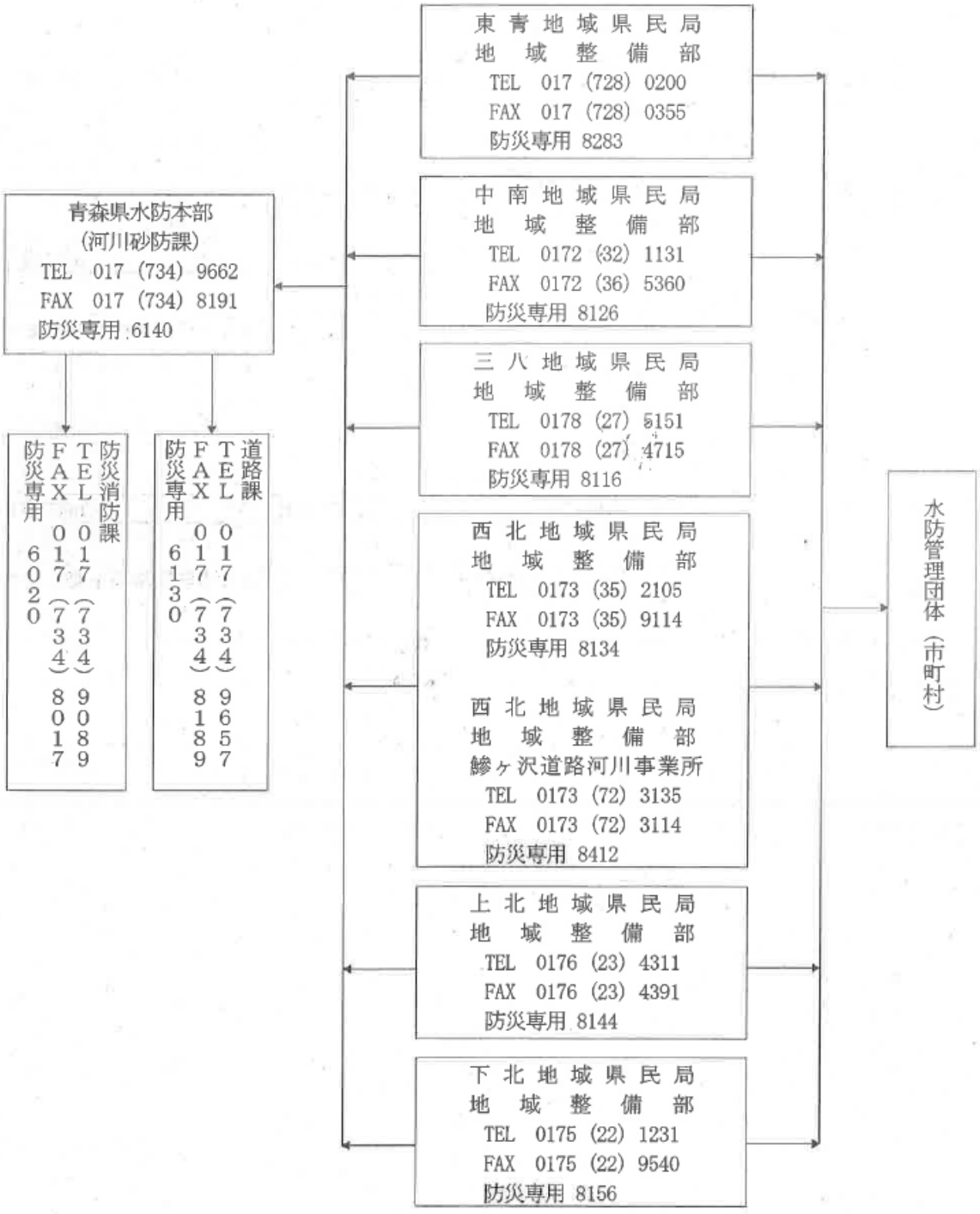

※通報はＦＡＸを基本とし、電話で確認する。

※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

（ｳ）水防指令伝達系統図（県）

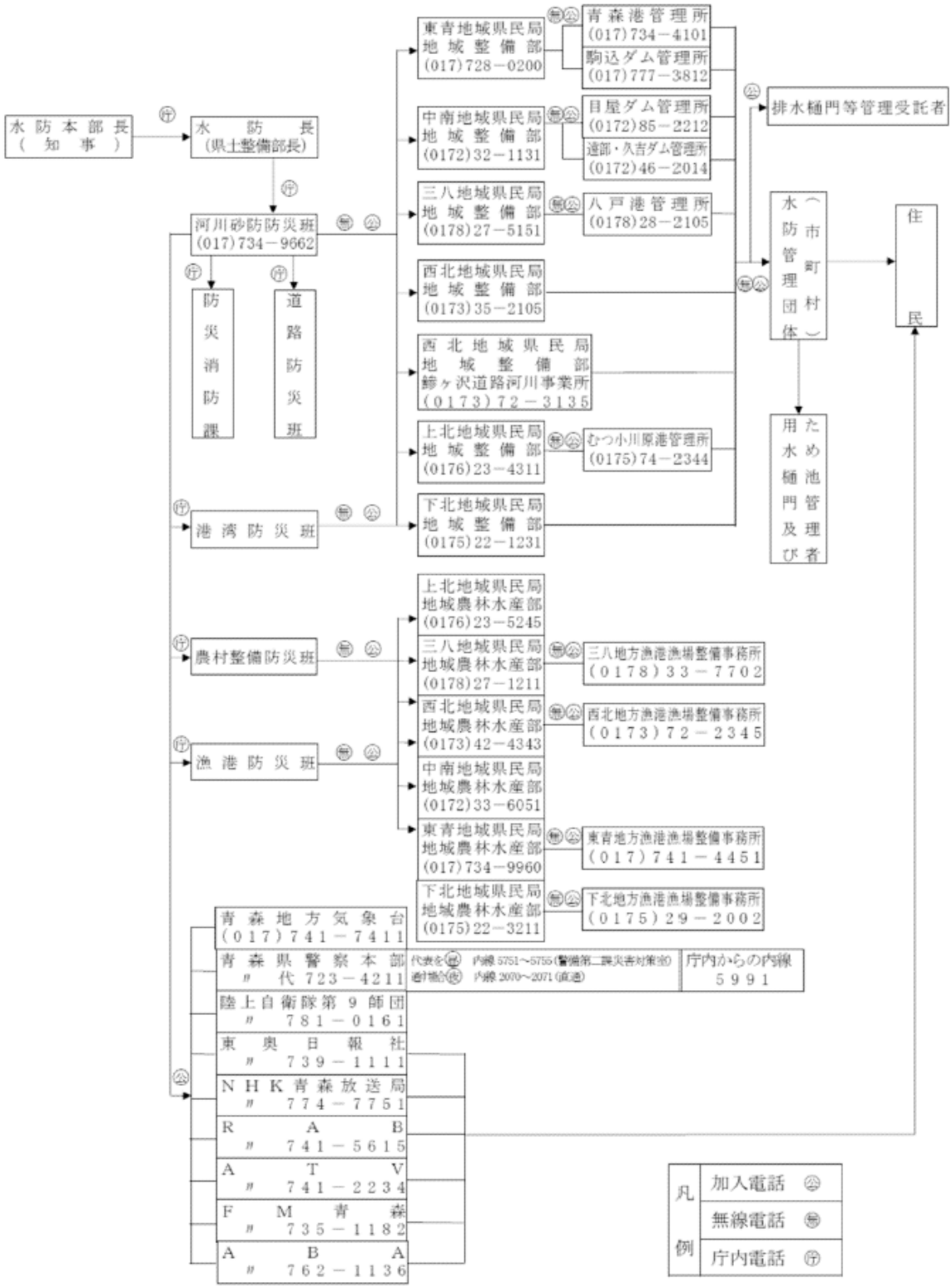

(3) 洪水予報の発表

ア　洪水予報及び発表情報の種類と発表基準

洪水予報の種類	発表情報の種類	発　表　基　準	水位危険度レベル
（発表なし）		水防団待機水位超過	レベル１
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル２
洪水警報	はん濫警戒情報	避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき	レベル３
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき	レベル４
	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき	レベル５

イ　岩木川及び平川下流の洪水予報

東北地方整備局青森河川国道事務所と青森地方気象台は、次により岩木川、平川下流の洪水予報を共同発表する。

【洪水予報を行う河川及び実施区域】

河川名		左　右岸の別	実　施　区　域
岩木川	岩木川	左　岸 右　岸	弘前市鳥井野地先宇川村８番地先 弘前市悪戸地先下湯口字青柳１７７番地先　｝上岩木橋から海まで
	旧大蜂川		弘前市大字小友字宇田野 658 番地　｝県道橋下流端から岩木川への合流点
平川下流	平川	左　岸 右　岸	弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先 南津軽郡田舎館村大字松下 65 番地先　｝ＪＲ奥羽本線平川第一鉄橋から岩木川への合流点まで
	土淵川		弘前市大字大久保字宮本 277 番地地先　｝国道橋下流端から平川への合流点まで

ウ　平川上流の洪水予報

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により平川上流の洪水予報を共同発表する。

【洪水予報を行う河川及び実施区域】

洪水予報河川名	左　右岸の別	実　施　区　域
平川上流	左　岸 右　岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉の下 56 番地地先の福島橋下流端から 弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先の JR 平川第一橋梁上流端まで 南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田 68 番地 2 地先の福島橋下流端から 南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳 21 番地 6 地先のＪＲ平川第一橋梁上流端まで

(4) 避難判断水位の周知及び伝達

ア　避難判断水位の周知

県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位情報周知河川」として指定し、避難等の目安となる「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは水防管理者（市）に通知するとともに、報道機関協力を得て一般に周知する。

イ　避難判断水位到達情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より避難判断水位に達した旨の通知を受けた場合、及び県が指定した河川において避難判断水位に達した場合は、次の系統図により伝達する。

(ｱ) 岩木川水位周知河川伝達系統図

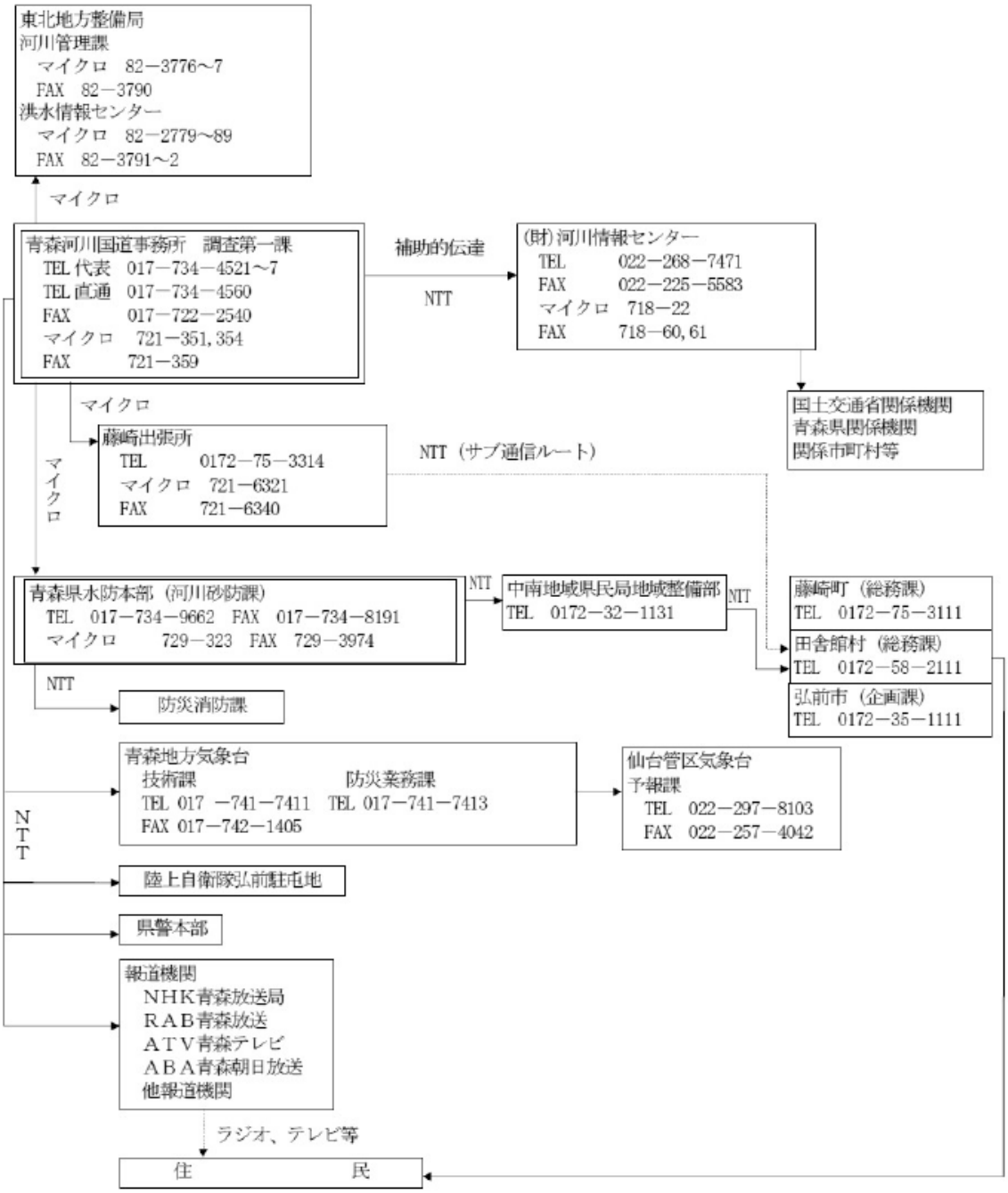

（イ）県指定水位情報周知河川伝達系統図

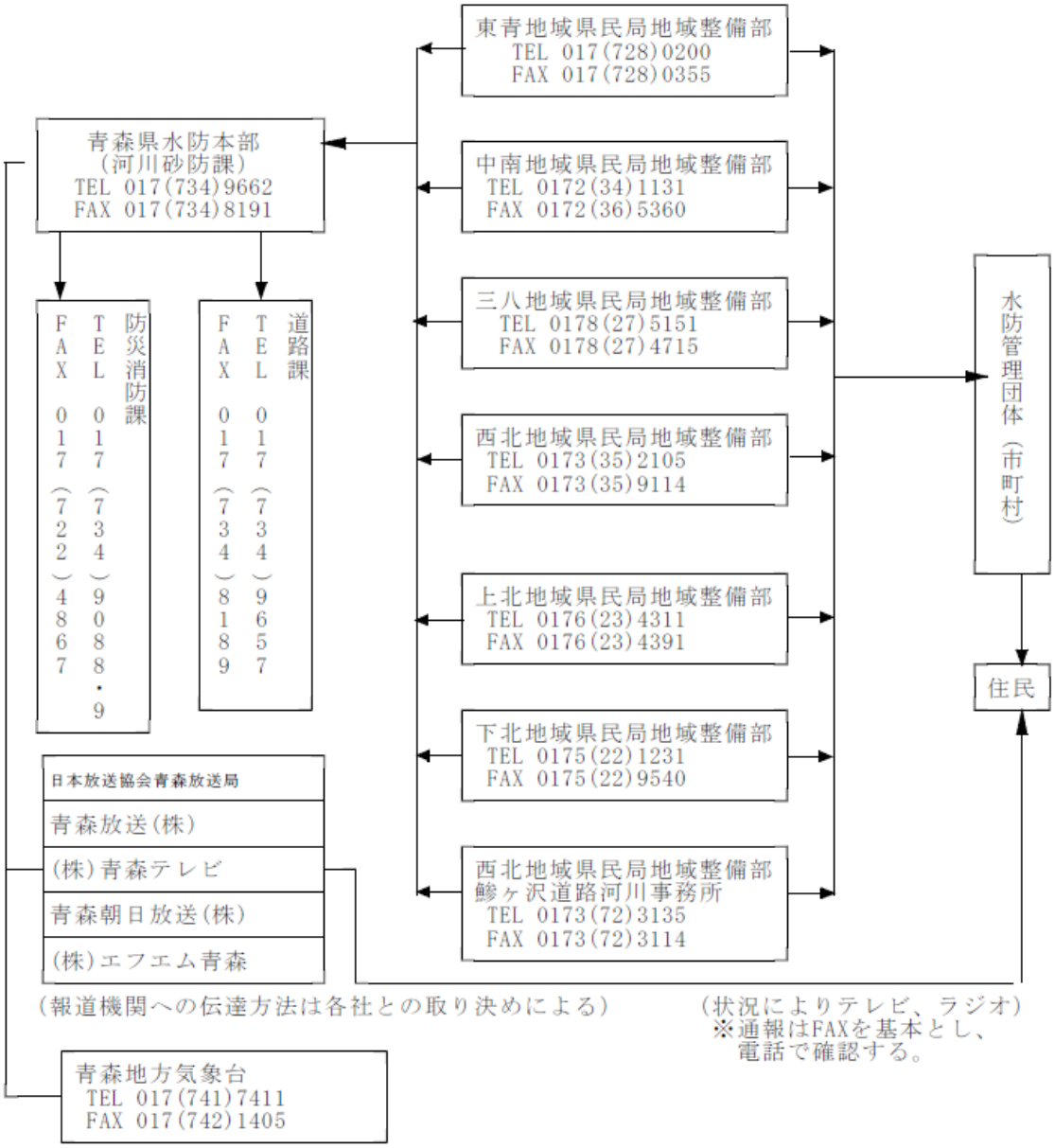

(5) 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報または大雨特別警報を発表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、青森県土砂災害警戒情報を共同で発表する。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア　発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

イ　土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ　発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。但し、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県砂防課と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準の設定及び見直しについて」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(ｱ) 発表基準

ａ　大雨警報または大雨特別警報の発表中に降雨の実況値及び２時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した警戒基準に達した場合

ｂ　土砂災害警戒情報発表中に、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要があると認められる場合

(ｲ) 解除

実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

(6) 噴火警報等

仙台管区気象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

ア　噴火警報等の種類

(ｱ) 噴火警報

(ｲ) 噴火予報

(ｳ) 降灰予報

(ｴ) 火山現象に関する情報等

イ　対象火山

岩木山

ウ　噴火警報等の発表基準

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） または 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒 （居住地域厳重警戒）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 （火口周辺） または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 （入山危険）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 （火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(ｱ) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は特別警報に位置づけられる。

(ｲ) 噴火予報

噴火警報の解除を行う場合や、静穏（平常）な状態が続くことを周知する場合等に発表する。

(ｳ) 降灰予報

噴煙の高さが３千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル３相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね６時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(ｴ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等を周知するために発表する。

a　火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

b　火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月または必要に応じて臨時に発表する。

c　週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

d　月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

e　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(ｵ) 噴火予報及び噴火警報の構成・内容

a　火山名
b　予報または警報の名称
c　発表年月日時分（年には元号を用いる）
d　発表担当官署等名
e　見出し

ｆ　本文
(a) 火山活動の状況及び予報・警報事項
(b) 対象市町村等
(c) 防災上の警戒事項等
(d) その他必要と認める事項

エ　噴火警報の通報
(ｱ) 青森地方気象台は、噴火警報を他の機関に先立って県に通報する。
(ｲ) 青森地方気象台は、県、県警察本部、青森海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
(ｳ) 県は、青森地方気象台から受けた情報に基づき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報または要請する。
(ｴ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
(ｵ) 市は、必要に応じ、ただちに住民及び関係する公私の団体に周知する。

(5) 火災警報の発令

弘前地区消防事務組合管理者は、青森地方気象台が発表する火災気象通報を受けた場合または火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令し、発令を要しない状況になってから１時間以上経過したとき解除する。

火災気象通報の発令基準
1．実効湿度が67%以下で、最小湿度が40%より下がり最大風速７m/s　を超える見込みのとき
2．平均風速が13m/ｓ以上の見込みのとき
ただし、雨または雪を伴う場合は通報しないことがある。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア　災害が発生するおそれのある異常現象は、次のとおりである。

区　　分		現　　象		備　　考
気象に関する事項		著しく異常な気象現象		竜巻、なだれ、強い降雹等
地象に関する事項	火山関係	噴火及びそれに伴う降灰砂		爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流、降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	火山地域での地震の群発	山崩れ、地割れ、土地の昇沈等
			〃鳴動の発生	噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等
			〃顕著な地形変化	
			噴火、噴煙の顕著な異常変化	噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等
			火山地域での湧泉の顕著な異常変化	湧泉の新生、枯渇、量、臭、色、味、濁度、温度等
			火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草地の立ち枯れ等	
			火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化	量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇

イ　通報及び措置
(ｱ) 発見者の通報
異常現象を発見した者は、市長または警察官に通報する。
(ｲ) 警察官の通報
通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、警察署に通報する。
(ｳ) 市長の通報
通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。
なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町

村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

ａ　青森地方気象台（017-741-7411）

ｂ　県（防災消防課　017-734-9089）

(ｴ) 通報を受けた県（防災消防課）は、災害の予防、未然防止または拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

(7) 庁内の伝達方法

ア　関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は警備員または日直職員が受領する。

イ　警備員または宿日直員が受領した場合は、直ちにあらかじめ定めた方法により関係課長に伝達する。

ウ　気象予報・警報等を受領した防災安全課長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ　関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
防災安全課長	庁内各課 総合支所 教育委員会	各庁内電話番号	庁内放送、電話、使送、防災無線、庁内 LAN	関係課長へ電話	特別警報、津波警報を除くすべての警報及び特に必要と認める注意報
農業政策課長	つがる弘前農業協同組合 津軽みらい農業協同組合（石川支店） 相馬村農業協同組合	28-1111 92-3311 84-3215	（ＦＡＸ番号） (28-3699) (92-3000) (84-3497)	受領責任者へ電話	特別警報、特に必要と認める警報及び注意報

オ　一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

市は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をする。この際、要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
広聴広報課長	市全住民	防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、一斉配信メール等	特別警報及び特に必要と認める警報
農業政策課長	農村地区住民	農業協同組合の有線放送施設 防災行政無線	霜注意報、強風注意報、低温注意報、乾燥注意報、着雪着氷注意報

（参考）有線放送施設の状況　　資料編　〔表〕４－１－１

(8) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。

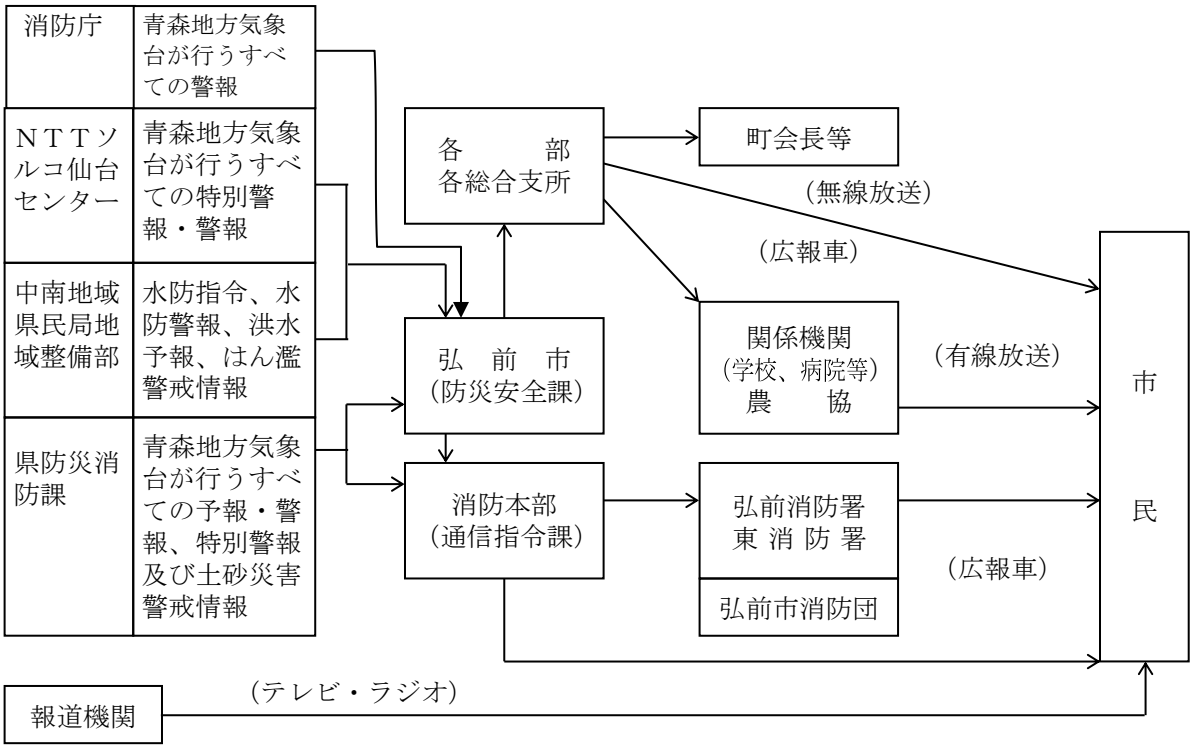

備考　火災警報の発令は、消防法第 22 条の規定に基づき、弘前地区消防事務組合管理者が行う。

第２節　情報収集及び被害等報告

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

１　実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

２　情報の収集、伝達等

市長は、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア　災害情報の収集

市長は、警報等が発令され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関等及び町会などの協力を得て情報を収集し、その結果を県（防災消防課）に報告する。

(ｱ) 消防事務組合における情報収集先（窓口：消防本部通信指令課）電話３２－５１０１

署・分署名	職　名	住　　所	連　絡　方　法
弘前消防本部	通信指令課長	本町２－１	電話３２－５１０１
弘前消防署	署　長分	〃	〃　３２－５１９９
〃　藤代分署	署長	浜の町東三丁目１－１１	〃　３４－１３１７
〃　西北分署	分署長	小友字神原３７１－２	〃　９３－３３１０
〃　西分署	分署長	鳥井野字宮本１５１	〃　８２－３３１１
〃　目屋分署	分署長	西目屋村田代字神田５６	〃　８５－３１１９
東消防署	署　長分	城東中央五丁目６－１１	〃　２７－１１５１～２
〃　枡形分署	署長	豊原一丁目３－９	〃　３３－４３１１

(ｲ) 弘前市消防団における情報収集先（窓口：防災安全課）

消防団本部

第１方面団	第２方面団	第３方面団	第４方面団	第５方面団
北地区団長	清水地区団長	藤代地区団長	岩木南地区団長	相馬地区団長
西地区団長	和徳地区団長	東目屋地区団長	岩木東地区団長	
南地区団長	豊田地区団長	船沢地区団長	岩木西地区団長	
東地区団長	堀越地区団長	高杉地区団長		
	千年地区団長	裾野地区団長		
	石川地区団長	新和地区団長		

(ｳ) アマチュア無線による情報収集

防災安全課内にアマチュア無線機を設置し、情報収集にあたる。

イ　災害情報の内容

(ｱ) 災害が発生するおそれがある場所

(ｲ) 今後とろうとする措置

(ｳ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ　市職員、弘前地区消防事務組合職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、各課担当課員・弘前地区消防事務組合職員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報名	危険箇所等	担当課	備考
大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川危険箇所、道路注意箇所	建設政策課	左記の警報のほか、青森地方気象台等から発表される気象情報により、必要に応じ危険箇所を巡回する。
	ため池危険箇所、農業用水路、農道・林道注意箇所（工事箇所含む。）	農村整備課	
	急傾斜地崩壊危険箇所、道路注意箇所	道路維持課	
	下水道工事箇所、下水道施設	上下水道部 工務課 下水道施設課	
	水道工事箇所、水道施設	上下水道部 工務課 上水道施設課	
	水防警戒箇所　等	消　防　署	
大雪警報 暴風雪警報	道路注意箇所、なだれ危険箇所　等	農村整備課 道路維持課 建設政策課 （消防署）	

エ　災害情報の報告

市長（防災安全課）は、収集した情報をとりまとめ、知事（防災消防課）に報告する。

(2) 災害が発生し、または被害が拡大するおそれがある段階

ア　被害状況の収集

(ｱ) 各課の職員は、災害による参集途上において、可能な範囲で被害情報等を収集する。

(ｲ) 各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

(ｳ) 被害情報の収集に当たっては、必要に応じ、県防災消防課等に対し、ヘリコプターからの情報収集を要請する。

(ｴ) 災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

(ｵ) 調査にあたって正確を期するため、必要に応じ、町会その他関係者の協力を得て行う。

(ｶ) 人的被害及び住家被害の調査は災害救助の基礎となるものであるから、毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

(参考)

災害救助法の適用基準	資料編	〔定〕４－２－１
災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資料編	〔定〕４－２－２
災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	資料編	〔定〕４－２－３

イ　収集すべき情報

(ｱ) 人命危険の有無及び人的被害発生状況

(ｲ) 建築物等の被害発生状況

(ｳ) 道路、鉄道の被害発生状況

(ｴ) ライフラインの被害発生状況

(ｵ) 急傾斜地等の被害発生状況、崩壊危険性等の状況

(ｶ) 火災の発生状況、延焼状況

(ｷ) 避難の必要性の有無及び避難状況

(ｸ) 医療機関の対応状況

ウ　被害状況の調査等

被害調査区分	調査担当責任者	調査担当責任者補佐	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	防災安全課長	岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	
道路、河川、下水道等の土木施設及び農業集落排水施設被害	建設政策課長 上下水道部総務課長	道路維持課長 工務課長 下水道施設課長 岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	
水道施設被害	上下水道部総務課長	工務課長、上水道施設課長	
公共建築物の被害	財産管理課長		
人、住家等の被害	資産税課長	市民税課長 収納課長 岩木総合支所民生課長 相馬総合支所民生課長	町会長等
農業関係被害	農業政策課長 りんご課長 農村整備課長		農業協同組合、 農業共済組合、 土地改良区
林業関係被害	農村整備課長		森林組合
水産業関係被害	農業政策課長	商工政策課長	漁業協同組合等
商工業、観光施設関係被害	商工政策課長 観光政策課長	産業育成課 国際広域観光課 岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	商工会議所 商工会
学校関係被害	学校企画課長 学務健康課長		
社会福祉関係被害	福祉政策課長 子育て支援課長 介護福祉課長	岩木総合支所民生課長 相馬総合支所民生課長	各施設の長
社会教育関係及び文化関係施設被害	生涯学習課長		
文化財関係被害	文化財課長		
医療施設被害	健康づくり推進課長		
生活衛生施設被害	環境管理課長		
社会体育関係施設被害	文化スポーツ振興課長		

エ　被害状況の報告等

(ｱ) 弘前地区消防事務組合の情報収集・伝達責任者は、１１９番通報が殺到する状況等の情報を県（防災消防課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電　　話		ファックス	
防災消防課	ＮＴＴ回線	017-734-9088 017-734-9089		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-5812 8-810-1-5813		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外（宿直室）	平日(9:30-18:15)	左記以外（宿直室）
	ＮＴＴ回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-) 048-500-90-49013	(8-) 048-500-90-49102	(8-) 048-500-90-49033	(8-) 048-500-90-49036

(ｲ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告するとともに、防災安全課へ報告する。

防災安全課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災消防課）に総合防災情報システム等により報告する。

ａ　人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
ｂ　火災等の二次災害の発生状況、危険性
ｃ　避難の必要の有無または避難の状況
ｄ　住民の動向
ｅ　その他災害の拡大防止措置上必要な事項
ｆ　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

オ　その他

次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

(ｱ) 火災等即報

ａ　交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(a) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
(b) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
(c) トンネル内車両火災
(d) 列車火災

ｂ　危険物等に係る事故

(a) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
(b) 負傷者が５名以上発生したもの
(c) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたものまた
(d) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
・５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
(e) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
(f) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリー火災

ｃ　原子力災害等

(a) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
(b) 原子力災害特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの
(c) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
(d) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
(e) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

(ｲ) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ａ　列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
ｂ　バスの転落等による救急・救助事故
ｃ　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
ｄ　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
ｅ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(ｳ) 武力攻撃災害即報

ａ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害
ｂ　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険

が切迫していると認められるに至った事態

(ｴ) 災害即報

地震が発生し、市の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

【被害調査報告分担区分】

調査・報告事項	様式番号	市における調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査票（個票）	1	資産税課、市民税課、収納課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課		
被害者名簿	2	資産税課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課		
災害即報・災害確定報告	3	防災安全課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		防災消防課
被害状況調（人・住家の被害）	4	防災安全課､福祉政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室	健康福祉政策課
救助の実施状況	5	福祉政策課	〃	〃
医療施設被害	6	健康づくり推進課	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	7	環境管理課		環境政策課
防疫の実施状況	7	〃	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	保健衛生課
生活衛生施設被害	7	〃	〃	〃
水道施設被害	7	上下水道部総務課	〃	〃
水稲被害	８、９	農業政策課	中南地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
りんご・特産果樹被害	10、11	りんご課	〃	りんご果樹課
畑作・野菜・花き・桑樹被害	12	農業政策課	〃	農産園芸課
畜産関係被害	13、14	〃	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	15、16	〃	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害	17	〃	〃	〃
農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害	18	〃	〃	団体経営改善課
農地及び農業用施設の被害	19	農村整備課	〃	農村整備課
林業関係被害	20-1､-2	〃	〃	林政課
水産業関係被害	21	農業政策課、商工政策課	〃	水産振興課
商工業被害	22	商工政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		商工政策課
観光施設被害	22	観光政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		観光企画課
土木施設被害(国、県、市別)	23	建設政策課､都市政策課、上下水道部総務課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域整備部	河川砂防課、道路課、都市計画課

調査・報告事項	様　式 番　号	市における 調査分担区分	県　へ　の　報　告　先	
			県出先機関経由	主　管　課
文教関係被害	24	教育政策課	中南教育事務所	教育庁教育政策課（私立学校）総務学事課
福祉施設被害	25	福祉政策課、介護福祉課、子育て支援課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	26	当該各課		担当課

備考　被害調査報告様式については、資料編を参照

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア　防災安全課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式１～４（資料編）により、災害状況を逐次県（防災消防課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2) の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ｱ) 被害の状況
(ｲ) 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況
(ｳ) 避難所の設置状況
(ｴ) 避難生活の状況
(ｵ) 救護所の設置及び活動状況
(ｶ) 傷病者の収容状況
(ｷ) 観光客等の状況
(ｸ) 応急給食・給水の状況
(ｹ) その他
　a　弘前市以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
　b　弘前市以外の医療機関または介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
　c　その他

イ　被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区　分		認　定　基　準
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重　傷　者 軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世　帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能をそう失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部をそう失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。

区　　分		認　　定　　基　　準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
その他の被害	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他の被害	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
その他の被害	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
その他の被害	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
その他の被害	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
その他の被害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他の被害	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
その他の被害	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
その他の被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
その他の被害	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
その他の被害	水道	上水道または簡易水道で断減水している戸数のうち、最も多く断減水した時点における戸数とする。
その他の被害	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
その他の被害	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

区　　分		認　　定　　基　　準
その他	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3　災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
市（防災安全課）は、その確定状況をとりまとめて、県（防災消防課）に報告する。

4　報告の方法及び要領

(1) 方法

ア　被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛生携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ　固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワークシステムまたは警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア　被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

イ　被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、または特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ　被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ　県への報告にあたっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

5　情報の収集・報告の系統図

(1) 災害対策本部設置前

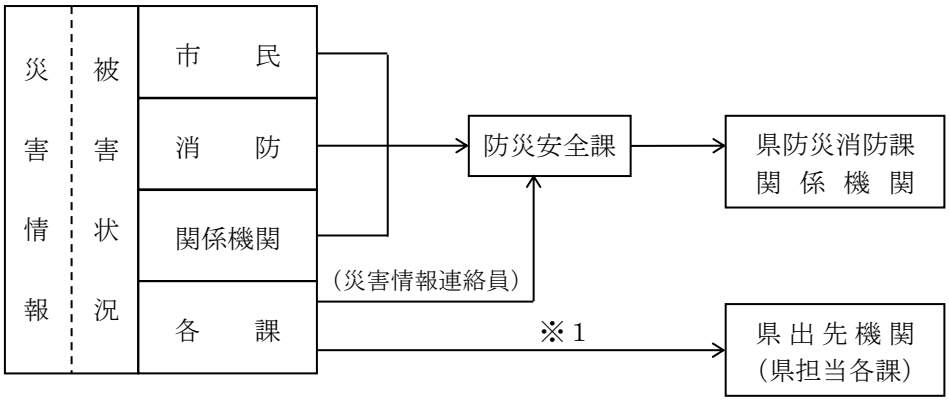

※１　各課の情報収集・報告は、被害調査報告分担区分による。

(2) 災害対策本部設置後

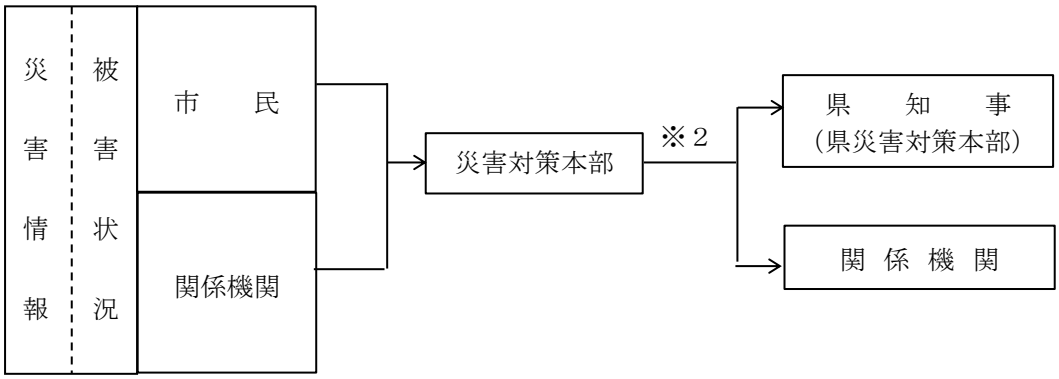

※２　災害対策本部の各班の情報収集・報告は、被害調査報告分担区分による。

第３節　通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

１　実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　通信連絡手段

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛生携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(2) 保有する防災行政無線を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。

(3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。

(4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一時的には公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話の利用等による電気通信設備の優先利用、防災関係機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

３　連絡方法

(1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間・休日における通信連絡体制を確立しておく。

(2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災消防課）に報告しておく。

４　通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び、災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア　災害時優先電話

(ｱ) 災害時において電話がふくそうした場合、防災機関が防災活動や救護活動を行なうときに支障をきたさないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。

(ｲ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ　非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れるかまたはふくそうしてかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保または社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常または緊急電報」として取扱い、他の交換手扱い電報に優先して配達することとなっており、これらの電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手　　続
東日本電信電話㈱青森支店	非常電報 緊急電報	財産管理課長	・申し込み受付番号は１１５番 ・「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」または「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、または利用することが著しく困難なときは、衛生携帯電話や市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア　市有無線設備

市有無線設備（資料編　〔表〕４－３－１）は、別に定める無線運用管理要領に基づいて運用する。

イ　非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合またはこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用にあたって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備　　考
消防無線	消防本部通信指令課	本町２－１	32-5101	
警察無線	弘前警察署	八幡町三丁目３－２	32-0111	交番、駐在所の設備を含む。 警察ルート
東北電力無線	東北電力㈱弘前営業所総務課	本町１	32-0238	電力ルート
国土交通省無線	東北地方整備局青森河川国道事務所　弘前国道維持出張所	城東中央五丁目 ６－１０	28-1315	建設ルート
東日本電信電話㈱無線	東日本電信電話㈱青森支店設備運営・災害対策担当	青森市橋本２丁目 １－６	017-774-9550	
アマチュア無線	ＪＡ７ＹＴＸアマチュア無線弘前市役所クラブ事務局	基地局　弘前市防災安全課内に設置		

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合または緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備　　考
消防電話	消防本部通信指令課	本町２－１	32-5101	
警察電話	弘前警察署警備課	八幡町三丁目３－２	32-0111	交番、駐在所の設備を含む。
電気事業電話	東北電力弘前営業所総務課	本町１	32-0238	
鉄道電話	ＪＲ東日本㈱弘前駅事務室	表町１－１	32-0174	

４　災害通信利用系統図

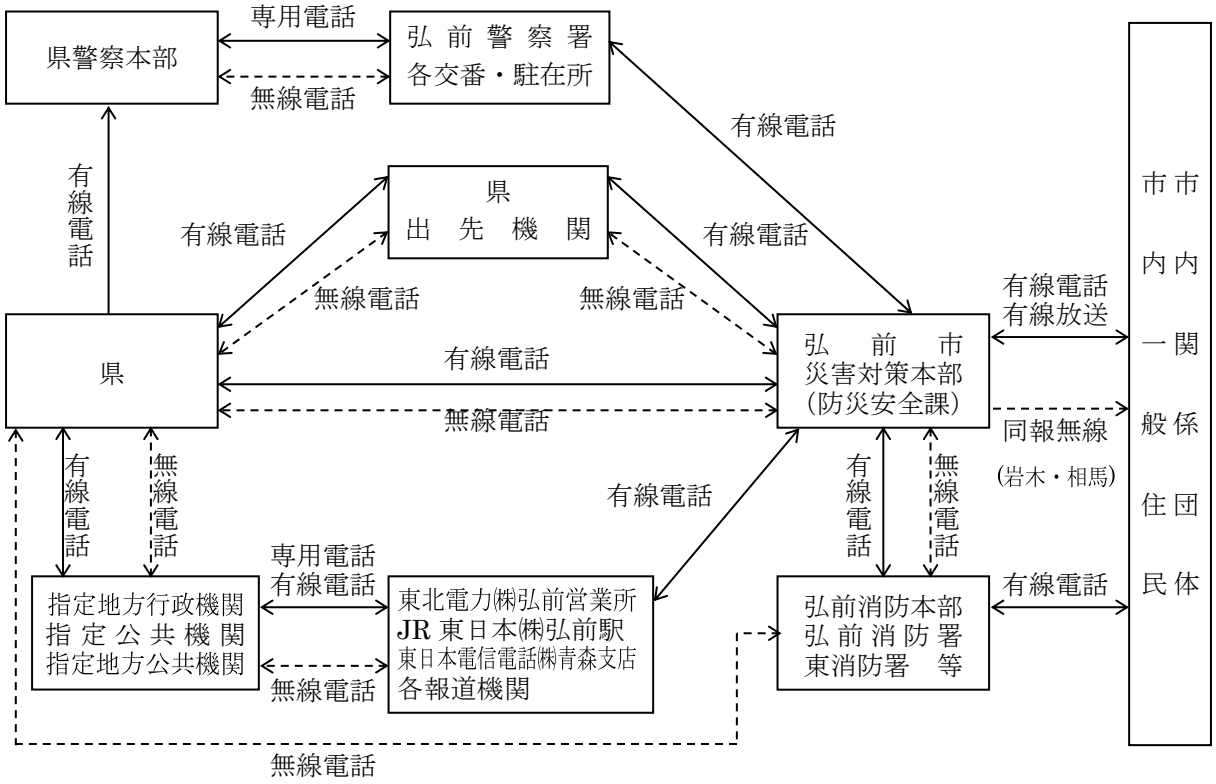

備考　有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第４節　災害広報・情報提供

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

1　実施責任者

(1) 市長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模・態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて住民相談所を開設する。

(2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2　広報担当

(1) 市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区　　分	責　任　者	広　報　先	連　　絡　　方　　法
広聴広報班長	広聴広報課長	住　　民	広報車、防災行政無線（同報無線）、有線放送、ホームページ等
		報 道 機 関	口頭、FAX
対策調整班長	防災安全課長	防災関係機関	電話、FAX
		庁　　内	庁内放送、庁内電話

(2) 防災関係機関連絡先

機　　関　　名	電　　話	担当課
弘前警察署	３２－０１１１	警備課
弘前地区消防事務組合消防本部	３２－５１０１	通信指令課
陸上自衛隊第３９普通科連隊	８７－２１１１　内線236(夜間内線302)	第３科

3　災害広報の要領

(1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。

(2) 市の実施する広報は、広聴広報班長（広聴広報課長）に連絡する。

(3) 広聴広報班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集または撮影に努める。

(4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。

ア　災害対策本部の設置に関する事項
イ　災害の概況
ウ　市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
エ　避難の勧告、指示
オ　電気、ガス、水道等供給の状況
カ　防疫に関する事項
キ　火災状況
ク　医療救護所の開設状況
ケ　給食、給水の実施状況
コ　道路、河川等の公共施設の被害状況
サ　道路交通等に関する事項
シ　二次災害を含む被害の防止に関する事項
ス　一般的な住民生活に関する情報
セ　社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
ソ　その他必要な事項

(5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。

ア　報道機関への発表資料は広聴広報班長が取りまとめる。
イ　発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。

(6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

ア　防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報

イ　コミュニティＦＭ放送による広報
ウ　広報車による広報
エ　報道機関による広報
オ　広報紙の掲示、配布
カ　避難所への職員の派遣
キ　その他インターネットのホームページやSNS、アマチュア無線の活用等

4　住民相談所の開設等

(1) 災害が収束したときは、必要に応じ、市民協働政策課長は被災地域に臨時住民相談所を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。

(2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。

(3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（１７１番）の活用を住民に周知するよう努める。

5　避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第５節　避難

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じ避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1　実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は市長が行う。

ただし、市長と連絡がとれない場合は副市長がこれを行うものとする。（法律などに定めのある場合の避難の勧告及び指示を除く。）

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内　容（要　件）	根　拠　法
市　　長	災害全般	・災害対策基本法第 60 条
警　察　官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるときまたは市長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第 61 条 ・警察官職務執行法（昭和　23 年法律第 136 号）第 4 条
知　　事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・災害対策基本法第 60 条
自　衛　官	〃（警察官がその場にいない場合に限る。）	・自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条
知事またはその命を受けた県の職員 水防管理者（市長）	洪水によるはん濫からの避難の指示	・水防法第 29 条
知事またはその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・地すべり等防止法（昭和　33 年法律第 30 号）第 25 条

(2) 避難所の設置

避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内　容（要　件）	根　拠　法
市　　長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	・災害対策基本法第 63 条
警　察　官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。	・災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市長等、警察官がその場にいないとき。	・災害対策基本法第 63 条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき。	・消防法第 28 条 ・　〃　第 36 条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第 21 条

２　避難の勧告、指示等の基準

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討しおおむね次の基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。特に、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難の勧告・指示等を行う。

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである。

なお、勧告等の具体的な発令等の基準については別に定める。

種　　別	基　　準
避難準備情報	ｱ　気象予報・警報、土砂災害警戒情報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ｲ　災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき。 ｳ 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき。
避 難 勧 告	ｱ　避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ｲ　災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
避 難 指 示	ｱ　避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき。 ｲ　災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

３　避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的に避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア　避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法による。

(ｱ) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難の勧告、指示は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
	約1分	約5秒	約1分
乱打	○――	休止	○――

(ｲ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ｳ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(ｴ) 広報車により伝達する。

(ｵ) 避難事務担当の市職員（生活福祉課職員等）による戸別訪問、ハンドマイク等により伝達する。

(ｶ) 電話により伝達する。

イ　市長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ｱ) 避難が必要である状況

(ｲ) 危険区域

(ｳ) 避難対象者

(ｴ) 避難経路

(ｵ) 避難所

(ｶ) 移動方法

(ｷ) 避難時の留意事項

（参考）避難事務担当の市職員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

・戸締り、火気の始末を完全にすること。

・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア　避難の勧告または指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。

(ｱ) 市長が避難を勧告し、若しくは指示したときまたは他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。
a　避難勧告等を発令した場合
○災害等の規模及び状況
○勧告・指示の別
○避難の勧告または指示をした日時
○勧告または指示をした地域
○対象世帯数及び対象人数
○避難所開設予定箇所数
b　避難勧告等を解除した場合
○避難の勧告または指示を解除した日時
(ｲ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。
(ｳ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を弘前警察署長に通知する。
(ｴ) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を弘前警察署長に通知する。

イ　避難の勧告または指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ　警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知する。

4　避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア　避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難所ごとになるべく一定地域または町会などの単位とする。

イ　避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア　誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ　避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ　避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ　避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5　避難所の開設

市長は、避難勧告・指示等を決定したとき、または住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、所有者または管理者（以下この節において「施設管理者等」という。）の同意を得て避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、または民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前手続き

ア　避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位

置、動員方法、任務等について周知徹底する。
イ　避難所配置職員の員数は、避難所１か所当たり最低２人とし、収容状況により増員する。
ウ　避難所に配置する職員について、生活福祉班（生活福祉課）の職員と応援の職員とする。

(2) 避難所の開設手続き
ア　市長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、生活福祉班長（生活福祉課長）に開設命令を発する。生活福祉班長（生活福祉課長）は、市長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保して市の避難対策に協力するとともに、その旨を学校企画班（学校企画課長）に連絡する。避難所の事前指定等については、第３章第９節「避難対策」による。
イ　市長（防災安全課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。
また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。
(ｱ) 開設した場合
ａ　避難所を開設した日時
ｂ　場所（避難所名）及び箇所数
ｃ　収容人数
ｄ　開設期間の見込み
(ｲ) 閉鎖した場合
ａ　避難所を閉鎖した日時
ｂ　最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 避難所に収容する者
避難所に収容する対象者は次のとおりである。
ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者
イ　現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
ウ　避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間
避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務
ア　一般的事項
(ｱ) 避難所開設の掲示
(ｲ) 収容者の受付及び整理
(ｳ) 日誌の記入
(ｴ) 食料、物資等の受払及び記録
(ｵ) 避難者名簿の作成
イ　本部への報告事項
(ｱ) 避難所の開設（閉鎖）報告
(ｲ) 避難所状況報告
(ｳ) その他必要事項
ウ　避難所の運営管理
(ｱ) 費用
避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
(ｲ) 避難所の責任者及び連絡員の指定
ａ　避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たらせる。
ｂ　避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
ｃ　避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
ｄ　避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
ｅ　避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアに努める。
ｆ　避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ｇ　避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
ｈ　避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。

6　学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

(1) 避難実施責任者
(2) 避難順位及び編成等
(3) 誘導責任者及び補助者
(4) 避難の要領、措置、注意事項等

7　警戒区域の設定

災害による生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、またはその区域から退去を命ずる。

(1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
(2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
(3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
(4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
(5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
ア　設定の理由
警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。
イ　設定の範囲
「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

8　孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

9　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

10　応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
(2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
(3) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、または他都道府県の市町村への収容については、県に対して当該都道府県との協議を求める。

11　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第６節　消防

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

１　実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行う。

２　出火防止・初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

３　消火活動

消防長は適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

４　救助・救急活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、弘前市医師会、日本赤十字社青森県支部弘前市地区、弘前警察署と協力し、適切かつ迅速な救助・救急活動を行う。

５　市消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、市消防計画による。

６　応援協力関係

市長または弘前地区消防事務組合管理者は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第７節　水防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

１　実施責任者

災害時における水防活動は、水防管理者（市長）が行う。

２　監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、水防管理者（市長）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、またはその区域からの退去を指示する。

３　水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧または高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

４　応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

５　水防活動従事者の安全確保

上記２～４の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

６　市水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、市水防計画による。

７　弘前地区河川防災ステーション

災害時において、水防活動支援などの拠点施設として設けられている防災ステーションの資材や水防センター、情報管理センター等を活用するなど、災害対応等について、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所と積極的な連携を図りながら実施する。

８　応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第８節　救出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を救出し、または捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

１　実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 市長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）

災害により救出または捜索を要する事態が発生した場合は、弘前警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出または捜索を実施する。

２　救出方法

(1) 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
(2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
(3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。
(4) 救出作業に特殊機械または特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請または自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
(5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
(6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
(7) 消防機関は、健康づくり推進班（健康づくり推進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。

３　救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
(2) 災害のため生死不明の状態にある者

４救出期間

救出期間は、災害発生の日から３日以内（４日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

５　救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機　関　名	担当課	所　在　地	電　話	備　考
弘　前　市	防災安全課	弘前市大字上白銀町１－１	35-1111	内線２６７
弘前地区消防事務組合（消防署・分署）	通信指令課	弘前市大字本町２－１	32-5101	１１９番
弘前警察署（交番、駐在所）	警　備　課	弘前市大字八幡町三丁目３－２	32-0111	１１０番

６　救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

７　応援協力関係

市長は、自らまたは自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施またはこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

８　その他

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
(2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第９節　食料供給

風水害等の災害時において食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講ずるものとする。

１　実施責任者

(1) 市長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。

(2) 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

２　炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

ア　炊き出し担当は介護福祉班（介護福祉課）及び人材育成班（人材育成課）とする。

イ　炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等であって炊事ができない者

(ｱ) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。

(ｲ) 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ　被害を受け一時縁故先に避難する者

(ｱ) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。

(ｲ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ　旅人、一般家庭の来訪者、列車の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。

オ　被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3)　供給品目

ア　主食

(ｱ) 米穀

(ｲ) 弁当等

(ｳ) パン、うどん、インスタント食品等

イ　副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（１歳以上、１人１日当たり）

・エネルギー２０００kcal

・たんぱく質５５ｇ

・ビタミンＢ１　１．１mg、ビタミンＢ２　１．２mg、ビタミンＣ　１００mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－９－１

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

資料編　〔表〕４－９－２

３　食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、介護福祉班（介護福祉課）とする。

(2) 食料の確保

ア　市長は、住民が各家庭や職場で、平常時から３日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ　住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。特に、粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ　流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア　応急用米穀

市長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ　災害救助用米穀

市長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

ウ　米穀の調達先は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－９－３

(4) その他の食品及び調味料の調達

市長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア　パン、おにぎり、即席めん等の調達

市長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者または販売業者から求める。なお、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

イ　副食、調味料等の調達

市長は、副食、調味料等の供給を行う必要がある場合、副食、調味料等生産者または販売業者から求める。なお、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて、国や協定締結事業者等に要請して調達し、市に供給する。

ウ　副食、調味料等の調達先は、次のとおりである。

(ｱ) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

資料編　〔表〕４－９－４

(ｲ) 調味料等取扱所

資料編　〔表〕４－９－５

(ｳ) 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－９－６

4　炊き出し及びその他の食品の配分

(1)　配分担当等

ア　食料品の配分担当は介護福祉班（介護福祉課）及び人材育成班（人材育成課）とし、岩木民生班及び相馬民生班はこれを応援する。

イ　介護福祉班及び人材育成班、岩木民生班、相馬民生班の構成は次のとおりとする。

集　積　場　所	班　長	班　員	備　　考
市民会館	１名	３名	人材育成班
中央公民館	１名	３名	〃
千年公民館	１名	３名	〃
新和地区体育文化交流センター	１名	３名	〃
青森県武道館	１名	３名	介護福祉班
河西体育センター	１名	３名	〃
岩木庁舎	１名	３名	介護福祉班、岩木民生班
相馬庁舎	１名	３名	介護福祉班、相馬民生班

(2) 配分要領

市長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア　炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。
イ　炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、弘前市町会連合会、弘前市連合婦人会、弘前市赤十字奉仕団、弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会、自主防災組織、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
ウ　避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として供給することは避ける。
エ　避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組または班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれまたは重複支給がないよう適切に配分する。
オ　食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分行うこととする。

5　応援協力関係

市長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 10 節　給水

風水害等の災害による水道施設の破損または井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講ずるものとする。

１　実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

２　飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は上下水道班（上下水道部各課）とする。

(2) 対象者及び供給量

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限１人１日３リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として７日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア　浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。（給水可能数量　満水時 15,381ｍ^3／日）

イ　配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水施設を設けて給水所とする。

ウ　消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。

エ　給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。（給水可能数量　92ｍ^3／日）

オ　井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水セット、ろ過機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

※給水可能数量は、あくまでも目安である。

３　給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア　地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ　市（上下水道部）が保有する給水資機材は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１０－１

(2) 補給用水源

飲料水を確保するための補給用水源は、次のとおりである。

ア　浄水施設　　資料編　〔表〕４－１０－２

イ　配水施設　　資料編　〔表〕４－１０－２

４　給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 復旧工事及び資材等の調達

応急復旧工事に当たっては、被害状況に応じ、「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」に基づき、弘前管工事業協同組合に対して協力を要請する。また、応急復旧資材等は、「災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書」に基づき、青森県管工機材商業協同組合から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっ旋を要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア　補給用水源の有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ　取水、貯水、導水、浄水、送水、及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検

ウ　井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

エ　水道災害相互応援協定に基づく応援等による飲料水の最低量確保

オ　臨時給水所の広報

5　応援協力関係

(1) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、「水道災害相互応援協定」に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 11 節　応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないかまたは応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、または被害住家を応急修理し、被災者の保護収容を図るものとする。

１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

２　応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合には私有地を選定するが、後日問題が起こらないよう十分協議する。

ア　飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ　被災者の生業の見通しがたつ場所

(2) 建設方法

建設は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

(3) 供与

ア　対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ　管理及び処分

(ｱ) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(ｲ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(4) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(5) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、または応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

３　応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 建設方法、応急修理の方法

ア　応急修理は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

イ　応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

４　建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築等は、財産管理班（財産管理課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設等に必要な建築技術者について、市内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

（参考）応急住宅関係団体　　資料編　〔表〕４－１１－１

5　住宅等のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

6　応援協力関係

市長は、自ら応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施またはこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 12 節　死体の捜索、処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の捜索、死体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

１　実施責任者

(1) 災害時における死体の捜索は、警察官の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

(2) 災害時における死体の処理は、弘前警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。

(3) 災害時における死体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

２　死体の捜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア　行方不明の状態になってから相当の期間（発生後３日）を経過している場合

イ　災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ　災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 死体の捜索の方法

死体の捜索は、警察官、消防職員及び消防団員等により捜索班を編成し、実施する。

なお、死体の捜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、死体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア　実施責任者

イ　死体発見者

ウ　捜索年月日

エ　捜索地域

オ　捜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ　費用

３　死体の処理

(1) 対象

死体の処理は、後記４の死体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 死体の処理の方法

ア　弘前警察署は、収容した死体について検視（見分）する。

イ　医療機関は、死体の死因その他について医学的検査をする。

ウ　市は、死体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ　市は、死体の身元の識別または埋火葬が行われるまでの間、大規模なイベント施設、公民館、体育館、廃校等多数死体を安置可能な場所に一時保存する。

(3) 事務処理

災害時において、死体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア　実施責任者

イ　死亡年月日

ウ　死亡原因

エ　死体発見場所及び日時

オ　死亡者及び遺族の住所氏名

カ　洗浄等の処理状況

キ　一時収容場所及び収容期間

ク　費用

４　死体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア　遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。
イ　墓地または火葬場が浸水または流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
ウ　経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
エ　埋火葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者や幼少者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺または骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬または納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂または寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

(4) 火葬場所及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

資料編　〔表〕４－１２－１

(5) 事務処理

災害時において、死体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア　実施責任者
イ　埋火葬年月日
ウ　死亡者の住所、氏名
エ　埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
オ　埋火葬品等の支給状況
カ　費用

5　実施期間

災害発生の日から原則として１０日以内の期間で実施する。

6　応援協力関係

市長は、自ら死体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、死体の捜索、処理、埋火葬の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあっせんを依頼する。

7　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 13 節　障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、または道路等に堆積した場合に、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

１　実施責任者

(1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

２　障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア　対象者

災害により、住家等が半壊または床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ　障害物除去の方法

(ｱ) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(ｲ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の雨風をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア　道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

イ　河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

ウ　道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

エ　鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

３　除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとする。

(1) 廃棄する障害物の集積場所は次のとおりとし、搬入に当たっては可能な限り分別して行うものとする。

資料編　〔表〕４－１３－１

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

４　資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

(1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第４章第 18 節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１３－２

５　応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施またはこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努める。

６　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 14 節　被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失またはき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講ずるものとする。

１　実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給（貸）与は、市長（災害救助法が適用された場合または災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託を受けた市長）が行う。

２　確保

(1) 市は、住民が各家庭や職場で、平常時から３日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

(2) 市は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。

(3) 市は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

３　調達

(1) 調達担当

調達担当は、子育て支援班（子育て支援課）とする。

(2) 生活必需品の確保

ア　市長は、住民が各家庭や職場で、平常時から３日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ　住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通在庫備蓄に努める。

ウ　流通在庫備蓄を確保するため、公共的団体等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

エ　暖房器具については、選挙管理委員会で保有している移動式ストーブで対応するほか、停電時の学校暖房に対応するため、発電機から電源がとれるように、今後、発電機及び切替装置を推進していく。

(3) 調達方法

市内の業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県または他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

また、上記にかかわらず、速やかな供給を行うため、平素から調達先について広く調査把握しておくものとする。

資料編　〔表〕４－１４－１

(4) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市役所、支所、出張所、公民館、避難所のうちから、その都度適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見当たらない場合は次のとおりとする。

資料編　〔表〕４－１４－２

４　給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア　給（貸）与担当は、子育て支援班（子育て支援課）とする。

イ　給（貸）与作業の実施は、次の構成により行うものとする。

管理者１名、協力員４名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、またはき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最少限度のものとする。

ア　寝具

イ　外衣

ウ　肌着

エ　身の回り品
オ　炊事道具
カ　食器
キ　日用品
ク　光熱材料
ケ　高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

(4) 配分方法

市は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5　応援協力関係

市長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施またはこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第 15 節　医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

１　実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合または災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

２　医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア　医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ　助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ　保健の対象者

(ｱ) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に支障をきたし、不健康に陥りつつある者

(ｲ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ｳ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(ｴ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見みられる者

(2) 範囲

ア　診療

イ　薬剤または治療材料の支給

ウ　処置手術その他治療及び施術

エ　病院、診療所または介護老人保健施設への移送

オ　看護、介護

カ　助産（分べん介助等）

キ　健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク　栄養相談指導

(3) 実施方法

ア　医療

病院班（市立病院）が健康づくり推進班（健康づくり推進課）と協議の上、救護班を編成して医療に当たるものとするが、トリアージタッグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

イ　助産

上記アに準ずる。

ウ　保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、または診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て編成し行う。救護班は、医師１名、看護師（保健師を含む。）３名、補助事務員１名で編成するが、救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて適宜増員するものとし、市長が決定する。

(5) 救護所の設置

救護所の設置場所は、その都度適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見当たらない場合は次のとおりとする。

資料編　〔表〕４－１５－１

３　医薬品等の調達

(1) 医薬品等の調達は、病院班（市立病院）において、市内の関係業者から調達する。

資料編　〔表〕　４－１５－２

(2) 市内において医薬品等が不足する場合は、知事または近隣市町村長に対し、調達あっせんを要請する。

４　救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第４章第 17 節「輸送対策」による。

５　医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１５－３

６　応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害時派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を含め応援を要請する。

７　その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 16 節　被災動物対策

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。

１　実施責任者

災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。

２　実施内容

(1) 避難所における動物の適正飼養

県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。

(2) 特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。

３　応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

第 17 節　輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施するものとする。

１　実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長が行う。

２　実施内容

(1) 車両の調達

輸送対策担当は、財産管理班（財産管理課）とする。

市は、自ら所有する車両（資料編　〔表〕４－１７－１）により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア　公共的団体の車両

イ　運送業者等営業用の車両（資料編　〔表〕４－１７－２）

ウ　その他の自家用車両

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア　被災者の避難輸送

イ　医療、助産及び保健に係る輸送

ウ　被災者の救出に係る輸送

エ　飲料水供給に係る輸送

オ　救援用物資の輸送

カ　死体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量を勘案し最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておく。

ア　自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、または確保できない場合は、他市町村または県に応援を要請するほか、必要に応じ民間物流事業者に対して協力を要請する。

イ　鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、または鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ　航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、または緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁または自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ｱ) 航空機使用の目的及びその状況

(ｲ) 機種及び機数

(ｳ) 期間及び活動内容

(ｴ) 離着陸地点または目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	管理者	所　在　地	面　積	周囲の状況
岩木川河川敷	局　長※	悪戸	100m ×100m	河川敷グラウンド
東目屋中学校グラウンド	校　長	桜庭字清水流	50m ×80m	校庭・岩木川左岸
弘前市運動公園	市　長	豊田二丁目	100m ×100m	陸上競技場
岩木山百沢スキー場駐車場	市　長	百沢東岩木山国有林内	78m ×100m	原野
相馬小学校	校　長	黒滝字二ノ松本	16,786m^2	水田

※国土交通省東北地方整備局長

エ　人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両（輸送用のみ抜粋）　　資料編　〔表〕４－１７－３

3　応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合または不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援または知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

(1) 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量を含む。）
(2) 輸送を必要とする区間
(3) 輸送の予定日時
(4) その他必要な事項

4　その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第 18 節　労務供給

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

１　実施責任者

(1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

(2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行う。

２　実施内容

(1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。

(2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア　奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体、及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ　奉仕団の従事作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

(ｱ) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
(ｲ) 清掃、防疫
(ｳ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
(ｴ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
(ｵ) 軽易な事務の補助

ウ　奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長または日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ　日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

市内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１８－１

(3) 労務者の雇用

ア　労務者が行う応急対策の内容

(ｱ) 被災者の避難支援
(ｲ) 医療救護における移送
(ｳ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
(ｴ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
(ｵ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
(ｶ) 死体の捜索及び処理

イ　労務者の雇用は、原則として弘前公共職業安定所を通じて行う。

ウ　労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

(ｱ) 労務者の雇用を要する目的
(ｲ) 作業内容
(ｳ) 所要人員
(ｴ) 雇用を要する期間
(ｵ) 従事する地域
(ｶ) 輸送、宿泊等の方法

エ　労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

資料編　〔表〕４－１８－２

3　技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、または緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令または協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の　教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事　項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項	知　事 （市町村長）	災害対策基本法 第71条第1項 （〃第72条第2項）	従事命令	(1) 医師、歯科医師または薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士または歯科衛生士 (3) 土木技術者または建築技術者 (4) 大工、左官またはとび職 (5) 土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業　者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付（様式県施行細則第９条、第１１条）	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知　事	災害救助法 第７条第１項	従事命令	１と同じ		県施行細則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法 第７条第２項		輸送関係者 (1の(6) ～(10) に掲げる者)	公用令書を交付		
		知　事	災害救助法第８条	協力命令	１と同じ	１と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民または応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条第５項	従事	火災の現場付近にある者			３に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者			３に同じ

４　労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は人材育成班（人材育成課）とする。

(2) 労務配分方法

ア　各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、人材育成班長に労務供給の要請を行う。

イ　人材育成班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

５　応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア　市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事または指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ　市長は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

６　その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第 19 節　防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において市の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

１　実施責任者

災害時における防災ボランティアの受入や支援等は、弘前市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、弘前市社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部弘前市地区が参画する。

(1) センターの役割

ア　市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ　被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ　防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ　被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ　被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ　防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ　避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため市、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアルを定めておく。

２　応援協力関係

(1) 市は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 市等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第 20 節　防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

１　実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

環境管理班（環境管理課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な貿易組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 １～４班	１班当たり ３名	感染症予防のための防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・１～４班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり。

区　分		構　成		業　務　内　容	備　考
		班長	班員		
計画班		１名	２名	貨物自動車及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤配布計画の樹立	・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、または中南地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
配布班	１班	１名	２名	配布計画に基づき、被災区域を巡回し、当該町会長または町会衛生部長宅に薬剤の必要量を一括配布する。 １世帯当たりの配布基準は次のとおりとする。 ・床上浸水　逆性せっけん　200cc （塩酸ﾍﾞﾝｻﾞﾙｺﾆｳﾑ液） 消石灰　2kg／坪 ・床下浸水　消石灰　1kg／坪	
	２班	１名	２名		
	３班	１名	２名		

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 防疫活動

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下この節において「法」という。）第２７条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下この節において「規則」という。）第１４条に定めるところに従って行う。

イ　薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ　冠水家屋に対しては、各戸に逆性せっけん（塩酸ベンザルコニウム液）及び消石灰を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第２８条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第１５条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第２９条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第１６条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア　法第３１条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ　生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ　生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7)　患者等に対する措置

ア　被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、速やかに中南地域県民局地域

健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ　臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ　感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関（第２種）	所　在　地	電　話	病床数
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53	33-5111	６床

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の所有者または管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア　被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ　防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ　災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ　防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア　被害状況報告書

イ　防疫活動状況の報告

ウ　防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ　清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ　ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ　生活の用に供される水の供給に関する書類

キ　患者台帳

ク　防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次のとおりとするが、調達不能の場合は、知事にあっせんを要請する。

防疫用薬剤の調達先　　資料編　〔表〕４－２０－１

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和４０年５月１０日衛発第３０２号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

３　応援協力関係

(1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第 21 節　廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1　実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の収集・処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行う。

2　応急清掃

(1) ごみの処理

ア　ごみの収集及び運搬

ごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ　ごみの処分

(ｱ) 可燃性のごみは、市等のごみ処理施設において焼却処分する。

(ｲ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。

(ｳ) 不燃性のものは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(ｴ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合または焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

ア　し尿の収集・運搬及び処分は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ　し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて２～３割程度のくみ取りを実施する。

ウ　収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合または施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処理する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合または緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施する。

ア　ごみ処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員の内１名は主任である。）

班　名	責　任　者	班　員	機械器具等	地域分担	処　理　場
第１班	環境管理班長 （環境管理課長）	２５人	ごみ収集車　８台	市街地区	可燃 ・弘前地区環境整備センター ・南部清掃工場 不燃 ・弘前市埋立処分場 ・ECクリーンセンター瑞穂
第２班		２５人	ごみ収集車　８台	市街地区	
第３班		１９人	ごみ収集車　６台	田園地区	
第４班		１９人	ごみ収集車　６台	田園地区	

イ　し尿処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員の内１名は班長である。）

班　名	責　任　者	班　員	機械器具等	地域分担	処　理　場
第１班	許可業者	６人	し尿収集車　５台	随　時	中央衛生センター
第２班		１３人	し尿収集車　９台		
第３班		４人	し尿収集車　２台		
第４班		１２人	し尿収集車　５台		

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

資料編　〔表〕４－２１－１

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、死亡獣畜取扱場に搬送し、処理すること

を指導する。
　なお、搬送が不可能な場合は、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室に相談し、指導を受ける。

３　清掃資機材の調達
清掃資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。
　　資料編　〔表〕４－２１－２

４　応援協力関係
市長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

５　環境汚染防止
市長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第 22 節　金融機関対策

風水害等の災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

１　実施責任者
市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

２　応援協力関係
市長は、り災者による預金払戻し等に必要なり災証明書の円滑な発行に努める。

第 23 節　文教対策

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

１　実施責任者

(1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長及び市教育委員会が行う。

(2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。

(3) 私立学校等の応急の教育対策は、その設置者が行う。

２　実施内容

(1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

ア　校長は、災害の発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

イ　特別支援学校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害時の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

(2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、市教育委員会及び国立・市立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア　校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ　校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業または二部授業を含む。以下、エ及びオの授業についても同様とする。）

ウ　校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ　校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。

オ　校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設をあらかじめ定めておくものとする。

資料編　〔表〕４－２３－１

カ　校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ、上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、または授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア　市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会または各学校長が行う。

ただし、各学校長が行う場合は、市教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに市教育委員会に報告する。

イ　国立・私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

市長は、児童生徒が学用品をそう失し、またはき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア　給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失または床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、またはき損し、就学に支障を来した小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）とする。

イ　学用品の種類等

(ｱ) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(ｲ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認

めるもの

ウ　学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ｱ) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店または教科書供給所から調達する。

(ｲ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼し、確保する。

資料編　〔表〕４－２３－２

エ　給与の方法

(ｱ) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に給与する。

(ｲ) 校長は、配布計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健指導等を行う。

(6) 学校給食対策

ア　校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ　学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施する。

ア　文化財に被害が生じた場合、その所有者等は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ　県教育委員会及び市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

ウ　被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者等が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

3　教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

資料編　〔表〕４－２３－３

(2) 学校以外の教育施設の状況

資料編　〔表〕４－２３－４

4　応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア　市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会または県教育委員会へ応援を要請する。

イ　私立学校等管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会または県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施調達について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5　その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 24 節　警備対策

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

１　実施責任者

災害時における警備対策は、市、自主防犯組織及び防災関係機関が協力しながら弘前警察署長が行う。

２　災害時における措置等

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

(1) 災害関連情報の収集及び伝達
(2) 被災者の救出救助及び避難誘導
(3) 行方不明者の捜索及び死体の見分
(4) 被災地における交通規制
(5) 被災地における社会秩序の維持

ア　弘前警察署は独自に、または自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ　災害に便乗した犯罪の取締や被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ　暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(6) 被災地における広報活動

第 25 節　交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

１　実施責任者

(1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。

(2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、弘前警察署長が道路管理者等と連携して実施する。

２　陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

ア　道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

イ　道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

ア　道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講ずる。

イ　道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に　　付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

ウ　道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急措置を実施することにより、緊急交通の確保を図る。

エ　道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。

(4) 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

第 26 節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講ずる。

１　実施責任者

(1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。

(2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

２　応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置【東北電力㈱弘前営業所】

ア　応急復旧

災害時には、社員及び工事会社を動員するとともに、工事会社及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切替え等により電力供給確保に努める。

イ　協定及び県、他市町村等への協力要請

復旧仮設用用地、資機材置場及び臨時駐車場については、「災害時における電力復旧応援隊の受け入れの協力に関する協定」によるほか、協定によりがたい場合、または協定によっても確保が困難な場合は、県、他市町村等へ協力を要請する。

ウ　電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ　二次災害の予防措置

(ｱ) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(ｲ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

オ　広報

被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ｱ) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(ｲ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

a　無断昇柱、無断工事をしないこと。

b　電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力㈱弘前営業所に通報すること。

c　断線垂下している電線に絶対さわらないこと。

d　送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木の伐採や倒壊建造物等を除去するときは、速やかに東北電力㈱弘前営業所に連絡すること。

(2) ガス施設応急措置【弘前ガス㈱】

ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての基本的事項について「保安規程」に定めガス工作物の保安の確保に万全を期する。

ガス工作物には地中部が多いこと、二次災害防止の観点よりガスの漏えいは許されないことから、ガス工作物が地震の被災を受けた場合の被害を食い止めるため、「地震対策規則」を定める。台風、洪水、火災その他非常の場合の措置については、「地震対策規則」に準じる。

ア　体制確立

(ｱ) 地震、台風、洪水、火災その他による広範囲にわたるガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応ができるよう体制を確立する。

(ｲ) 災害の発生が予想されまたは発生した場合には、必要に応じ対策本部を招集する。なお、地震が発生し、気象庁の発表した震度階級が４以上の場合は対策本部を招集するとともに、あらかじめ定

められた職員が自動出動する。

イ　要員及び資機材等の確保

(ｱ) 災害時の動員により、応急処理あるいはガス漏れ通報の受付に携わる職員については、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を中心とした教育を実施する。

(ｲ) 災害及び事故等の発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資機材及び早期復旧を図るために必要な資機材を備えておく。

(ｳ) あらかじめ関連の工事会社等に災害防止のための人員や資機材の提供に関する協力体制を確立しておく。

ウ　安全広報

(ｱ) 平常時には災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備しておくとともに、発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

(ｲ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客様に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(3) 上水道施設応急措置【弘前市上下水道部】

ア　体制確立

あらかじめ定められた動員計画（第２章第３節「動員計画」）に基づき、迅速な初動体制確立のため職員が参集し配備に就くとともに、指揮命令系統及び情報の収集・伝達体制を確立する。

イ　要員及び資機材の確保

災害発生時はそれぞれの勤務場所に出勤し、被害の情報収集を実施するとともに、必要な資機材、給水用具等について、指定給水装置工事事業者及び青森県管工機材商業協同組合を通じて確保に努める。

ウ　安全広報

市災害対策本部を通じて各種報道機関による広報を行うとともに、広報車を利用し断減水及び応急給水の時間、場所などの広報を実施する。

エ　応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて、「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」及び「災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書」に基づき、弘前管工事業協同組合及び青森県管工機材商業協同組合へ応援を要請して、応急復旧を実施する。

また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、「水道災害相互応援協定」に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(4) 下水道施設応急措置（農業集落排水施設含む。）【弘前市上下水道部】

ア　復旧体制

あらかじめ定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ　情報収集及び安全広報

(ｱ) 災害発生時には、下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、各施設の調査点検を早急に実施する。

(ｲ) 被害状況及び復旧状況について市災害対策本部へ連絡するとともに、下水道施設の利用制限や措置状況等利用者の利便に関する事項について報道機関の協力を得て広報を行う。

ウ　応急対策

(ｱ) 管きょ施設

被災時には管きょ施設の機能を確保し、排水の万全を期するため汚水、雨水のそ通・排除に支障のないよう応急復旧を実施する。

(ｲ) ポンプ場、下水処理場、農業集落排水処理施設

被災時には予備機器への切替えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど処理機能の低下、停止を防止する。

エ　応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

(5) 電気通信設備応急措置【東日本電信電話㈱青森支店】

ア　体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、またはおそれがあるときは、東日本電信電話㈱青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

イ　情報収集及び連絡
(ｱ) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
(ｲ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部、関係機関及び報道機関等へ通報する。
ウ　災害対策用機器、車両の確保
災害発生時において通信サービスを確保し、または被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。
(ｱ) 非常用衛星通信装置
(ｲ) 非常用無線装置
(ｳ) 非常用交換装置
(ｴ) 非常用伝送装置
(ｵ) 非常用電源装置
(ｶ) 応急ケーブル
(ｷ) 災害対策指揮車
(ｸ) 雪上車及び特殊車両
(ｹ) その他応急復旧用諸装置
エ　要員、災害対策用資材の確保
災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため、平常時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。
(ｱ) 出動要員の確保
(ｲ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
(ｳ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保
オ　電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検
電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
(ｱ) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施
(ｲ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
(ｳ) 予備電源設備、及び燃料、冷却水等
(ｴ) その他防災上必要な設備及び器具等
カ　電気通信設備及び回線の応急復旧措置
電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。
キ　通信そ通に対する応急措置
災害等により電気通信サービスを停止し、または通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の措置を実施する。
ク　通信の優先利用
災害が発生した場合において取り扱う災害時優先電話の利用または非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。
ケ　通信の利用制限
災害が発生し、電話が著しくふくそうした場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
コ　災害対策機器による通信の確保
サ　災害用伝言ダイヤルの運用
シ　特設公衆電話の設置
ス　広報
災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。
(6) 放送施設応急措置【ＮＨＫ、ＲＡＢ、ＡＴＶ、ＡＢＡ、エフエム青森、アップルウェーブ】
ア　実施責任者
日本放送協会青森放送局、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森、アップルウェーブ株式会社
イ　実施内容
(ｱ) 放送施設対策
災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。
ａ　放送機等障害時の措置
放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系

統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

b　中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

c　放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

(ｲ) 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の対策を講ずる。

a　受信設備の復旧

被災した受信設備の取扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

b　避難所等での放送受信の確保

避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

第 27 節　石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、県民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう、必要な応急措置を講ずるものとする。

１　実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合中弘南支部等と連携して行う。

２　実施内容

(1) 国・県・市及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

(2) 市は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合中弘南支部等と調整しても調達できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

３　応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第 28 節　相互応援協定等に基づく広域応援

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

１　実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

２　応援の要請等

(1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア　消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の協定締結市町村へ応援を要請する。

イ　消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

ウ　水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長または指定公共機関の長または指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、または労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずるものとする。

(5) 協定の締結状況

協　定　の　名　称	締結年月日	締結機関	応援内容
消防相互応援協定 （市単独）	昭和 30 年 7 月 15 日 昭和 30 年 7 月 15 日 昭和 30 年 7 月 15 日 昭和 30 年 7 月 16 日 昭和 30 年 7 月 18 日 昭和 30 年 7 月 18 日 昭和 30 年 7 月 19 日 昭和 30 年 7 月 25 日 昭和 30 年 7 月 25 日 昭和 30 年 7 月 27 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 7 月 21 日	旧相馬村（弘前市） 鰺ヶ沢町 鶴田町 田舎館村 旧平賀町（平川市） 旧尾上町（平川市） 旧岩木町（弘前市） 板柳町 藤崎町 西目屋村 黒石市 大鰐町 旧木造町（つがる市） 五所川原市 森田村	火災、水災、その他
消防相互応援協定 （消防事務組合）	昭和 52 年 9 月 30 日 昭和 54 年 9 月 11 日 昭和 55 年 4 月 17 日 昭和 55 年 10 月 31 日 平成 6 年 6 月 1 日 平成 18 年 9 月 1 日	大館周辺広域市町村圏組合 青森(事)、黒石(事)、旧平賀・尾上(事)（平川市消防） 黒石(事) 旧平賀・尾上(事)（平川市消防） 鹿角広域行政組合 青森(事) 他５本部・12市町村	救急 火災、救急、その他 火災、水災、その他 火災、災害 高速道路における火災、救急、その他 火災、その他消防業務
青森県消防 相互応援協定	平成 5 年 2 月 25 日	青森県内67市町村 13一部事務組合(※)	災害、火災、救急救助

協　定　の　名　称	締結年月日	締結機関	応援内容
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成 18 年 9 月 29 日	青森県内40市町村	災害
水道災害相互応援協定	昭和 44 年 4 月 1 日	青森県及び67市町村	災害

（事）：消防事務組合
（※）：消防事務組合または消防を含む一部事務組合

3　市防災関係機関等の応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

協定の名称	締結年月日	締　結　機　関	応援内容
災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	平成18年7月20日	弘前管工事業協同組合 資料編〔定〕４－２８－１	応急復旧工事
災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書	平成18年7月20日	青森県管工機材商業協同組合 資料編〔定〕４－２８－２	資機材提供
災害時の医療救護活動に関する協定	平成19年11月20日	一般社団法人弘前市医師会 資料編〔定〕４－２８－３	医療救護
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成19年11月20日	弘前建設業協同組合 資料編〔定〕４－２８－４	障害物除去 応急復旧工事
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成19年11月20日	青森県解体工事業協会 津軽支部 資料編〔定〕４－２８－５	建築物の解体 災害廃棄物の撤去
災害時等における放送に関する協定	平成19年12月19日	アップルウェーブ株式会社 資料編〔定〕４－２８－６	コミュニティＦＭ放送を通じた災害情報等の提供
災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定	平成20年5月28日	東北電力株式会社弘前営業所 資料編〔定〕４－２８－７	電力復旧に係る応援隊の受け入れ施設（場所）の提供
災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	平成22年3月19日	弘前地区電気工事業協同組合 資料編〔定〕４－２８－８	電気設備等の応急復旧
災害時における物資の供給に関する協定	平成23年5月13日	株式会社イトーヨーカ堂 資料編〔定〕４－２８－９	物資の供給
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成23年9月22日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 資料編〔定〕４－２８－１０	飲料水の供給
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成23年9月1日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社弘前営業所 資料編〔定〕４－２８－１１	災害救援ベンダー
災害時における物資供給に関する協定	平成23年12月26日	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター 資料編〔定〕４－２８－１２	物資の供給
災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定	平成24年2月17日	青森県石油商業組合中弘南支部 資料編〔定〕４－２８－１３	市有施設等への燃料の優先供給
災害時の情報交換に関する協定	平成24年2月15日	国土交通省東北地方整備局 資料編〔定〕４－２８－１４	情報交換

協定の名称	締結年月日	締　結　機　関	応援内容
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成24年5月24日	株式会社ＮＴＴドコモ株式会社東北支社青森支店 資料編〔定〕４－２８－１５	通信設備の復旧
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成24年7月3日	一般社団法人青森県解体工事業協会 資料編〔定〕４－２８－１６	建築物等の解体撤去
災害時における食料供給に関する協定	平成24年11月9日	弘前仕出し商組合 資料編〔定〕４－２８－１７	食料の供給
災害時における飲料品の供給に関する協定	平成25年1月25日	ダイドードリンコ株式会社東北第二営業部 株式会社菊池商店 資料編〔定〕４－２８－１８	飲料品の供給
福祉避難所の確保に関する協定	平成25年3月27日	４８法人 資料編〔定〕４－２８－１９	福祉避難所
災害時における液化石油ガス及び応急対策資機材の調達に関する協定	平成26年3月26日	一般社団法人青森県エルピーガス協会 資料編〔定〕４－２８－２０	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成26年4月21日	サントリービバレッジサービス株式会社東北営業本部弘前支店 弘前市職員労働組合連合会 資料編〔定〕４－２８－２１	災害救援ベンダー
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成26年4月21日	みちのくキヤンテイーン株式会社弘前営業所 弘前市職員労働組合連合会 資料編〔定〕４－２８－２１	災害救援ベンダー

第 29 節　自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命または財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法(昭和２９年法律第１６５号)　第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

１　実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、市長が行う。

２　災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路または水路の啓開、障害物の除去
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　救援物資の無償貸付、譲与
サ　危険物の保安または除去
シ　その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

３　災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

ア　災害全般　　知事
イ　航空災害　　東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について陸上自衛隊第３９普通科連隊長（電話８７－２１１１）に通報する。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第３９普通科連隊長に通知する。

(2) 市長の知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

ア　市長は、当該市の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ　市長は、知事へ要求ができない場合には、その要旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長：第３９普通科連隊長）に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ　派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(ｲ) 派遣を希望する期間
(ｳ) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
(ｴ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(ｵ) その他参考となるべき事項

（参考）自衛隊災害派遣要請様式　　資料編〔様〕２７

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

４　派遣部隊の受入体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
(2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
(3) 宿舎または宿営地及び宿営に関する物資の準備
(4) 使用資機材等の準備
(5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア　ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点	管理者	所　在　地	面　積	周囲の状況
岩木川河川敷	局　長※	悪戸	100m ×100m	河川敷グラウンド
東目屋中学校グラウンド	校　長	桜庭字清水流	50m ×80m	校庭・岩木川左岸
弘前市運動公園	市　長	豊田二丁目	100m ×100m	陸上競技場
岩木山百沢スキー場駐車場	市　長	百沢東岩木山国有林内	78m ×100m	原野
相馬小学校	校　長	黒滝字二ノ松本	16,786m^2	水田

※国土交通省東北地方整備局長

イ　車両駐車場所

弘前駐屯地内または派遣部隊の指揮官と協議の上選定した場所

(6) その他必要な事項

５　派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

（参考）　自衛隊災害派遣撤収要請　　資料編　〔様〕２８

６　経費の負担

市長が負担する経費は、次を基準とする。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
(4) 県が管理する有料道路の通行料

７　その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第 30 節　県防災ヘリコプター運航要請

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

１　実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長及び消防長が行う。

２　運航要請の要件

(1) 公共性　　災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。
(2) 緊急性　　差し迫った必要性があること。
(3) 非代替性　　県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

３　活動内容

(1) 災害応急対策活動
　ア　被害状況の偵察、情報収集等
　イ　救援物資、人員等の搬送
　ウ　災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
(2) 火災防御活動
　ア　林野火災における空中消火
　イ　偵察、情報収集
　ウ　消防隊員、資機材等の搬送等
(3) 救助活動
　ア　中高層建築物等の火災における救助等の活動
　イ　山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
　ウ　高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
(4) 救急活動
　交通遠隔地からの傷病者搬送等

４　運航要請の方法

応援要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。

(1) 災害の種別
(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
(3) 災害発生現場の気象状況
(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
(5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(6) 応援に要する資機材の品目及び数量
(7) その他必要な事項

（参考）　青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書　　資料編　〔様〕２９

５　受入態勢

市長または消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事（防災消防課）と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策
(2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
(3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
(4) その他必要な事項

第５章　雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

雪害、火山災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

第１節　雪害対策

１　予防対策　［防災安全課、市民協働政策課、健康福祉部、農林部、建設部、岩木総合支所、相馬総合支所、上下水道部、教育委員会、弘前地区消防事務組合］

積雪時における雪害を未然に防止し、または拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、「弘前市雪対策総合プラン」を着実かつ確実に推進するとともに、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林水産業の生産条件の確保を図る。

１　雪害に強いまちづくり

(1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

(2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない高齢者等の除排雪困難者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。

(4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。

(5) 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。

２　情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

３　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

４　捜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の捜索、救助・救急及び消火活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

５　道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

６　交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

７　上下水道施設（農業集落排水施設含む。）

(1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。また、配水管については特に凍結防止対策を講ずる。

(2) 上水道にあっては、水源地等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識または柵等で注意

を喚起する。

8　農林水産業の生産条件の確保

農林水産業は、気象条件、土地条件等に大きく左右されることから、防雪、除雪、消雪等の雪害対策を強力に実施し、農林水産業の生産条件の確保に努める。

(1) 果樹等の枝折れ防止

果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。

(2) ビニールハウスの破損防止

積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。

(3) 越冬作物等の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。

(4) 越冬飼料の確保

冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

(5) 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。

(6) 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるため、農協や支所、出張所単位に積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

(7) 漁業事故の防止

冬期漁業による事故を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業事故防止の徹底を図る。

9　生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10　地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11　市と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、市と住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12　文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

13　防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア　なだれ防止設備の整備

(ｱ) 道路のなだれ防止設備の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止設備を整備する。

(ｲ) なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

(ｳ) 集落を保全するなだれ防止設備の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだ

れ予防柵等のなだれ防止設備を整備する。

イ　なだれ危険箇所の警戒

(ｱ) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

(ｲ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知するため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

(ｳ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及びう回路の開設及び避難措置等必要な事故防止措置を講ずる。

(2) 地吹雪災害予防対策

ア　道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェッド、視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

イ　地吹雪多発地域の警戒

(ｱ) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(ｲ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア　電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ　交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講ずる。

ウ　果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、「８　農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害予防対策

ア　融雪出水対策

融雪出水対策は、第３章第17節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ　融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第３章第19節「土砂災害予防対策」により実施する。

14　屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

15　雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。

16　防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

２　応急対策　［防災安全課、健康福祉部、農林部、建設政策課、道路維持課、岩木総合支所、相馬総合支所、消防本部ほか］

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保と一人暮しの高齢者、障害者、母子家庭等除排雪困難者の安全確保を最重点とした除雪対策等を行う。

１　実施責任者

市長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、状況に応じた体制の強化を図り、住民の生活確保のために市道等の除排雪を行う。

２　豪雪時における体制

(1) 警戒体制

市は、次に掲げる基準のいずれかに達したとき、警戒体制に移行するものとし、地域住民の安全や道路交通の確保等に向けて必要な応急対策を速やかに講ずる。

［警戒体制への移行の基準］

ア　積雪深が市街地で９０ｃｍ、賀田、五所の市有の観測点で１００ｃｍ、裾野、東目屋の市有の観測点で１２０ｃｍに達した場合を目安とする。

イ　市域管轄の中南地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれたとき。この場合、中南地域県民局地域整備部と連絡を密にし、道路交通確保に万全を期する。

(2) 緊急体制

市は、積雪深が警戒積雪深を大幅に超え、相当規模の雪害が発生し、または発生するおそれがある場合、緊急体制に移行するものとし、地域住民の安全や道路交通の確保等の応急対策に要する人員及び資機材等の増強を図り、豪雪対策本部設置時の業務に準じた応急対策を速やかに講ずるものとする。

［緊急体制への移行の基準］

積雪深が市街地で１２０ｃｍ、賀田、五所の市有の観測点で１３０ｃｍ、裾野、東目屋の市有の観測点で１４０ｃｍに達した場合を目安とする。

３　道路の交通確保

(1) 情報の収集、連絡

ア　道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。

イ　本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集・伝達を行う。

ウ　異常事態が発生した場合は、速やかにＮＨＫ、ＲＡＢ、ＡＴＶ、ＡＢＡ、エフエム青森、アップルウェーブ、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、国土交通省青森河川国道事務所、県中南地域県民局地域整備部等に通報する。

豪雪時における連絡系統図

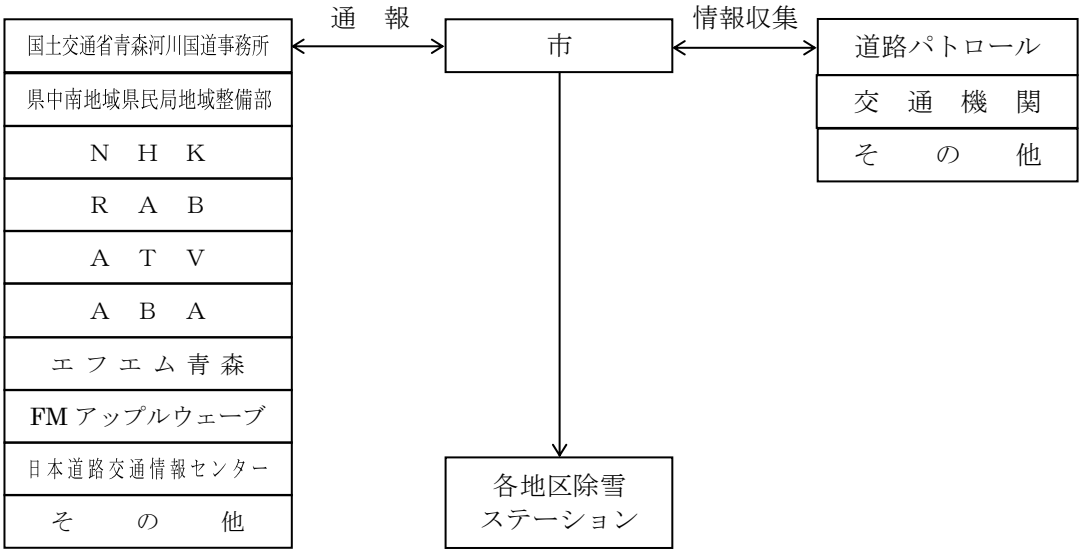

(2) 警戒・緊急体制における措置

ア　道路及びこれに関する情報連絡の強化

イ　除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配

ウ　除排雪作業の強化及び計画的検討

エ　除雪時期の検討

オ　パトロール強化及び写真その他資料の準備

カ　積雪観測を１日２回実施

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区　分	日交通量のおよその基準	除　　雪　　目　　標
第１種	1,000 台以上／日	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後５日以内に２車線確保を図る。
第２種	500～1,000 台／日	２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、１車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約１０日以内に２車線または１車線の確保を図る。
第３種	500 台未満／日	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能となってもやむをえない。

備考　上記除雪目標にかかわらず、異常降雪時においても、弘前市除雪計画に基づき極力交通が途絶しないように努める。

4　消防救急医療業務体制の確保

市消防計画によることとし、特に次の点に配慮する。

(1) 火災対策

消火栓及び防火水槽の機能を確保するため、パトロールに努め、雪割等の措置を講ずる。

(2) 緊急対策

緊急交通等の確保のため、警察及び道路管理者との密接な連携のもとに、路上駐車車両の指導取締まりや、交通障害発生箇所の整理誘導を実施する。

(3) 医療業務対策

医療機関に対し、避難階段及び非常口の除雪の励行や、火災等非常災害時の避難誘導体制の整備の徹底を指導する。

5　生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

ア　警戒体制時

市は、通学通園路の巡回を行うとともに市民と協力して通学通園路を確保する。

イ　緊急体制時

市職員、消防機関等による通学通園路確保のための除排雪を強化する。

(2) 堆雪場の指定

堆雪場は、次のとおりとする。

場　　所	規　　模		備　　考
	占用面積	計画排雪量	
樋の口雪置き場	12,700m^2	80,000m^3	
悪戸雪置き場	77,225m^2	300,000m^3	
堀越雪置き場	63,660m^2	400,000m^3	
紙漉沢雪置き場	3,747m^2	5,000m^3	

6　鉄道交通の確保

(1) 積雪期における既定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車両、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

7　通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。また、市長はそれぞれの事業者に除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

8　交通安全対策及び円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、弘前警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、弘前警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

(3) 除（排）雪作業を実施する場合、弘前警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行なう。

また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

9　除排雪困難者の除排雪対策

(1) 警戒体制時

一人暮しの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について、豪雪による家屋倒壊等を未然に防ぐため、弘前市社会福祉協議会及び消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、巡回と屋根雪等の計画的な排除に万全を期する。

(2) 緊急体制時

豪雪により除排雪困難者の安全確保の緊急性及び危険性が高まっている場合は、家屋倒壊や屋根雪の落雪等による被害を防ぐため、警戒体制時に加えて市職員及び消防本部、消防団による巡回と屋根雪等の排除を強化する。

10　農林・土木関係対策

(1) りんご樹や農業用施設等の被害状況を把握し、関係機関等と連携しながら適切な指導・対策を講ずる。

(2) なだれ等の発生のおそれがある危険箇所については、市及び消防機関等による巡視を行い、異常を発見した場合は直ちに関係機関に通報する。

11　豪雪対策本部の設置

市長は、緊急体制に移行し、かつ必要があると認めるときは、豪雪対策本部を設け、緊急輸送の確保その他の災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

(1) 組織及び編成

豪雪対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

本部会議					
本部長	市長				
副本部長	副市長 教育長				
本部員	経営戦略部長	→	対策連絡部	→	各班
	財務部長	→	財務部	→	各班
	市民文化スポーツ部長	→	市民文化スポーツ部	→	各班
	健康福祉部長、理事	→	健康福祉部	→	各班
	農林部長	→	農林部	→	各班
	商工振興部長	→	商工振興部	→	班
	観光振興部長	→	観光振興部	→	班
	建設部長	→	建設部	→	各班
	都市環境部長	→	都市環境部	→	各班
	岩木総合支所長	→	岩木連絡部	→	各班
	相馬総合支所長	→	相馬連絡部	→	各班
	上下水道部長	→	上下水道部	→	班
	教育部長	→	教育部	→	班
	市立病院事務局長	→	病院部	→	班
	農業委員会事務局長	→	農委連絡部	→	班

各班
支部
東目屋
船沢
高杉
裾野
新和
石川

(2) 各部、各班の分担事務

災害予防及び災害応急活動の実施については、第２章に規定する災害対策本部業務分担によるほか、それぞれ所管の部長の命により、次に掲げる各部、各班の分担業務を処理するものとする。

なお、豪雪対策本部は、市に災害対策本部が設置された場合は、自動的にこの本部の組織に編入され、それぞれの分担業務を処理する。

部（部長）	班（班長）	分担業務
対策連絡部 （経営戦略部長）	対策調整班 （防災安全課長）	1　情報の収集、伝達 2　各部の業務の調整、連絡 3　本部の庶務 4　被害等の調書の作成、報告の総括
	政策推進班 （政策推進課長）	1　国会議員等視察者の応接
	人材育成班 （人材育成課長）	1　職員の動員、勤務
	法務契約班 （法務契約課長）	1　本部の設置、廃止の告示 2　資機材等の調達
	広聴広報班 （広聴広報課長）	1　被害状況の取材、記録及び広報
	消防班 （消防団長）	1　地域の情報収集 2　除排雪困難者の除排雪対策の応援
財務部 （財務部長）	財産管理班 （財産管理課長）	1　自動車の配車、借上げ 2　市営住宅の雪害防止及び雪害復旧 3　市の公共建築物の応急対策に係る関係機関との連絡調整及び技術支援に関すること

部（部長）	班（班長）	分　担　業　務
	市民税班 （市民税課長）	1　被災世帯等の調査 2　市税の減免等
	資産税班 （資産税課長）	
市民文化スポーツ部 （市民文化スポーツ部長）	市民協働政策班 （市民協働政策課長）	1　市民組織との連携、協力 2　被災地域の特別交通指導
	支　部 （各出張所長）	1　出張所地域における被害状況調査及び報告
	文化スポーツ振興班 （文化スポーツ振興課長）	1　文化体育施設の雪害防止及び雪害復旧
健康福祉部 （健康福祉部長） （健康福祉部理事）	福祉政策班 （福祉政策課長）	1　除排雪困難者（障害者）の除排雪対策 2　除雪ボランティアに関する社会福祉協議会との連絡調整
	子育て支援班 （子育て支援課長）	1　除排雪困難者（母子世帯）の除排雪対策
	生活福祉班 （生活福祉課長）	1　困窮（生活保護）世帯の救助及び援助
	介護福祉班 （介護福祉課長）	1　除排雪困難者（高齢者）の除排雪対策
	国保年金班 （国保年金課長）	1　保険料の減免等
	健康づくり推進班 （健康づくり推進課長）	1　医療機関との連携、協力及び保健衛生指導
農　林　部 （農林部長）	農業政策班 （農業政策課長）	1　農林関係被害調査等の総括及び対策調整班への報告 2　農林関係被害者の救済対策 3　農畜産物施設の雪害防止及び雪害復旧 4　農産物、農業資材の需給 5　内水面漁業関係被害者の救済対策及び水産業関係被害報告のとりまとめ 6　野菜、花き施設の雪害防止及び雪害復旧
	りんご班 （りんご課長）	1　りんご、特産果樹施設の雪害防止及び雪害復旧
	農村整備班 （農村整備課長）	1　農地、農業用施設の雪害防止及び雪害復旧 2　農業用水路の溢水による水害防止
商工振興部 （商工振興部長）	商工政策班 （商工政策課長）	1　生活物資の需給調整 2　商工関係被害調査及び対策調整班への報告 3　商工関係被害者の救済対策 4　水産地方卸売市場施設等に関する被害調査及び農政班への報告
観光振興部 （観光振興部長）	観光政策班 （観光政策課長）	1　観光施設の雪害防止及び雪害復旧
建　設　部 （建設部長）	道路維持班 （道路維持課長）	1　道路の除雪及び排雪 2　消・流雪溝の管理及び雪置き場の開設等
	建設政策班 （建設政策課長）	1　道路交通の確保 2　道路、橋梁等の雪害復旧 3　河川の溢水による水害防止
	建築指導班 （建築指導課長）	1　工事施工中の家屋等の雪害防止の指導 2　屋根雪荷重による家屋倒壊等防止の指導

部（部長）	班（班長）	分　担　業　務
都市環境部 （都市環境部長）	都市政策班 （都市政策課長）	1　工事施工中の施設等に係る雪害防止及び雪害復旧
	区画整理班 （区画整理課長）	1　工事施工中の施設等に係る雪害防止及び雪害復旧
	公園緑地班 （公園緑地課長）	1　鷹揚園等所管施設の雪害防止及び雪害復旧
	環境管理班 （環境管理課長）	1　防疫活動 2　防疫に係る必要資材の確保 3　公害発生に伴う防止活動 4　空き家の屋根雪の崩落による被害防止のための状況把握と所有者への対策要請 5　ごみの収集及びごみ埋立地の運営、管理 6　ごみ焼却施設及びし尿処理施設の連絡調整
岩木連絡部 （岩木総合支所長）	岩木総務班 （総務課長）	1　岩木地区の情報収集の総括 2　対策調整班への災害情報等の連絡
	岩木民生班 （民生課長）	1　岩木地区の被災世帯等の調査 2　岩木地区の除排雪困難者の除排雪対策
相馬連絡部 （相馬総合支所長）	相馬総務班 （総務課長）	1　相馬地区の情報収集の総括 2　対策調整班への災害情報等の連絡
	相馬民生班 （民生課長）	1　相馬地区の被災世帯等の調査 2　相馬地区の除排雪困難者の除排雪対策
上下水道部 （上下水道部長）	上下水道班 （総務課長） （営業課長） （工務課長） （上水道施設課長） （下水道施設課長）	1　飲料水の供給確保 2　上下水道施設の雪害防止及び雪害復旧 3　工事施工中の施設等に係る雪害防止及び雪害復旧
教　育　部 （教育部長）	教 育 班 （教育政策課長） （学校企画課長） （学務健康課長）	1　学校運営の確保 2　文教施設の雪害防止及び雪害復旧
病　院　部 （市立病院事務局長）	病 院 班 （総務課長）	1　負傷者等に対する医療及び助産 2　医療薬剤及び資材の確保
農委連絡部 （農業委員会事務局長）	農 委 班 （事務局次長）	1　委員との情報伝達 2　農林部が実施する業務の応援

12　応援協力関係

(1) 市自ら除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施またはこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第２節　火山災害対策

１　予防対策　［防災安全課、岩木総合支所］

活動的火山である岩木山の火山現象から住民の生命、身体及び財産を保護するため、噴火警報等の伝達、観測体制の確立等を図るものとする。

（火山周辺市町村　　岩木山　：弘前市、鰺ヶ沢町、西目屋村）

1　情報収集・連絡体制の整備

(1) 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、常時遠望観測を実施するほか、火山活動に関する異常現象が、発見者から市、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。

(2) 噴火警報等を迅速かつ確実に住民等に伝達するため防災行政無線を整備する。

(3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3　救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4　避難体制の整備

避難体制の整備は、第３章第９節「避難対策」によるほか、次のとおりとする。

(1) 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難所を設定しておく。

(2) 火山活動の状況に応じての登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行うための計画を策定しておく。

(3) 関係市町村及び関係機関の協議等により、火山周辺で地域住民が居住している範囲を火山災害対策計画における「居住地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警報発表時に必要十分な避難対策が行えるようにする。

5　防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

(1) 第３章第８節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関と密接な連携のもとにハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 第３章第６節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により地域住民等に周知徹底する。

(3) 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平常時から地域住民等への周知徹底に努める。

２　応急対策　［防災安全課、岩木総合支所］

火山現象による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり情報収集、伝達等を行うものとする。

1　実施責任者

火山現象による災害時における住民への火山情報、避難等の情報伝達等は、青森地方気象台及び県と連携し、市長が行う。

2　噴火警報等の収集及び伝達

噴火警報等の収集及び伝達は、第４章第１節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

3　情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第４章第２節「情報収集及び被害等報告」によるほか、次による。

災害現場は山岳地であることから、市等防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

(1) 人的被害及び住家被害の状況
(2) 要救助者の確認
(3) 住民等の避難状況
(4) 噴火規模及び火山活動の状況
(5) 被害の範囲
(6) 避難路及び交通の確保の状況
(7) その他必要と認める事項

4　活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5　救助・救急活動

救助・救急活動については第４章第８節「救出」により実施する。

6　医療活動

医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8　警戒避難対策

警戒避難対策は、第４章第５節「避難」によるほか、次による。

(1) 噴火警報等の発表、または異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。
(2) 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、あらかじめ定めた市、消防本部、弘前警察署等の役割分担、誘導方法、避難先等の避難計画に基づき実施する。
(3) 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化するとともに、登山規制、立入規制等の措置をとる。
(4) 噴火警報等が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立入規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

9　災害広報・情報提供

災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10　応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第３節　航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

１　予防対策　［防災安全課］

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

１　情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

２　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

４　防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

２　応急対策　［防災安全課］

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

１　実施責任者

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

２　情報の収集・伝達

航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

【弘前市で航空機事故が発生した場合】

ア　民間機の場合

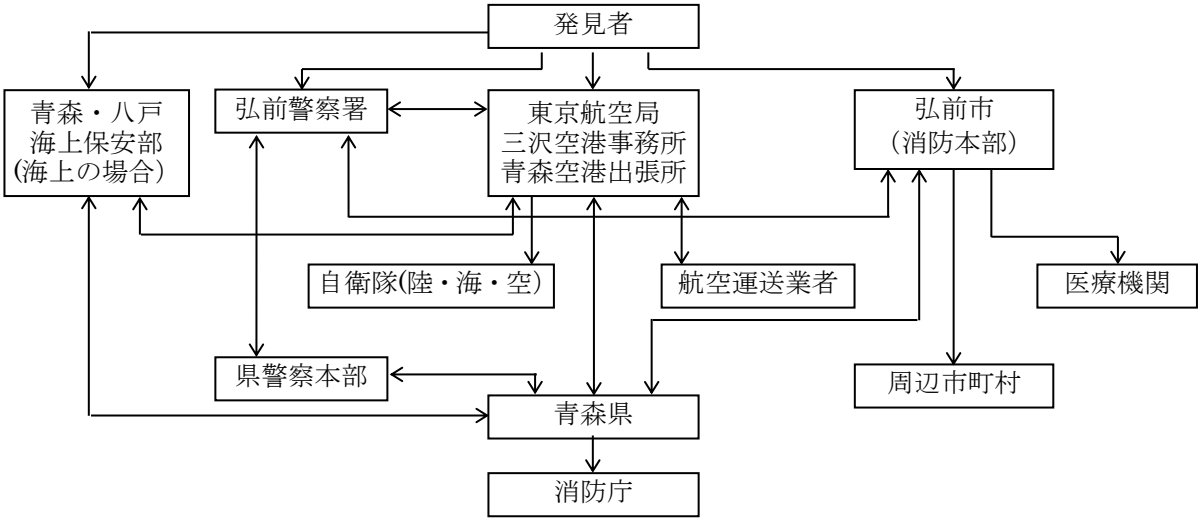

イ　自衛隊機の場合

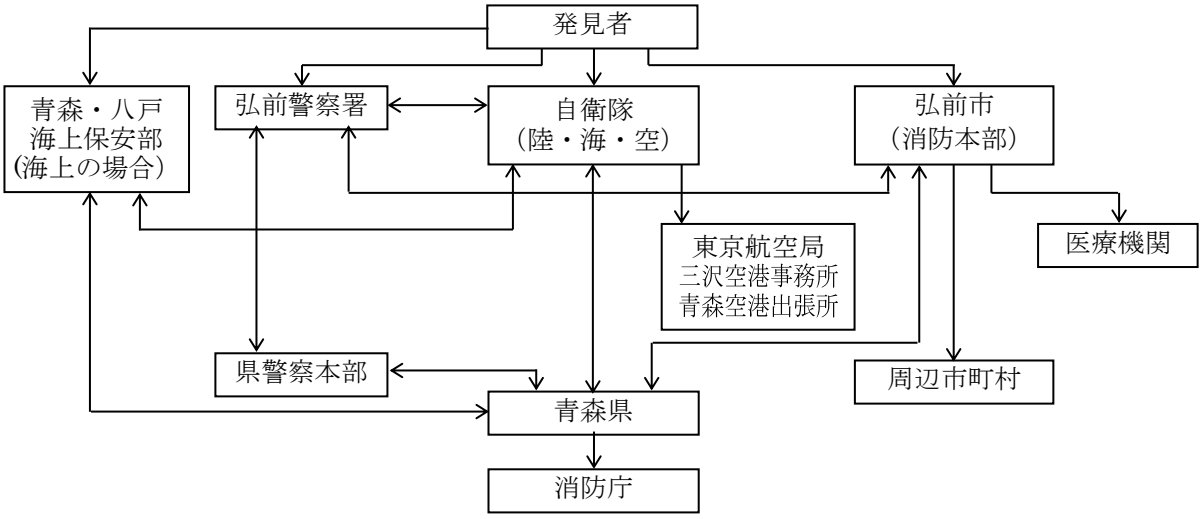

ウ　米軍機の場合

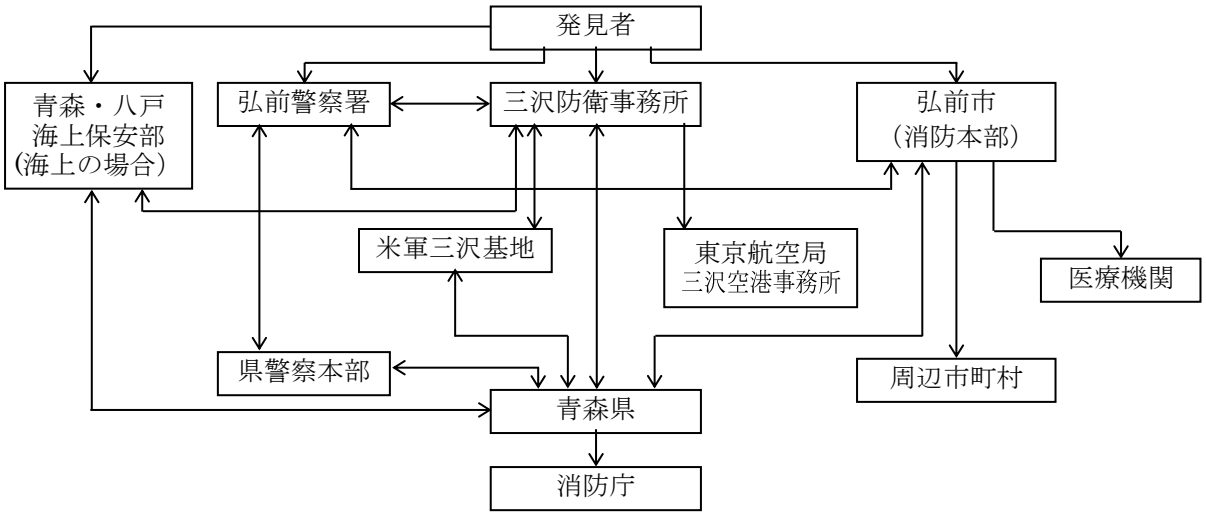

3　活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4　捜索活動（防災関係機関の措置）

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、捜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

関係機関は、緊密に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して捜索活動を実施する。

5　救助・救急活動

(1) 市長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア　空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ　弘前警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、広域緊急援助隊等による救助活動を行なう。

ウ　自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

エ　県の措置

市の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

6　医療活動

(1) 市長の措置

医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」による。

(2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合またはそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

7　消火活動

(1) 市長の措置

消火活動については第４章第６節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア　東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

イ　青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ　自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、消火活動を実施する。

エ　県の措置

市（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

8　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

9　立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 市長の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

ア　弘前警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講ずるとともに、市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨市へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ　青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

10　災害広報・情報提供

災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11　応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第４節　鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

１　予防対策　［防災安全課］

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

１　鉄軌道の安全確保

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア　事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ　土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ　国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2)　市長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

２　情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

３　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

４　救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア　事故災害発生直後における乗客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ　火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 市長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

５　防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

２　応急対策　［防災安全課］

列車の衝突等が発生し、または衝突等により被害が大きくなるおそれのある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1　実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2　情報の収集・伝達

鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

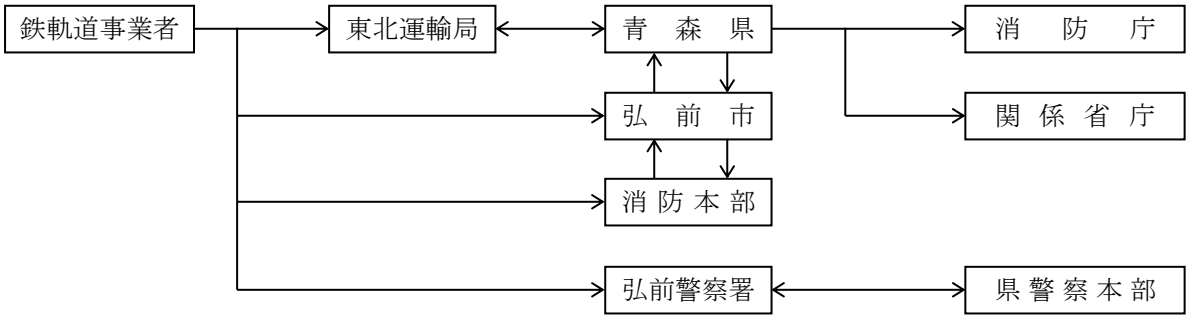

3　活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(2) 市長の措置

発災後の速やかな職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4　救助・救急活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置救助・救急活動については第４章第８節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5　医療活動

医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」による。

6　消火活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置消火活動については第４章第６節「消防」による。

7　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 市長の措置緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び

同章第25節「交通対策」による。

8　災害広報・情報提供

災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9　災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

10　応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第５節　道路災害対策

道路構造物の被災または道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

１　予防対策　［建設政策課、道路維持課］

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

１　道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア　道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ　道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のために必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 市長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

弘前警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

２　情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

３　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

４　救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 市長の措置災害時の救助・救急、医療及び消防活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

５　防災訓練の実施

(1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

６　施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

７　防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等に係る防災知識の普及・啓発を図る。

８　再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

２　応急対策　［建設政策課、道路維持課］

道路構造物が被災し、または被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1　実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2　情報の収集・伝達

道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

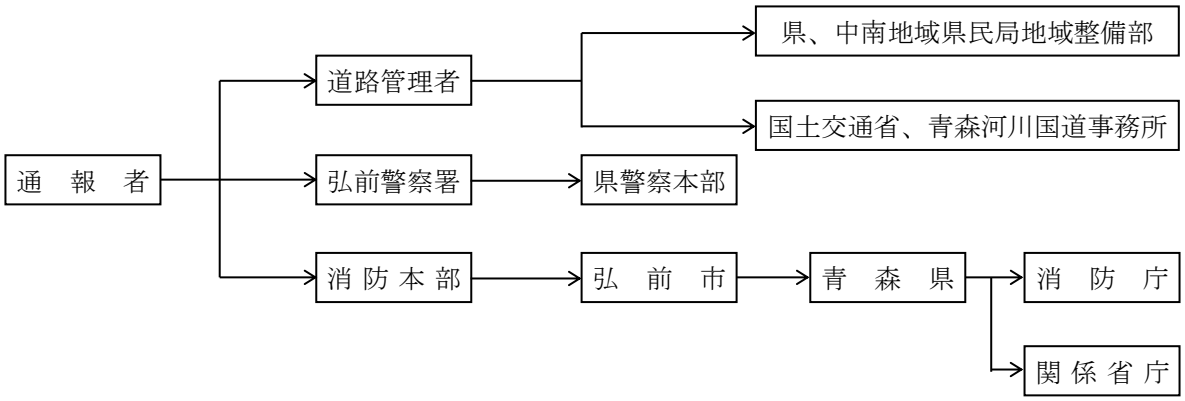

3　活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4　救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 市長の措置

救助・救急活動については第４章第８節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5　医療活動

医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行なうとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6　消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第４章第６節「消防」による。

7　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

8　危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア　消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ　弘前警察署の措置

危険物の流出が認められた場合に直ちに防除活動を行うほか、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9　道路施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 弘前警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るために必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、道路施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

10　災害広報・情報提供

災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11　災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

12　応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第６節　危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

１　予防対策　［消防本部］

危険物等災害の発生を未然に防止し、または被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

１　現況

地域内の危険物施設等一覧は、別途作成し、関係機関と共有する。

(1) 危険物施設
　　資料編　〔表〕５－６－１
(2) 石油類大量保有事業所（１００ｋｌ以上の屋外貯蔵タンクを保有している事業所）
　　資料編　〔表〕５－６－２
(3) 液化石油ガス製造施設
　　資料編　〔表〕５－６－３
(4) 一般高圧ガス製造施設
　　資料編　〔表〕５－６－４
(5) 火薬類貯蔵施設
　　資料編　〔表〕５－６－５
(6) 毒物・劇物貯蔵取扱事業所
　　資料編　〔表〕５－６－６
(7) 放射性同位元素等使用施設
　　資料編　〔表〕５－６－７

２　危険物施設

(1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備
イ　危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
ウ　予防規程の作成
エ　その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
ウ　危険物施設の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
エ　災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　保安検査、定期点検
ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検
エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ　防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3　高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ　高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ　危害予防規程の作成

エ　その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ　高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱い

ウ　高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ　災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア　事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ　県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ　県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事象所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置、業務分担）

イ　定期自主検査

ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検

エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ　防災訓練の実施

4　火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　火薬類施設の位置、構造及び設備

イ　火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任

ウ　危害予防規程の作成

エ　その他保冷で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ　火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法

ウ　火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置

エ　災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア　事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ　県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置、業務分担）

イ　定期自主検査

ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検

エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ　防災訓練の実施

５　毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

ア　毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録

イ　毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理

ウ　毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認

エ　その他保冷で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

ア　毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法

イ　毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置

ウ　災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置、業務分担）

イ　防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ　防災訓練の実施

６　放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守し、県とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

７　情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

８　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

９　救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

災害時の救助・救急、消防活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10　危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

11　避難体制の整備

避難体制の整備は、第３章第９節「避難対策」により実施する。

12　防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

13　防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

２　応急対策　［消防本部］

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1　実施責任者

(1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、消防長及び知事が行う。

(2) 危険物等の施設の所有者、管理者または占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2　情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

(1) 死者（交通事故によるものを除く）または行方不明者が発生したもの

(2) 負傷者が５名以上発生したもの

(3) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

(4) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ア　海上、河川への危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

イ　５００キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等

(5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(6)　市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

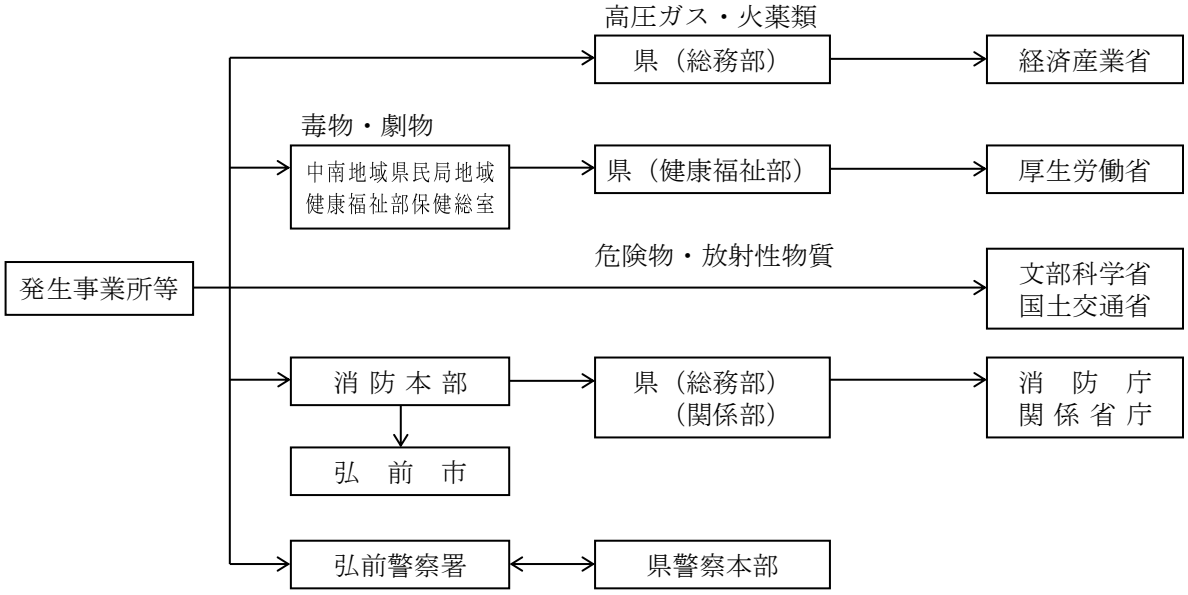

3　活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4　危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

ア　施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。

イ　消防本部及び弘前警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

エ　消防機関の到着に際しては、侵入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性または有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防

機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 市長または消防長の措置

ア　知事へ災害発生について、直ちに通報する。

イ　製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、または施設の使用の停止を命ずる。

　また、公共の安全の維持、または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、またはその使用を制限する。

ウ　危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ　警防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

　なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ　火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ　さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 弘前警察署の措置

　知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、また自らその措置を講ずる。また、弘前地区消防事務組合職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市（弘前地区消防事務組合）へ通知する。

5　高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の管理者、占有者の措置

ア　高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 市長または消防長の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

6　火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設または火薬類の所有者、占有者の措置

ア　火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講ずる。

イ　知事、弘前警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長または消防長の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

7　毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

　毒物・劇物施設等が災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室、弘前警察署、消防本部に対し災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長または消防長の措置

ア　火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ　大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 弘前警察署の措置

上記４の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

８　放射線使用施設にに係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア　災害の発生について速やかに文部科学省、弘前警察署、消防本部に通報する。

イ　施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。

ウ　被害拡大防止措置を講ずる。

エ　放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう措置を講ずる。

(2) 市長または消防長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止等の措置を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

９　医療活動

医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

10　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

11　危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 弘前地区消防事務組合は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(2) 弘前警察署は、危険物等が大量流出した場合、市と連携し避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制を行うほか防除活動を行う。

12　施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

13　災害広報・情報提供

災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

14　災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

15　応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第７節　大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

１　予防対策　［消防本部、都市政策部、建設政策部］

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関協力しながら必要な予防対策を実施する。

１　大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病等の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

２　火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

３　建築物の安全対策の推進

(1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

４　情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

５　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

６　救助・救急、医療及び消火体制の整備

(1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

(3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(4) 平常時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

７　避難体制の整備

避難体制の整備は、第３章第９節「避難対策」により実施する。

８　施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

９　防災知識の普及

(1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
(2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及、啓発に努める。
(3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

10　防災訓練の実施
防災訓練の実施は、第３章第８節「防災訓練」により実施する。

２　応急対策　［消防本部］

大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

1　実施責任者
大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行う。

2　情報の収集・伝達
大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

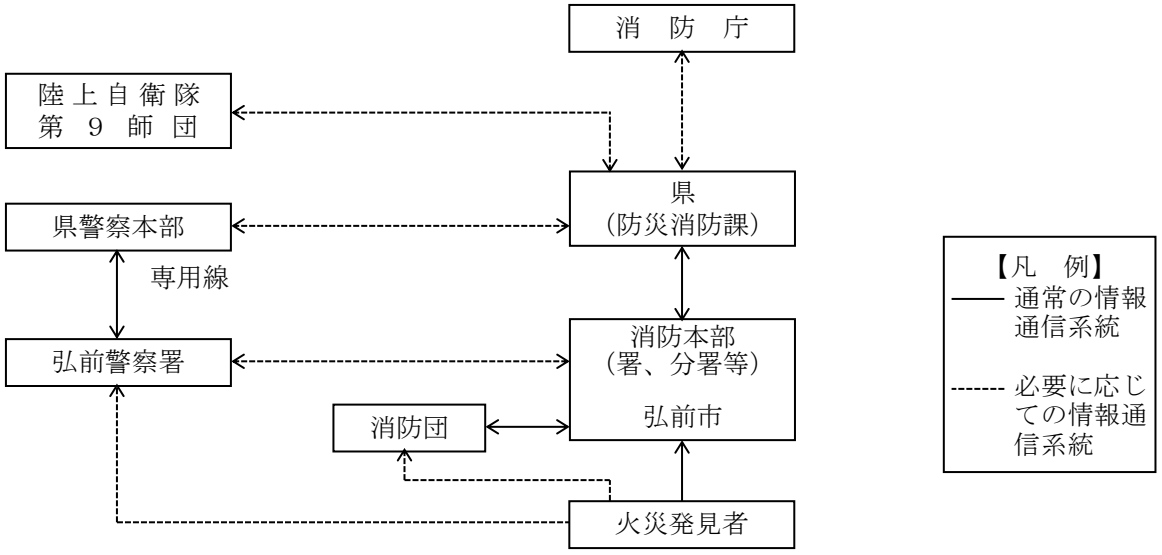

3　活動体制の確立
発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4　救助・救急活動
救助・救急活動については第４章第８節「救出」により実施する。

5　医療活動
医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

6　消火活動
消火活動については第４章第６節「消防」により実施する。

7　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

８　避難対策

避難対策については、第４章第５節「避難」により実施する。

９　施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10　災害広報・情報提供

災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11　災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12　応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第８節　大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

１　予防対策　［消防本部、農村整備課］

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

１　林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第３章第２節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所や簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講ずる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア　消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ　自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。

ウ　防火線の設置整備とともに防火樹の植栽に努める。

(2) 林野火災特別地域対策事業の推進

県と協議の上、特別地域に決定するなど林野火災対策を計画的に充実強化する。

２　情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

３　災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

４　救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。

ア　空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

イ　消火資機材の整備

軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

５　避難体制の整備

避難体制の整備は、第３章第17節「水害予防対策」の「避難体制の整備」により実施する。

６　施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

７　防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第３章第８節「防災訓練」による。

８　出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末など失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点をおいて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア　山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（４月１０日～６月１０日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ　山火事防止対策協議会の設置

中南地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ　新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ　ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板を設置し、または横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ　チラシ、パンフレット等の作成・配付

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

カ　学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透もあわせて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター、作文等の募集を行う。

キ　広報車及びパレードの巡回宣伝

山火事防止運動強調期間の期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク　火入れに関する条例の遵守

農業従事者に対し、弘前市火入規制条例（平成１８年弘前市条例第１３０号）を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促す。なお、林業機械による林野火災の発生も増加していることから、その使用についても十分指導する。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底する。

２　応急対策　［消防本部］

大規模な林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講ずる。

1　実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行う。

2　情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

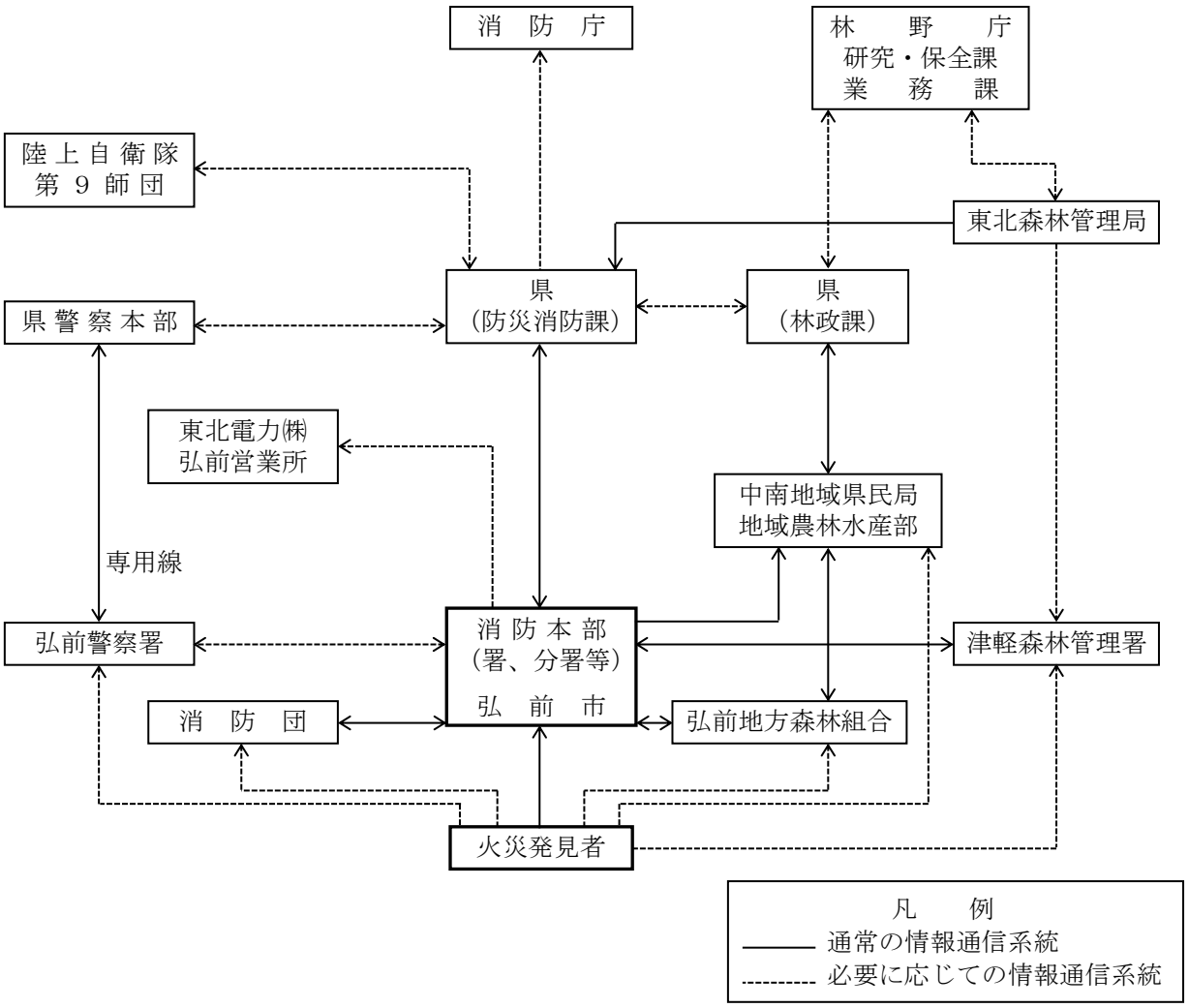

3　活動体制の確立

(1)　防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

(2)　現場指揮本部の設置等

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村または広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア　現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

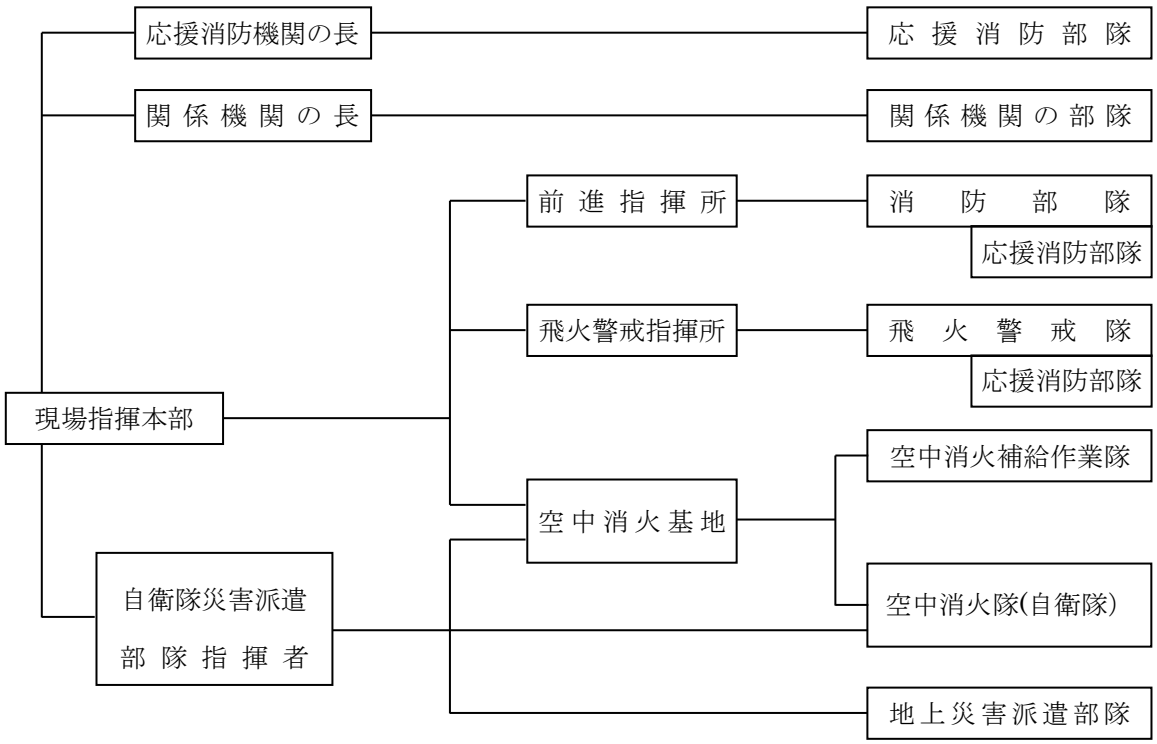

イ　現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ　現場指揮本部の編成及び任務

(ｱ) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。

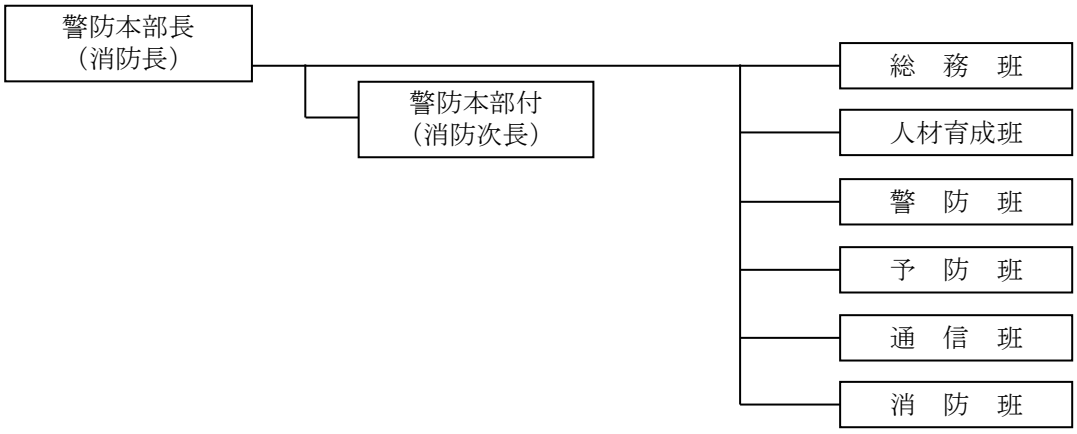

(ｲ) 任務

第２章第２節「弘前市災害対策本部」２（３）ア「弘前市災害対策本部班別業務分担」のうち消防部及びイ「弘前地区消防事務組合警防本部任務分担」に準ずる。

4　救助・救急活動

救助・救急活動については第４章第８節「救出」により実施する。

5　医療活動

医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6　消火活動

消火活動については第４章第６節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火
地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。
(2) 空中消火
空中消火は、次の場合のほか、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、県防災ヘリコプターにより、または自衛隊の災害派遣を要請して実施する。
ア　人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
イ　人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合
ウ　人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、または不足すると判断される場合
(3) 残火処理
火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。
(4) 空中消火用資機材の活用
青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材並びに東北森林管理局が備蓄している資機材を活用する。

7　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8　避難対策
林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を確保する。
(1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声機等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。
(2) 林野内の住家または山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水または防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。
(3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、または延焼するおそれのある場合、住民の生命または身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該住民に避難の勧告・指示をする。避難の方法等は、第４章第５節「避難」による。

9　施設・設備の応急復旧活動
ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10　災害広報・情報提供
災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」により実施する。
関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11　二次災害の防止活動
林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12　災害復旧
林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

13　応援協力関係
(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第４章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第６章　災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第１節　公共災害復旧事業

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

１　災害復旧手続体制の確立

(1) 市長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。

ア　本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと

イ　災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること

ウ　被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと

エ　査定を受けるための体制を確立しておくこと

(2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。

２　災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

ア　災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

イ　災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ　緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないよう考慮し、改良復旧を加味した諸工法について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事または助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう提案する。

エ　査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ　査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。

カ　大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア　公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

(ｱ) 河川災害復旧事業

(ｲ) 砂防設備災害復旧事業

(ｳ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(ｴ) 地すべり防止施設災害復旧事業

(ｵ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

(ｶ) 道路災害復旧事業

(ｷ) 下水道災害復旧事業

(ｸ) 公園災害復旧事業

イ　農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ　文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ　厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）
オ　その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3　災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県または東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア　災害復旧経費の資金需要額を把握する。
イ　災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
ウ　普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
エ　一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア　必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ　金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ　災害つなぎ資金の融通

県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4　計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア　被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
イ　復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
ウ　復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア　復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
イ　市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
ウ　住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第２節　民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講ずるよう県に働きかけるものとする。

１　農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

２　中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第３節　被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講ずるものとする。

１　被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失した者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職または一時的に就職を希望している者または被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

２　租税の徴収猶予、減免

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

３　郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除の措置を講ずる。

４　生業資金の確保（県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）　［子育て支援課］

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：市社会福祉協議会

(2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：子育て支援課、地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

申込先：子育て支援課

５　生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

６　義援物資、義援金の受け入れ（県健康福祉部、市）

(1) 義援物資の受入

県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受け入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、市が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

７　住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、市）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び建築指導課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

建築指導課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

８　生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

９　農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済について、補償業務が迅速かつ適正に行われるよう指導する。

10　漁業災害補償（県農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和３９年法律第１５８号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11　り災証明の交付体制の確立　［防災安全課］

り災証明の交付体制を確立し、迅速なり災証明の交付を行う。

12　被災者の住宅確保の支援（県県土整備部）　［財産管理課］

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入　居を行う。

13　援助、助成措置の広報等

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

弘前市地域防災計画（風水害等災害対策編）

平成１９年２月作成
（平成２２年２月修正）
（平成２６年６月修正）
（平成２７年２月修正）

発行者：弘前市防災会議
事務局：弘前市経営戦略部防災安全課

弘前市大字上白銀町１番地１
電話　0172－40－7100